

第 11 次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）から令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|------|
| (1) 意見をいただいた人数 | 30 人 |
| (2) 意見の件数 | 97 件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 20 件 |

3 意見と市の考え方

別紙 1 「意見の概要及び市の考え方」のとおり

4 その他意見（対象外：7 件）

厚木市市民参加条例第 10 条に規定するパブリックコメント手続として御意見をいただきましたが、次のいずれかに該当するため、本パブリックコメント手続の対象外となった意見について公表いたします。

- 厚木市市民参加条例施行規則第 4 条第 1 項に規定する提出方法との相違
- 厚木市市民参加条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する項目の不備
- 自治基本条例第 3 条第 1 号に該当しないもの

別紙 2 「その他意見の概要及び対象外の理由」のとおり

5 お問合せ先

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 担当課名 | 企画政策課 |
| (2) 連絡先 | 046-225-2455 |

6 結果公開日

令和 7 年 11 月 28 日 公開

別紙1 「意見の概要及び市の考え方」

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
計画全般				
1	計画全般	とても良いプランだと思う。	長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。市民の皆様の思いをまちづくりに反映できるよう、将来都市像の実現に向け、取組を進めていきます。	
2	計画全般	計画を実現してほしい。	長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。市民の皆様の思いをまちづくりに反映できるよう、将来都市像の実現に向け、取組を進めていきます。	
3	計画全般	今後のインフラ投資について、人口推計を踏まえ、市の発展と住み良さのバランスとの観点から計る必要があると思う。神奈中バスの三ツ木での路線撤退などのように、合理化に向けた検討を今から行うべきではないか。	本市では、厚木市人口ビジョンで人口の将来推計を行っており、施策の効果を見込んだ目標人口を設定し、まちづくりを進めています。 しかしながら、今後も当面の間は人口減少が続いていくものと見込んでおり、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を的確に捉えた取組が必要と考え、公共施設の総量抑制や適正配置、長寿命化等の取組を展開していくことを「行政運営の五つの基本姿勢」に掲げ、総合的かつ計画的に推進していきます。 また、神奈川中央交通株式会社の路線バスについては、近年、運転手不足や利用者の減少による廃線や減便が発生し、市民生活に影響を与えてています。今後も、路線バスを含む公共交通の維持・確保に向け、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に捉えた取組を展開していきます。	
4	計画全般	内容がわかりにくかった。もっとわかりやすいイメージ図を用いて、誰にでも伝わるようにした方がよい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、イメージ図を用いたり、レイアウトや掲載の順序を工夫するなど、市民の皆様に分かりやすくお示しできるように工夫していきます。	○
5	計画全般	長期ビジョンの各項目では、目標やみんなができることが書かれているが、「みんなができること」などは、誰でも思いつきそうな、かつ抽象的なことが書かれている。これらの内容はどのように決めているのか。有識者や当事者と話し合っているのか。 厚木で生活する当事者の方たちの生の意見や困っていること、専門家の意見などを反映させて、実現可能で、具体的であり、10年後に評価できるような計画にするべき。そのためにパブリックコメントをもっと周知したり、当事者で話し合いの場をもたせるべきだと思う。	第11次総合計画は、「長期ビジョン」と「アクションプラン」の二層により構成されており、今回お示ししている「長期ビジョン」では、目指す将来都市像や施策の体系などを定めるもので、具体的な事業等の取組は「アクションプラン」に位置付けます。 施策等の目標値については、これまでの本市における取組の実績値や社会情勢等を踏まえて設定しています。「みんなができること」を含む長期ビジョン案全体については、各種ワークショップなどによる市民の皆様からの御意見や、学識経験者などにより構成する市の附属機関である総合計画審議会からの意見を踏まえています。 また、今回のパブリックコメントの実施に当たっては、市内公共施設でのちらし配布などによる周知を行っています。 引き続き、市民の皆様から頂いた御意見等を踏まえつつ、長期ビジョンの策定を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
6	計画全般	<p>今回のパブリックコメントの対象は「長期ビジョン」についてのみという理解でよいのか。この場合、「アクションプラン」については別途パブコメを行うのか。また、現行の第10次総合計画にあった「地区別プラン」はどのように取り扱うのか、パブコメは行うのか。</p> <p>加えて、「資料編」に現在進行形の「個別計画」が列記されているが、第10次では、例えば「都市計画マスター・プラン」などは下位計画として策定し直して、かつ、パブリックコメントも実施していたと記憶している。今回の「総合計画」では、「個別計画」のローリング、プラスアップはどのような形で行うのかなどについても明確にしてほしい。</p>	<p>お見込みのとおり、今回のパブリックコメントの対象は長期ビジョンのみとなっています。</p> <p>なお、アクションプランについては、長期ビジョンの進行管理のために策定される実施計画であり、長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき策定する計画であるため、パブリックコメントは行いません。</p> <p>また、地区別プランについては、第10次総合計画では地域の現状把握に一定の役割を果たしていましたが、防災・福祉・子育て・環境など、全市的な施策により対応すべきものが多く、第11次総合計画では掲載せず、よりシンプルに市全体の将来像や施策の方向性を明確に示すこととしています。</p> <p>個別計画については、それぞれの計画期間満了等の改定等に合わせ、第11次総合計画との整合を図るなど、臨機応変な対応により段階的な改定等を行うこととしています。</p>	
7	計画全般	<p>新しい行政計画を策定する場合は、従前の計画について一定の「総括」「評価」がなされるべきだが、その点はどのように考えているのか。</p> <p>なお、「第10次総合計画」については、「第1期実施計画」「第2期実施計画」についてそれぞれ「事業名」「事業概要」「事業指標」などが記載された詳細な冊子が作成されているが、かなり膨大な資料となっている。もう少しわかりやすく要約された評価書のようなものを公表してほしい。</p>	<p>第11次総合計画の策定に当たっては、現行の第10次総合計画の取組の成果や課題を検証し、その評価を踏まえて構成しています。</p> <p>具体的には、第10次において一定の成果が得られた分野については、その実績を確実に継承しつつ、さらに発展させる方向性を示しました。一方で、必ずしも十分な成果が得られなかった取組や、社会情勢の変化により新たに生じた課題については、施策体系を見直した上で、第11次の基本目標や施策に反映しています。</p> <p>また、第10次総合計画における実施計画は、第11次総合計画では1期5年間のアクションプランとなります。これまでと同様に、実施計画事業の事業名、実施概要、成果指標等を公表する予定です。</p> <p>頂いた御意見も参考とさせていただきながら、市民の皆様にとってより簡潔で分かりやすくお示しできるよう工夫します。</p>	○
8	計画全般	<p>資料編「2 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要」について、回収人数が少ないので。パブリックコメントもそうだが、目標数を設定し、達していない場合は再調査等の実施をしてよいのではないか。</p> <p>また、長期ビジョンは抽象的なので、アクションプランの中で具体的な意見を集めて反映してほしい。そのためにはパブリックコメントの周知活動や、要点を絞ったアンケートが必要だと思う。</p> <p>また、義務教育、学校の現状を早期に把握し、取り組むべきだと思う。教員の専門性を高める必要がある。全国、海外の例なども参考に、今の時代に合った教育を進めてほしい。</p>	<p>長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。また、今回のパブリックコメントの実施に当たっては、市内公共施設でのちらし配布などにより、幅広く呼びかけをしています。</p> <p>また、御意見にある学校教育については、長期ビジョンにおける重点プロジェクトとして、こどもたちが自ら学び成長できる環境づくりの施策を位置付けています。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市民アンケートの回収人数について、18歳以上の市民約19万人を対象としたアンケートを実施する場合、統計学上、信頼度95.0%、標本誤差3.0%とする場合の必要なサンプル数は約1,000人となります。今回のアンケートでは、2,116人の市民の皆様から御回答を頂いており、統計学上有意と認められる回答数を得ることができます。</p>	
9	計画全般	<p>現行の第10次総合計画第1期基本計画の4年目及び5年目である令和6年度及び7年度の施策評価は実施するのか。また、実施した場合、評価結果を第11次総合計画に反映させるのか。</p> <p>そもそも第10次の27施策と第11次の28施策は、どのように関連しているのか。新旧総合計画の施策対比を示してほしい。</p>	<p>令和6年度及び7年度の施策評価は、現行の第10次総合計画第1期基本計画の4年目及び5年目の評価として、従来どおり実施します。</p> <p>これまでの評価結果を第11次総合計画に反映させるため、第10次総合計画における評価結果に基づいて取組の成果や課題を十分に検証し、一定の成果が得られた分野については、その実績を確実に継承しつつ、さらに発展させる方向性を示します。</p> <p>一方で、必ずしも十分な成果が得られなかった取組や、社会情勢の変化により新たに生じた課題については改善点を明確化し、取組に反映します。</p> <p>また、第10次総合計画と第11次総合計画の施策の対比については、策定の過程で、令和7年度第1回厚木市総合計画審議会(令和7年4月21日開催)において「【資料3】施策体系(案)について」によりお示しし、御審議いただいています。なお、当該資料については、市ホームページで公開していますので、御覧ください。</p>	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略				
10	1 人口の推移 3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>「3 計画の構成と期間」</p> <p>第11次総合計画は「長期ビジョン」とび「アクションプラン」の二層で構成との記載がある一方、9月のオープンハウスでの展示パネルでは、長期ビジョンの構成として「重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」が掲載されていた。したがって、本編においても、総合計画の構成を(1)長期ビジョン、(2)アクションプラン、(3)まち・ひと・しごと創生総合戦略と記載すべきではないか。</p> <p>重点プロジェクトとまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性も、「本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略」の章まで読まないとわからない。</p> <p>この章は、「2.(2)人口の将来展望」及び「3 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の部分を「長期ビジョン」の章の「4 重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」の内容に加え、それ以外の部分は「序章」の「4 策定の背景」に掲載すればよいと思う。</p>	<p>第11次総合計画で進める取組の体系は、「長期ビジョン」で六つの「まちづくりの目標(政策)」を定め、その下に連なる28の「施策」を位置付けています。「アクションプラン」は28の「施策」に紐づく具体的な取組を位置付ける構成となっています。</p> <p>また、「長期ビジョン」には分野別に取組を分類する政策及び施策の体系とは別に、目指す将来都市像や人口の将来展望の実現に向け、特に分野横断的に進める取組を「戦略」として体系化したものを「重点プロジェクト」として位置付け、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とするものです。</p> <p>御意見のオープンハウスで展示したパネルについては、長期ビジョンを構成する要素を表したものであり、総合計画の構成としては、長期ビジョンとアクションプランの二層となります。</p> <p>なお、政策及び施策並びに重点プロジェクトの各体系の関係性を説明する上では、御意見のとおり、現在の章立てでは分かりづらい部分もあるかと思いますので、計画冊子を作成する際に市民の皆様に分かりやすくお示しできるように検討します。</p>	○
長期ビジョン				
11	全般	<p>目標人口などの達成のために分野横断的な取組を「重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」として位置付けているように、脱炭素社会の実現に向けたCO2排出削減の取組を「基盤プロジェクト」として、全ての政策、施策の基盤に位置付けてほしい。</p> <p>「6 施策」の見開きの図の一番下(重点プロジェクト枠の下)に、もう一つ枠を追加し、下の内容を記載するなどの方法で示せば理解しやすいのではないか。</p> <p>『基盤プロジェクト(脱炭素社会創成目標) : 2030年カーボンハーフ(2013年度比50%削減)、2035年カーボン1/3(同65%削減)、2050年カーボンニュートラル(同100%削減)』 「基盤プロジェクト」として示すことが難しい場合、総合計画は脱炭素社会実現の基盤の上に成り立つものであること、全ての施策が脱炭素化の視点をもって行うべきであることを、誰もが明確に認識できるように示してほしい。</p>	<p>カーボンニュートラルの取組については、施策「22温暖化対策」において、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた取組等を位置付けるとともに、「厚木市地球温暖化対策実行計画」等の個別計画によって施策を推進していきます。</p> <p>なお、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、14ページ「(12)カーボンニュートラルの取組」を掲げており、行政運営の様々な分野において留意すべき事項の一つとして記載しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体による取り組みが必要であることや、具体的な取組として、化石燃料から再生可能エネルギー等への転換、脱炭素の実現等を挙げています。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
12	1 将来都市像	SDGs(国連「持続可能な開発目標」)について、目標年次である2030年に向けて、行政計画、施策展開の推進のエンジンにすべく、例えば【未来へのメッセージ】の項に、「『誰一人とり残さない』世界を作るための国際標準でありゴールである SDGsを積極的に生かしていく」立場を明示すべきだと考える。	<p>SDGsへの取組については、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、「(11)SDGsへの取組」を記載し、行政運営の様々な分野において留意すべき事項の一つとして掲げています。</p> <p>また、長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、「SDGs」のアイコンを掲載することで、達成に向けた取組の見える化を図ります。</p> <p>本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであるため、今後も多様な課題に対して、分野横断的な視点で取組を進めます。</p>	○
13	1 将来都市像	「1 将来都市像」について、【未来へのメッセージ】の末尾に「その実現のために、厚木の地からあらゆる形の差別や分断をなくし、人権と民主主義が花開き平和が根付く都市をめざします」を加え、「全国・全世界から憧れを抱かれる」地方自治体であることを宣言する。	<p>将来都市像では、人・技術・自然がつながることで、多様な市民が調和する「共創のまち」を目指すことを掲げており、人権や多様性の理念を包括したものとなっています。</p> <p>将来都市像の実現に向けたまちづくりの目標のうち「T (Together) : 共に創る、育む」では、「見守り、つながり、支え合う環境づくり」を掲げ、施策「10人権・平和」に具体的な取組を位置付け、施策を展開します。</p> <p>なお、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、「(2)こどもまんなか社会の実現」、「(4)女性の活躍促進」、「(5)多文化共生への取組」、「(11)SDGsへの取組」などを記載し、行政運営の様々な分野において、これらの視点に留意することとしています。</p>	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
14	2 将来的目標人口 4 重点プロジェクト	「2 将来的目標人口」について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、合計特殊出生率の上昇や20・30歳代の転出抑制等に取り組むとの記載があるが、これは長期ビジョンでの施策とはどのように関係しているのか。もう少し説明がないと理解できない。28項目の「施策」のうち、どの施策が該当し、どの分野が横断的なのか。	重点プロジェクトは、将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、「住みたい」「育てたい」「働きたい」のキーワードに基づく三つの戦略により、重点的に進める取組を分野横断的に推進するものです。 なお、重点プロジェクトにおいては、各戦略に「重点施策」を位置付けていますが、まちづくりの目標(政策)に位置づく「施策」との区別をより分かりやすくするため、名称を見直します。また、「4 重点プロジェクト」の記載についても、より簡潔な内容に見直すとともに、計画冊子作成の際にも分かりやすくお示しできるよう工夫します。	○
15	3 土地利用の方針	「3 土地利用の方針」について、「拠点の整備方針」の記載で、将来都市構造図中の「地域生活拠点」(7地域)を「コミュニティ交通の拠点」とすると書かれているが、余りにも狭すぎる考え方だと思う。市域全体を見通したコミュニティ交通を検討するべきである。 おそらく、コンパクトプラスネットワーク型都市づくりの枠の中だけで考えており、結局、市内移動をバス路線のみに依存し過ぎなのではないか。	コミュニティ交通の導入に当たっては、地域自らが主体となり積極的に取り組んでいくことが重要です。地域特性や住民ニーズに適合する運行形態の検証が必要となります。全市域での展開には、事業費の増大が懸念されることから、日常生活の移動に不便を感じている方に対し、最寄りのバス停や商業施設等までの移動を確保するため、地域生活拠点に位置づけられたエリアを中心に検討を行っています。 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実とは、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中を目指すのではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すものです。この考え方を基本にしながら、コミュニティ交通については、交通不便地域の解消等を図るために実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
16	3 土地利用の方針	「3 土地利用の方針」の【土地利用の視点】(2)に、「農地の適正管理と保全を図ります」とあるが、目の当たりにするのは市街化調整区域内インターチェンジ近接地において物流センターが林立している実態である。昨今、米の品薄や価格高騰が発生し、「令和の米騒動」といわれる事態にある中で、こうした田畠解体が許されるのか。 この点を踏まえて、「農業用地転換についての民主的規制を図る」との記述も加え、「都市的土地利用」と「自然的土地利用」「農業的土地利用」のバランスの取れた土地利用方針を打ち出すべき。	「3 土地利用の方針」では、都市的土地区劃と自然的土地区劃のバランスを図りながら計画的な土地利用を進めることとしています。 農地についてもこの考え方に基づき、地域の特性や法令等の要件を考慮しながら、適切な土地利用を図っていきます。	
17	3 土地利用の方針 21農業	「21農業」に【農地を守る】という視点を入れてほしい。近くの高齢農家は、「跡継ぎがいない農地を子どもに残すのは、田畠を活用する予定がない子どもにとっては迷惑だから、高く買い取ってもらえるときに売る」という意見が多数くなっている。これでは、土地の持ち主と企業との間でどんどん農地の売り渡しが進んでしまう。 米不足の現実や未来に食糧危機の可能性がちらつく今、食べ物を作れる土地と人を守り、増やしていくことが重要だと思う。農家の力だけでは農地は守っていけないので、行政の支援が必要。	本市の土地利用については、都市的土地区劃と自然的土地区劃のバランスを図りながら、計画的に進めており、農地の保全については、本市独自の制度である、農地の貸し借りを行った場合の農地流動化奨励金交付や農業機械導入の助成等により、担い手への農地の利用集積と農業経営の安定に取り組んでいます。 また、農業用排水路等の農業基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備を実施しています。 引き続き、農業の持続的な発展等を図り、将来における食料の安定供給の確保に向け、農業者の皆様や農業関係団体等と一丸となって農地の適正な保全と農業振興に取り組みます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
18	4 重点プロジェクト	「4 重点プロジェクト」の「三つの戦略」で掲げる「重点施策」は「まちづくりの目標」に掲げる28の施策に網羅されているのか。「重点施策」が別途8施策あるようにも思えてしまう。 また、「重点施策」では「数値目標」で、「まちづくりの目標」では、「成果指標」となっており、この関係性もよくわからない。	重点プロジェクトは、将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、「住みたい」「育てたい」「働きたい」のキーワードに基づく三つの戦略により、重点的に進める取組を分野横断的に推進するものです。 なお、重点プロジェクトにおいては、各戦略に「重点施策」を位置付けていますが、まちづくりの目標(政策)に位置づく「施策」との区別をより分かりやすくするため、名称を見直します。また、「4 重点プロジェクト」の記載についても、より簡潔な内容に見直すとともに、計画冊子作成の際にも分かりやすくお示しできるよう工夫します。 また、「数値目標」は、三つの戦略において達成を目指す成果を具体的な数値で示したものです。一方で、「成果指標」は、施策ごとの目指す姿の実現状況を把握するための指標であり、市民の意識や実感などを捉える主観的指標と、統計データ等に基づく客観的指標を併せて設定しています。本計画では、戦略レベルの成果を測る「数値目標」と、施策レベルの進捗を確認する「成果指標」とを区別して整理しています。	○
19	4 重点プロジェクト	「4 重点プロジェクト」は削除する。なぜ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「総合計画」に「木に竹を継ぐ」式に合体しなければならないのか。最上位計画である「総合計画」に本来内包されるものではないか。 「まち・ひと・しごと創生法」にも策定の義務規定はなく、「総合計画」の策定で十分だと思う。「目標値」などはそれぞれの施策にリンクして反映させればよい。	第11次総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一體化に当たっては、総合計画が総合戦略を包括する形としています。重点プロジェクトの体系がより分かりやすくなるよう、記載内容を見直すとともに、冊子の作成に当たり構成などを工夫します。	○
20	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち)	後期高齢化社会になりつつあるので、若い世代が住みやすいまち街にしていくべき。そのために、文化会館や中央公園などで有名なアーティストなどによるエンターテイメントのイベントを継続して実施する。	御意見のとおり、若い方々に本市の魅力を感じてもらうことは大変重要であるため、本市では、年間を通してさまざまなジャンルのイベントを開催しています。 若者の夢を応援するための新人シンガー発掘オーディションや、ストリートミュージシャン達によるライブイベントである「あつぎストリートフェス」の開催といった取組を進めています。 また、令和5年12月に株式会社小田急SCディベロップメントと締結した文化芸術に関する連携協定に基づき、本厚木ミロード内で音楽コンサートを開催するなどの取組も行っています。 今後についても、音楽を中心としたさまざまなイベントを開催し、若い世代の方々に魅力を感じてもらえるようなまちづくりを進めていきます。	
21	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち)	市役所本庁舎跡地へのアリーナ整備に反対する。スポーツやコンサートの会場となるアリーナの建設が全国で相次いでおり、施設の乱立でイベントの奪い合いや、収益が上げられなければ公費負担が増大することなどが報道されている。	本庁舎敷地跡地等の活用については、市民アンケートや意見交換会など市民の皆様の御意見や、民間事業者から聴取した意見や事業提案を踏まえながら、施設の設計、建設段階から民間のノウハウや創意工夫を最大限活用した「運営重視の施設」を目指しています。 今後も、財政負担の軽減と民間活力が効果的に発揮できる持続可能な事業運営を目指します。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
22	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 15都市・交通 20商業	住みたい、遊びに来たい、と思うような魅力のあるまちづくりを頑張ってほしい。駅周辺がマンションばかり、テナントが空室ばかり、どこにでもあるような店ばかりではなく、個性的なお店や、そこにわざわざ行くような場所があるようなまちにしてほしい。そして、駅周辺の渋滞緩和や、駐車場の整備にも取り組んでほしい。これから厚木に期待する。	本厚木駅周辺の魅力的な空間形成については、にぎわい創出に向けた取組の一環として、駅周辺で3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施しています。 また、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、歩行者目線での都市空間の創出による歩いて楽しいまちへの生まれ変わりの実現に向けた検討を行っています。 さらに、駅周辺の交通混雑対策による交通の整流化と公共交通の定時制確保に向け、ハード・ソフトの両面から対策を推進します。 今後も、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
23	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 03地域福祉	愛川町の「春日台センターセンター」を参考に、施設を作ってほしい。福祉施設がもっと身近になり、大人も子どもも老人も一緒に空間を共有でき、イベントも定期的に開催するなど、素敵な取り組みだと思う。	御意見にある神奈川県愛川町の「春日台センターセンター」は、高齢福祉施設、障がい福祉施設、フリースペース等を備えた、多様な方が利用できる地域福祉の拠点となる施設であると承知しています。 本市においても、高齢者、障がい者、こどもなどの多様な方の交流拠点の創出について、他自治体の事例なども参考に研究をしているところですが、施設の整備については、用地の確保、運営体制など、検討すべき課題も多く、現時点で具体的な取組を進めることは難しい状況です。一方で、子ども食堂の運営や地域食堂の検討など、住民の方々が主体となって居場所づくりが行われている地域もあります。 引き続き、地域における交流の場の創出について、頂いた御意見も参考とさせていただきながら、取組を進めていきます。	
24	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 03地域福祉 4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策 01子育て	地域包括センターに子育て支援の仕組みを導入してはどうか。子育てに関する様々な相談、特に働きながら子育てをするお母さんたちの法的な支援を一括して対応するワンストップな仕組みとする。	地域包括支援センターでは、現在も子育て世帯も含む全世代からの相談を受けています。しかしながら、地域包括支援センターは高齢者支援を中心とした地域全体の福祉連携の中核ですので、子育て支援の取組を導入するには、今後、関係者等と詳細な検討が必要だと考えます。 また、子育て当事者への支援については、これまで市内の児童館等へ月に1度保育士を派遣し、こどもを遊ばせながら相談できる「移動子育てサロン」を実施してきたところですが、令和7年10月からは「地域子育てサロン」として対象年齢と実施回数を拡充して、市内4か所の児童館を拠点として実施しており、相談の機会を充実させた地域の身近な拠点として、子育て環境の充実に努めているところです。今後についても関係機関との連携を深め、安心して子育てができる子育て環境の整備に取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
25	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 11防災・減災	近年、局所的な大雨が多く、相模川が増水することがあるのが気になっている。	相模川等の一級河川は、管理者である神奈川県に対し、流域の自治体等とともに増水や氾濫への対策を要望し、ダム放流量の調整や堤防、河床の改修・整備等が実施されています。 また、本市としては、洪水浸水ハザードマップを作成しており、市ホームページで公開しているほか、市内各公民館、市役所本庁舎にて配布し、風水害への備えを呼びかけています。 引き続き、県との情報共有や連携強化を図るとともに、ハザードマップの周知や迅速な避難情報の発信等に努めています。	
26	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	駅の東口、南口、北口方面は整備されて改善されているが、西方向は店舗が少ない。また空き地も多いので店舗誘致などで活用してもらいたい。	本厚木駅周辺エリアの再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のにぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。今後も、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
27	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	中規模ホールを駅近くに整備してほしい。歌や楽器の演奏、ダンスの発表など、文化会館よりも小さめのホールがあつたらありがたい。	現在、本庁舎敷地跡地等活用基本方針に基づき、市役所本庁舎敷地跡地に新たな交流拠点として多目的アリーナの整備を検討しています。多様な人々が集い交流し、文化芸術等の多種多様な活動の拠点となる施設の整備を進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
28	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	本厚木駅北口は利便性は高いが、古い建物が多く、治安が悪い地域もあることが残念。また、東口付近では夕方の大量のムクドリが街路樹に止まっており、歩道が汚れてしまっている。 短期的には駅周辺道路の再整備やムクドリ対策の実施、長期的には再開発の両方を並行して進めてほしい。	本厚木駅北口周辺の再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のにぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。 現在、複合施設「あつめき」、本厚木駅北口地区市街地再開発事業、そして本庁舎跡地の拠点を面として捉え、各拠点の整備はもとより、各拠点間に魅力的な店舗や施設を増やすと共に、都市基盤のリニューアルにより、歩行者目線での都市空間を創出することで、点在するまちの資源がつながり、歩いて楽しいまちへの生まれ変わりの実現に向けて、ハード・ソフト面における検討を行っています。引き続き、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 また、駅周辺のムクドリ対策について、樹木の剪定や追い払い等を実施し、一定の効果は出ていますが、根本的な解決には至っていない状況です。今後も状況を注視し、樹木選定等により対応していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
29	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通 16道路	厚木は、交通事情が悪い。と言うよりは、信号の変わり方が悪い。特に厚木高校のところは、七沢方面から駅方面への流れがかなり悪く、ぜんぜん先に進めない。 また、駅周辺のバス乗り場も分かりづらいので再整備を行ってほしい。他にも、一番街に商業施設や飲食店を充実させたり、駅周辺に駐車場を設けるなどしてほしい。	御意見の「厚木高校のところ」は、厚木高校入口交差点であると推察しますが、当該交差点周辺における交通混雑は、その先の国道246号と交差する水引交差点の混雑が原因であると認識しています。引き続き、水引交差点の改良に向け、国県へ要望するとともに、厚木高校入口交差点から国道246号方面への坂を下り終えた地点に位置する萱山交差点周辺の道路整備についても検討を進め、水引交差点に集中する交通の分散化を図っていきます。 また、本厚木駅周辺におけるバス発着施設等の配置検討については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づくまちの生まれ変わりの実現に向けて、道路、駅前広場の形状、駅前バス乗降場、タクシーロータリー、バスセンターの配置や機能など、本厚木駅周辺における都市基盤の最適化を図るために、現在、公共空間整備計画の検討を進めています。引き続き、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市づくりを進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
30	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	南口の郵便局の利用者が路上駐車しているので困っている。南口周辺に大規模商業施設を誘致できれば路上駐車も減ると思う。	本厚木駅南口を含む駅周辺エリアの再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のにぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。今後も、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 また、路上駐車については、厚木警察署が窓口となって対策に取り組んでおり、御意見の箇所についても、いただいた情報に基づき、厚木警察署に連絡をしました。引き続き厚木警察署を始めとする交通関係団体と連携し、交通安全対策等を実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
31	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	「戦略1(住みたいまち)」の重点施策①に、愛甲石田駅周辺の整備が位置付けられているので、愛甲石田駅北口のタクシープールの上などに多目的ホールをつくってほしい。災害時の避難場所としても使えると思う。	愛甲石田駅周辺地区については、厚木市都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置付け、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ることとしています。 また、都市拠点としてふさわしい駅周辺のまちづくりを進めるため、今後のまちづくりの方針である「愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想」を策定していますので、今後については、基本構想に基づき、災害時の避難場所としての機能を持つ公共空間の必要性も考慮しながら、駅周辺の交流・滞留空間を創出し、心地よい時間を過ごすことができるまちを目指して取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
32	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 25スポーツ	「歩きましょう！走りましょう！笑いましょう！」をテーマにしたまちづくりを進めることを提案する。 「スポーツなら厚木市」を実現するには陸上競技を活発にすることが重要。市役所本庁舎跡地に陸上競技場を整備し、市民の「歩く、走る」活動の中心とする。小学生の頃から「走る」授業や部活動を活発にする。市内大学についても駅伝の上位校に押し上げる。「陸上競技は厚木だ」をスローガンに10年かけてあらゆる努力で具体化する。厚木市は走るコースとしては山道もあり、鍛えるには格好の環境だと考える。一般市民も、こうした取組に刺激を受けて、「歩く！走る！」に積極的になり、健康都市あつぎが定着する。さらに、厚木市を低山登山のメッカにする。全国から山好きを厚木に集める。低山登山と、厚木市の川を利用したハイキングのメッカとしても全国に宣伝する。	本庁舎敷地跡地等の活用については、今年3月に策定した基本方針に基づき、新たな交流拠点として、プロスポーツの観戦など「みるスポーツ体験」の実現等に向け、多目的アリーナの整備を検討しています。 また、本市におけるスポーツの振興及びスポーツによるシティプロモーションについては、気軽に参加できるイベント等の開催を通して、スポーツの普及・進行を図っています。今後については、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「支える」といったスポーツへの関わり方が多様化する中で、スポーツ活動の推進やトップアスリートの応援などを通して、交流人口の拡大等を図っていきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
33	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 戦略3(働きたいまち)	厚木市は倉庫街になりつつあり、大型トラックが狭い道路を走り、交通混雑が発生している。人口増加や若い世代の呼び込みのためには、ショッピングを楽しめるまちにする必要がある。	スーパーマーケットなどの生活利便施設が不足する地域については、新規出店の際に施設整備費等を補助する制度を設けており、誘致に取り組んでいます。 中心市街地における商業施設の充実については、本厚木駅周辺の商業施設を中心に、3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施し、商業の活性化及び充実を図っています。今後についても、商業環境に応じた施策を実施していきます。 また、市内の生活道路を抜け道として利用する車両の多くは、周辺幹線道路の混雑によるものであるため、地域交通ネットワークの構築による周辺幹線道路の混雑解消が必要であることから、市全体の事業バランスや優先度、整備効果を慎重に検討し、道路整備を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
34	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策 02学校教育	市内小学校の児童数が減少し、今後もますます減少が見込まれるので、小・中学校の合併を検討しても良いのではないか。 具体的には、戸田、相川、愛甲の3つの小学校、および相川、東名の2つの中学校を合併し、厚木南小中学校(仮)として新設する。	現在、市では「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に向けた検討を進めています。御提案を頂いた学校には、優先的対象校に該当するものがありますので、今後、児童・生徒数の将来推計や地域の実情などを踏まえるとともに、地域の皆様の御意見も伺いながら、引き続き適正規模・適正配置に向けた検討を進めていきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
35	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策 01子育て	産後ケア事業はとてもありがたい事業だが、第二子以降の場合は利用しにくい。	産後ケア事業では、通所型、宿泊型及び訪問型のサービスを実施しているところですが、出産後1年内の母親とその赤ちゃんが基本の対象であり、きょうだい児を含む家族については特段の配慮をすることとされています。 このため、御意見のとおり、きょうだい児がいられる御家庭からは、宿泊型及び通所型の利用に当たり、きょうだい児の同伴を希望する声を頂いていますが、本市の実施施設においては現状受け入れ体制が整備されていない状況であることから、訪問型のサービスを御利用いただいているところです。 頂いた御意見を参考に、希望されるサービスを利用できるよう、事業の実施方法について、検討していきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
36	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策02学校教育	「戦略2(育てたいまち)」の重点施策②にある「地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施」は重要な施策だと思います。近年、ICT教育、ギガスクール、情報教育などの分野の学び・活用が進んでおり、大切な分野ではあるが、他方、アウトドアでの学びももっと大切だと思う。教科書や画面だけではない、教室の外へ出て、地域の自然環境、文化、歴史などを学ぶことも楽しい学習となる。 そのためにも、先生たちにゆとりある働く環境を確保していくのが、行政の役目と考える。	地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施については、現在、学校行事や総合的な学習の時間などで、自然体験活動や地域の伝統、文化に触れる活動を行っています。 また、あつぎ郷土博物館では、小・中学校、公民館、保育所等の来館される団体の要望や学校等周辺の文化財を取り入れたオーダーメードの展示解説等の実施のほか、出前展示・講座や郷土芸能普及公演等を実施しています。 今後についても、各学校等と連携しながら児童の豊かな体験が充実するよう進めています。 また、御意見のとおり、学校教育の質を高めるためには、教職員がゆとりをもって働ける環境づくりが求められます。本市では、教職員の負担軽減に向け、児童・生徒へのサポートや相談業務に携わる人材の確保などに取り組んでいます。 頂いた御意見を今後の取組の参考とさせていただきながら、引き続き、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を目指していきます。	
37	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	特別養子縁組で子どもを0か月で迎えることになったため、1か月健診を受診するため、近隣の小児科や産婦人科に複数問い合わせをしたが、どの医療機関にも断られた。最後に市立病院へ電話したところ、病気などがなければ対応できるとの回答だった。最終的に受け入れてもらえることになったが、電話で直接相談した段階で子どもの病気の有無に関係なく親身で前向きな回答が欲しかった。 特別養子縁組は0か月で迎えることもあるので、出産していなくても柔軟に対応してほしい。	1か月児健康診査は、お子様の生後の情報が非常に重要となることから、出生した医療機関で行われることが一般的です。御意見の市立病院での対応については、生後の情報を把握していないお子様の適切な健診を行うため、事前に確認事項等をお伺いしたものです。適切な健診を行うために不可欠な対応となりますので、御理解をお願いします。 また、医療機関により受入体制が異なりますので、出生した医療機関以外での受診を希望される場合は、こども家庭センターに御相談ください。 このほか、こども家庭センターでは、各種助成や発育発達に関する相談等を受け付けています。今後も、妊娠期から出産、子育て期に切れ目ない寄り添った支援を行っていきます。	
38	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	特別養子縁組で子どもを0か月で迎えてから、ほっとタイムサポートの利用申請手続きをしたところ、特別養子縁組の場合は利用できないと言われた。その後、担当部署内で協議され結果として利用できるようになった旨の連絡をいただいた。柔軟な対応にとても感謝している一方で、他の制度についても、実子・養子で区別されることなく利用できるように見直してほしい。	ほっとタイムサポーター制度は、妊娠中や出産後の家事や育児の支援を求める家庭に、サポーターを派遣することで、その家庭の子育て負担の軽減を図る制度です。 御意見のとおり、実子のお子様のみを対象としていましたが、寄せられた御意見を踏まえ、現在は、実子・養子にかかわらず、お子様を養育している方に利用いただける制度としました。 今後も、本市の子育て支援がより利用しやすい制度となるよう、利用者様のニーズに寄り添い、柔軟に対応していきます。	
39	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	養親希望者手数料負担軽減事業は全国でも制度化されている都道府県があるが、神奈川県はされていない。他の県内の自治体からも要望が出ているので、厚木市からも神奈川県に対して強く要望してほしい。 また世田谷区、中野区では独自の制度を実施している。厚木市でも同様の制度の導入を検討してほしい。	頂いた御意見は、所管である厚木児童相談所と共有します。なお、本市独自での制度導入に向けては、引き続き、県や他市町村等の動向を注視していきます。	
40	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策01子育て	「01子育て」について、「切れ目のない支援」をするには、現状の厚木市は出産から幼保、小学校、中学校以降、それぞれの支援が分断されている。シームレスな支援体制のためには、ワンストップで受け止めてくれるセンターがあると、情報共有や市民の頼る先としてわかりやすいと思う。	「ライフステージに応じた切れ目のない支援」とは、子どもが必要とする支援を、特定の年齢で途切れないよう、横断的、総合的に支援を展開することをいいます。また、これらの支援を一体的に行う組織として、健康こどもみらい部が中心となり、市全体で対応します。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
41	4 重点プロジェクト戦略3(働きたいまち) 6 施策 15都市・交通	厚木市内の移動について、車移動とバス移動でかなり時間に差が生じている。 例として、(おおよその時間) 愛川町↔荻野地域 車移動は20分、バス移動は60分 愛川町↔飯山地域 車移動は30分、バス移動は80分 愛川町↔清川村 車移動は30分、バス移動は90分 愛川町↔七沢地域 車移動は30分、バス移動は90分 荻野地域↔七沢地域 車移動は20分、バス移動は80分 特に、愛川町や七沢地域から郊外にバスで移動する場合、一度本厚木駅を経由する方法しかなく、かなり不便に感じる。今後、免許を返納する高齢者も増え、積極的にバスを利用を希望されている方のためにも、厚木市内の道路とバス路線が有効利用できるような改善を希望する。	本市の路線バスについては、バス事業者において現状の利用状況を鑑み、運行されていると認識していますが、運転手不足や利用者の減少等を背景として、効率的な運航体制を優先せざるを得ない状況と聞き及んでいます。 本市としては、こうした現状を踏まえ、引き続き路線バスの運行事業者と協議を行い、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえつつ、路線バスの利便性向上に取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
42	5 まちづくりの目標(政策)	「6 施策」について、どの施策にも「歴史」の用語がない。厚木市は歴史がない、歴史は重要視されないといううそか。都市の魅力の一つは都市の持つ「歴史性」にある。スクラップ＆ビルトでなく、古いものを大事にしていくも魅力の一つだと思う。	本市は、先人のたゆまぬ努力によって、豊かな自然や魅力的な文化が育まれ、今日までの発展を遂げてきました。「自治基本条例」では、長い歴史により培われてきた本市の様々な素晴らしいを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継いでいくことを示しています。 長期ビジョンにおいても、本市の歴史を施策単位に限定するのではなく、文化や魅力の分野に通底する概念と捉え、施策を包括する「まちづくりの目標(政策)」の「スポーツ・文化芸術・魅力」の方向性として、「脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承」を進めていくことを明記しています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
43	6 施策	各施策に記載されている「みんなができること」は、現行の第10次総合計画にも同様に記載されているが、いまだに市民への浸透は薄いと思う。「みんなができること」の趣旨を第11次でも改めて記載するべき。 なお、「みんなができること」は、市民や事業者に対してどのように啓発していくのか。自分の周りではなく周知されていないし、自分自身もこれまで啓発を受けた記憶はない。	「みんなができること」を掲載する意図について、将来都市像の実現に向けた計画の進行及び施策の展開は行政だけで取り組めるものではなく、市民や事業者との協働により進めていくものであることから、具体的な取組のイメージを抱いていただくことなどをねらいとして、現行の第10次総合計画から引き続いて掲載したものです。 しかしながら御意見のとおり、周知に向けては、本項目の掲載の意図や啓発の方法などについて本文の記載等をより充実する必要があります。 長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、より周知を広めていくための工夫について検討します。	○
44	6 施策	「6 施策」の体系について、見開き2ページで示されており、さらに、分野横断すると思われる「重点プロジェクト」も掲載されているが、視認性が悪い。記載方法を検討してほしい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、施設のページのレイアウトなどを工夫し、市民の皆様に分かりやすくお示しできるように検討します。	○
45	6 施策	「6 施策」で提示されている28本の施策に対して、各施策に対応する「SDGs」のアイコンを明示してほしい。それぞれの「中間目標」(2030年)達成の動機づけ、見える化に資するようになるのではないか。 なお、体系図の最下段の「重点プロジェクト」は削除した方がよい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、「SDGs」のアイコンを掲載することで、達成に向けた取組の見える化を図ります。 なお、重点プロジェクトについては、体系がより分かりやすくなるよう、記載内容を見直すとともに、冊子の作成に当たり構成などを工夫します。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
46	6 施策 01子育て	各施策における「成果指標」の「現状値」は年度にばらつきがあるが、どのようなデータに基づいているのか。また、ポイントで記載されているものもあるが、その理由は何か。 また、「現状値」に対して、「中間目標」、「目標値」の設定根拠は何か。特に、現状でも「子育て」施策は大きな成果を上げてきていると思うが、本市が取り組んでいる目玉の施策のため、80～90%の目標達成が可能ではないか。	成果指標の現状値については、把握ができる最新の値としています。また、成果指標のうち、単位をポイントとしているものは、比較対象や前年度との差を表しており、施策の成果により改善や向上等を測る値として使用しています。 成果指標の目標値の設定根拠については、各施策に位置付ける目指す姿に向け、各年度における達成したい具体的な数値目標を設定しています。 施策「子育て」の目標値については、これまでの経過や実績等を勘案して設定していますが、御意見のとおり、より高い成果が得られるよう、施策を推進していきます。	
47	6 施策 10人権・平和	「6 施策」の柱に、「ジェンダー平等」を立てるべき。少なくとも、「10 人権・平和」の柱にはっきりと据えて施策を打ち出してほしい。「夫婦別姓」「同性婚」「性被害」などが大きな社会問題として注目を浴びているが、まだ根強く家父長制の思想が残り、その復活強化を狙う動きもある。 そして何よりも「母親のひとり親家庭」「高齢女性の一人暮らし」をめぐる貧困化問題のための施策を充実してほしい。	ジェンダー平等の視点の一つである女性への支援については、行政運営において留意すべき事項である「3 策定の背景」として「(4)女性の活躍促進」を掲げ、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の解消、性暴力・性犯罪被害といった女性をめぐる課題に留意することとしています。このことを踏まえ、施策「10人権・平和」において取組方針に「一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない」まちづくりを掲げ、様々な取組を展開していきます。 また、御意見にある「母親のひとり親家庭」への支援については、施策「01子育て」に位置付けて施策を展開するとともに、「高齢女性の一人暮らし」をめぐる貧困化問題については、地域包括支援センターやケアマネージャーによる支援、窓口での相談対応など、各種支援に取り組んでいます。 頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
48	6 施策 16道路 7 行政運営の五つの基本姿勢	道路の老朽化の改善や区画整備、細い道の大幅化を進めてほしい。	道路の維持管理については、市道の計画的な舗装補修や損傷箇所等の緊急対応などにより、道路機能の維持、向上に努め、安心・安全かつ円滑な道路交通を確保していきます。 また、道路の改修、新設については、緊急車両の通行や消防活動、震災時の避難路の確保、更には生活環境の改善を目的として、地域の実情や要望を踏まえながら、狭い生活道路の整備を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
49	6 施策 02学校教育	「02学校教育」の成果指標について、現状値で「中学生」のポイントが全国平均に比べて低い数値となっているが、原因は把握しているのか。また、記載された取組方針からは、目標値を達成できるように思えない。	生徒(中学校)の肯定的な回答率は、本市だけでなく、全国(公立)、神奈川県共に、過去10年間において児童(小学校)の肯定的な回答率に比べて低い値となっています。この理由としては、学校生活だけではなく人間関係や社会環境の変化への対応等、日常生活全般に渡る様々な理由が考えられます。 本市の各中学校においては、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない時期にある生徒の実態を踏まえ、生徒の自主的、実践的な活動を促すことができるよう3年間を見通した教育課程を編成し、実施しています。 引き続き、全ての学校が多様な集団活動や社会的な体験の充実を図り、児童・生徒が自分の将来の夢の実現に向けて、現在及び将来を豊かに生きるための資質・能力を身に付けることができるよう支援していきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
50	6 施策 02学校教育	「02学校教育」について、不登校問題や自殺問題についての記載がない。不登校の児童・生徒は増加傾向をたどり、これに伴うかたちでこどもの自殺も最多を記録している。こうした中で不登校や自殺問題についての記載がないのは、「学校教育」施策としては「ピントはずれ」である。 また、不登校問題の深刻化の原因に、競争と序列化を強める教育制度の改変があることも指摘されており、小中一貫校、中高一貫校などについても問題があると言われているが、こうした中で、厚木市において検討が進められている小中学校の統廃合問題について一切触れられていないことも問題。	本市では、御意見を頂いた不登校児童・生徒への支援として、各小・中学校において校内教育支援センターの取組を推進し、校内における居場所づくりの充実に努めています。 また、市内全小・中学校に「こころスマイル支援員」を配置し、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる環境の整備、青少年教育相談センターにおいて、児童・生徒、保護者を対象とした心理相談員による来所相談、不登校児童・生徒を対象とした教育支援教室の運営等に取り組んでいます。 また、こどもの自殺について、関係機関や府内関係部署等と連携しながら、対策に取り組んでいます。 長期ビジョン「02学校教育」の施策についても、安心・安全で快適な教育環境の整備や、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制強化を取組方針に掲げ、施策を推進していきます。 また、市内小中学校の統廃合について、現在、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に向けた検討を進めています。今後、児童・生徒数の将来推計や地域の実情などを踏まえるとともに、地域の皆様の御意見も伺いながら、引き続き適正規模・適正配置に向けた検討を進めていきます。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
51	6 施策 02学校教育	「02学校教育」について、「人材の確保」という言葉を取り組み方針に入れたほうがよいのではないか。学校教育の質を高め、児童生徒の個性を育むためにも、教員の数と業務の余裕が必要。	御意見のとおり、学校教育の質を高めるために、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境づくりが求められます。本市では、教職員の負担軽減に向け、児童・生徒へのサポートや相談業務に携わる人材の確保に取り組んでいます。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
52	6 施策 03地域福祉	「03地域福祉」の成果指標にある「地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)」について、現状でもかなりの数に思えるが、目標値の数まで増やす必要性はあるのか。また、特定のコミュニティに偏って団体が存在していることはないか。	成果指標「地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)」については、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会から提供されるデータに基づき、現状値の把握及び目標値の設定を行っています。 居場所が多いことは、参加者一人ひとりが自分らしい暮らしを描くための選択肢が広がることにつながります。多様な場が地域にできることで、年齢、体力、興味、生活リズムといった個々の違いに応じた選択肢が生まれ、自分に合った場を自由に選べるため、少しでも多くの場が増えることが必要です。 特定のコミュニティへの偏りについて、居場所は地域住民等のニーズにより任意で設立されるため、多少の地域差等偏りは存在するものと思われます。しかし、地域の声を反映した柔軟な運用をされている団体であるため、全ての世代がそれぞれに参加できるものとも考えています。実情やニーズの内容によっては、場の創設が促進できるよう専門職の支援も行なながら居場所の促進をしたいと考えています。 なお、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
53	6 施策 04高齢者 15都市・交通	「15都市・交通」について、かなちゃんバスの大幅な値上がりで、高齢者は外出を控えざるを得なくなっている。路線バスを市民の生活を支えるインフラとして捉え、市としても手を尽くしてほしい。 また、森の里などでその住宅団地内を循環する交通手段はあるが、駅には通じていない。地域の活性化のためにには、駅まで通じるルートを含めた地域公共交通が必要。	「かなちゃんバス」は、神奈川中央交通株式会社が企画・販売している商品であり、令和8年度以降の「かなちゃんバス」の助成につきましては、現在検討を進めているところです。今後についても、高齢者の外出支援や生きがいづくりの一助となり、誰もが住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思えるまちづくりに取り組んでいきます。 また、地域における移動手段の確保については、公共交通不便地域(1日30本以上のバス停から300m圏外、鉄道駅から800m圏外)周辺において、日常生活の移動に不便を感じる方に対し、コミュニティ交通の導入を検討していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
54	6 施策 04高齢者 福祉 26文化芸術	「04高齢者福祉」「26文化芸術」に関連して、文化会館のホール内に、劇団四季の自由劇場のような手摺を設置してほしい。現状では客席が階段状のため高齢者には移動がしづらい。	厚木文化会館ホール内での手摺については、着座した際に視線を一部遮ってしまう等の影響が認められるため、現状、設置していません。頂いた御意見については、今後の改修等の参考とさせていただきます。	
55	6 施策 05障がい者 福祉 15都市・交 通	「05障がい者福祉」「15都市・交通」について、車いすなどの障がい者が路線バスを利用する際、スムーズに乗り降りできるようハード面での取組を進めてほしい。	路線バスにおけるバリアフリーの取組については、高齢者、障がい者、妊産婦等さまざまな人が安全・快適に移動できるよう、交通事業者に対し、ノンステップバスの導入に要する費用の一部を補助することで、バリアフリー車両の導入を促進しています。	
56	6 施策 05障がい者 福祉	「05障がい者福祉」について、健常者と障がい者の出会いの場を創出する取組を追加するのはどうか。周囲の人も障がい者と実際に出会うことで知り得ることもあるし、そこから理解の促進につながっていくと思う。当事者としても、支援されるだけでなく、共に地域に暮らすひとりとして、QOLの向上にも繋がると考えられる。	健常者と障がい者の出会いの場の創出については、障がい者理解を深め、障がい者が地域で自分らしく暮らしていく社会を実現するために有意義なものと考えます。 本市では、障がい者体育大会やSDGsフェスティバル等のイベントを活用し、交流活動の場の創出に取り組んでいます。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
57	6 施策 07社会教 育	「07社会教育」の成果指標「地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合」について、現状値でも4割に満たないのは、事業やイベントに魅力がないからではないか。抜本的に改善できる具体策が必要。	地域や学校活動への参加率に関する全国的な統計データは、活動の種類や調査方法によって異なるため詳細に分析する必要がありますが、総務省が実施した「社会生活基本調査」や内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、「地域活動やボランティア活動」に参加する割合が30%台後半から40%程度の値が示されています。 引き続き、参加率向上に向けて取組を進めていきます。なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
58	6 施策 08市民協 働	「08市民協働」の【みんなができること】に、「自治会活動に参加する」とあるが、自治会役員は加入世帯の漸減、役員の成り手不足に呻吟しており、「自治会加入」促進のための何かいいインセンティブがないかと腐心している。市民にアイディア提供を求めるなど何らかの取組があつてもいいのでは。	自治会の加入率減少や役員の担い手不足といった課題については、本市としても認識しています。課題解決に向けて、現在、大きな負担となっている市からの依頼事項を軽減するため、抜本的な見直しを進めているところです。 また、厚木市自治連絡協議会などを通じて、自治会活動に無理なく参加できるようなアイデアを募集するなど、今後も積極的な支援に努めています。	
59	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、記載されている目指す姿や方針には賛成する。厚木市は核廃絶宣言都市であり、平和に対する取組を積極的に行っていると承知している。今後は、市民の取組に対しても積極的に支援するとともに、市民に対して人権・平和行政をアピールしてほしい。 また、市民としても「平和についての事業」にもっと積極的に関わる必要性を感じる。	平和に関する市民の取組への支援については、平和行進やピースサイクルなど、核兵器廃絶や平和の実現を目的に活動している団体の事業に対し、後援や市長メッセージの発信に取り組んでいます。今後も、平和を願い活動される市民の皆様に対し、可能な限りの支援を行っていきます。 また、人権・平和行政への市民への周知については、本市では人権に関する取組の方向性を示すために策定している「人権施策推進指針」に基づき、市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
60	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、「人権講座参加者の人権意識高揚度」を成果指標に掲げているが、これは本来100%であるべき内容ではないか。それよりも、人権講座の機会を増やし、参加者数を増やす方向を考えないと、本市全体の人権意識は高揚しないのではないか。	成果指標については、御意見を頂いた指標をはじめ、その他の施策の指標及び目標値についても再度見直し、必要に応じてより適切なものを検討します。	○
61	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、昨今、世界的に見て、人権や民主主義、平和、地球環境保護などの価値と反するような考え方方が広がってきていると感じる。こうした動きは地域自治体にも影響を与えるかねないので、第11総合計画では、“地球規模で考え、足元から行動しよう(Think Globally, ActLocally)”の立場から、確固とした施策展開をしてほしい。	施策「10人権・平和」については、市民一人一人が人権や平和を尊重する意識をもつことを目指し、施策を展開します。また、行政運営において留意すべき事項である「3策定の背景」のうち、「(5)多文化共生への取組」や「(11)SDGsへの取組」などを掲げており、多様性の尊重、環境の保全等の視点に留意した上で計画を推進します。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
62	6 施策 10人権・平和	「10人権・平和」の【施策の目指す姿】【取組方針】【成果指標】に、市内在住の外国人との対等・平等の共生、多様性社会の形成を主旨とした施策を盛り込んでほしい。 厚木市が、人権と民主主義が根付き、人種・民族・性・年齢・障がいなどに基づくあらゆる差別や分断のない温かく優しい都市になることを強く望む。現在大きく関心を集めている「外国人問題」は、人数の多寡でなく社会のありように直結しており、自治体の立ち位置が問われる試金石でもあると思う。	外国人住民との共生、多様性のある社会の実現などの視点については、行政運営において留意すべき事項である「3 策定の背景」のうち、「(5)多文化共生への取組」や「(11)SDGsへの取組」などを掲げており、「10人権・平和」においても、多様性の尊重等の視点を踏まえています。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
63	6 施策 11防災・減災	「11防災・減災」について、成果指標に「マイタイムライン」の記載があるが、それほど浸透している言葉とも思えない。括弧書きで「防災行動計画」と記載した方がわかりやすい。 また、記載された目標値は情報の周知と啓発だけで達成できるのか。抜本的な取組を検討してほしい。 さらに、取組方針に「避難所機能強化」を掲げているが、避難所収容能力は全市民に対しての割合を算定していないのか。これを踏まえての機能強化ではないか。	「マイタイムライン」については、国土交通省がパンフレットや動画を作成し、県がリーフレットを作成するなど、周知を図っているところですが、まだ身近でない方もいらっしゃると思われますので、記載を分かりやすく工夫します。また、当該用語以外にも身近でない用語については脚注を充実し、分かりやすい記載にします。 なお、成果指標である「マイタイムラインを作成している市民の割合」の目標達成に向けた取組として、本年度から市公式LINE内でマイタイムラインを作成できる機能を追加したほか、市が発行しているオールハザードマップや防災ポケットブックにも様式を掲載し周知を図るなどの取組を行っています。 また、取組方針として記載している「避難所機能強化」については、本市が実施した地震・水害被害想定調査において避難者数等を算定しているところです。被害想定や過去の大規模災害時における教訓を踏まえ、避難所に必要な機能を強化していきます。	○
64	6 施策 13防犯	「13防犯」の取組方針は現状と変わらないように思える。目的が曖昧な地域の「防犯パトロール」や防災放送、街宣車放送などの啓発活動だけでは、成果指標の目標値達成は難しいのではないか。	施策の目指す姿の実現に向けて、より効果的な取組の充実を図っていきます。なお、頂いた御意見を参考とさせていただき、取組方針の記載内容についても見直しを行います。	○
65	6 施策 15都市・交通	次の点を要望する。 ①公共交通として、交通不便地域をカバーする市域循環型の小さなバスを含めた公共交通システムを導入。 ②少子高齢化の中で、今後ますますコミュニティ交通の役割は大きくなる。公共交通システムは住民の暮らしに欠かせないインフラであり、民間事業者に依存せず、行政が主体となって位置付けることが必要。	本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実とは、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中を目指すのではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すものです。 地域における移動手段の確保については、公共交通不便地域(1日30本以上のバス停から300m圏外、鉄道駅から800m圏外)周辺において、日常生活の移動に不便を感じる方に対し、コミュニティ交通の導入を検討していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
66	6 施策 15都市・交通	「15都市・交通」に記載されている「コミュニティ交通」及び「公共交通」の用語はそれぞれどのような定義か。 また、成果指標の「基幹的公共交通路線の徒歩圏カバー率」について、現状値、中間目標及び目標値が全く一緒になっているが、変更は必要ないという理由を示してほしい。	「コミュニティ交通」とは、交通不便地域の解消等を図るために、住民の利便性を向上させる目的で導入する路線バスを補完する乗り合いバス等のことです。 また、「公共交通」とは、鉄道、バス、タクシー等、不特定多数の人々が所定の運賃を支払うことで利用できる社会全体の移動を支える主要なインフラで、社会基盤となる移動手段のことです。 なお、お尋ねのあった用語以外にも、意味や定義等が難解な用語については、説明について内容の充実、掲載位置の工夫等により、市民の皆様が分かりやすい記載となるよう改善します。 また、成果指標「基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」の現状値、中間目標、目標値が同じになっている理由は、今後、少子高齢化の進展や運転手不足等の社会環境の変化により懸念される路線の減少等を抑制し、現状のカバー率を維持していくという考え方から、同一の数値となっています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
67	6 施策 15都市・交通	「15都市・交通」について、交通・移動手段については地域格差が極めて大きく、自分が居住している地域では、各成果指標における「現状値」の数値に実感が持てない。市全体ではなく、現行の第10次総合計画にある「地域別プラン」の策定と地域ごとの重点施策が必要だと思う。 また、高齢化が急進している中で、地元では「交通・買い物不便地域だ」との不満の声が高いため、対応する施策の実施を求める。	現行の第10次総合計画において設定している「地区別プラン」については、地域の現状把握に一定の役割を果たしていますが、防災・福祉・子育て・環境など、全市的な施策により対応すべきものが多いため、第11次総合計画では掲載せず、よりシンプルに市全体の将来像や施策の方向性を明確に示すこととしています。なお、地区ごとのまちづくりの方針等については、都市計画マスターplan等の個別計画で引き続き明確に示していきます。 また、公共交通の利便性が低い地域においては、コミュニティ交通の導入を検討するとともに、地域でのスーパー・マーケットなどの生活利便施設の確保に向けては、生活利便施設が不足する地域において、新規出店する事業者に対して補助制度を設けるなどの取組を行なっています。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
68	6 施策 15都市・交通	中町第2-2地区における複合施設整備について、設計書で見る限り、緑地面積が極めて少ないと感じる。中心地だからこそ、記念樹や緑の空間を増やしてほしい。	現在、整備を進めている複合施設「あつめき」における緑地は、平地、壁面、オープンスペース等を含め、区域内で約10%確保する計画としており、厚木市住みよいまちづくり条例施行規則第31条に規定する3%の基準を上回っています。 引き続き、市民の皆様の憩い、交流の場となるよう、整備を進めていきます。	
69	6 施策 16道路	「16道路」について、安心して走れるような自転車用の道を確保してほしい。道路の拡幅は難しいと思うが、計画的に進めてほしい。	本市では、自転車活用推進計画に基き自転車走行空間の整備を進めています。新設道路については、道路計画の策定期段階において道路構造や計画幅員を考慮し、自転車走行空間の整備形態を検討しており、交通管理者である警察と協議し、整備を進めています。 また、既存道路については、必要に応じて道路空間の再配分や道路拡幅の可能性を検討しながら整備形態を決定し、整備を進めていますが、新たに道路用地を取得して道路を拡幅する必要があることが課題となっています。 現在、本市では改正道路交通法による自転車の車道通行規定に基づき、自転車利用者と自動車ドライバーが車道を共有できる車道混在型を採用し、車道内で自転車の通行位置や方向を明示する矢羽根型の路面標示等を多く実施しています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
70	6 施策 16道路	「16道路」について、交通の分散化による渋滞解消に取り組むとの記載があるが、未だに渋滞解消には至っていない。 更に、中町第2-2地区における複合施設の開設に伴い、本厚木駅東口周辺への交通集中が激しくなることが予想される。分散化はとても難題に思える。	市内における交通混雑については、国道246号線などの広域幹線道路との接続箇所において主に発生しています。課題解決に向けて、長期的には広域幹線道路における交通の分散化を目指し、国が進めている高規格道路の整備と併せたアクセス道路の整備などにより、広域道路ネットワークの構築を推進していきます。 また、現在整備を進めている複合施設「あつめき」の開館に伴う交通混雑については、開発交通量を見込んだ場合の交通影響を推計したところ、現在の交通体系であっても交通処理は可能といった結果が得られています。しかしながら、複合施設周辺のより円滑な交通を目指し、適切な右左折レーン長の改良を行うなど、取組を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
71	6 施策 17基盤整備 20商業	「17基盤整備」の【みんなができること】(市民ができること)について、「土地区画整理事業」の役割が「産業拠点の整備や地域活性化のため」といった書き方がされているが、土地区画整理事業は本来、既成市街地の整序の手法である。それを「産業拠点の整備」としての手法に一面化して市民に理解と協力を求めることに疑問を感じる。 また、「中町複合施設建設事業」の工事が進捗し、本庁舎跡地利用の検討も進んでるにもかかわらず、「20商業」にはこれらの取組について一切言及がないことも奇異な感じがする。	長期ビジョン「3 土地利用の方針」において、インターチェンジ周辺については地域特性に応じた検討を進めることとしており、土地区画整理事業はその中の手法の一つとして位置付けています。 土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更や公共施設の整備等を行い、地権者と共に地域経済の活性化や魅力あるまちづくりを目指すものです。 しかしながら、御指摘のとおり、産業拠点の整備を進める中で、経済情勢等により企業活動に変動が生じること、農地や山林の減少による土地利用のバランスに影響を及ぼす可能性があることについては、十分に認識しています。頂いた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き、適切な土地利用が図られるよう留意していきます。 また、御意見のとおり、「みんなができること」における土地区画整理事業への理解及び協力の記載については、さまざまな視点があると思われますので、妥当性を含めて再度検討します。 なお、施策「20商業」については、空き店舗の活用やイベントの開催による商業の活性化を目指していますが、今後進捗していく複合施設の建設や庁舎跡地の活用を踏まえて、成果指標に「中心市街地の歩行者数」を位置付けており、中心市街地のまちづくりが商業の活性化にも寄与することを含めています。	○
72	6 施策 18公園・緑地	「18公園・緑地」について、成果指標の目標値が現状値からほぼ変わらないような施策では、「豊かに暮らしていると思う市民の割合」も増加する事は望めないのでなか。施策から外してもよいのではないか。	成果指標のうち「市民一人当たりの公園及び緑地面積」の目標値については、御意見のとおり、小幅な増に留まっていますが、現状の緑被率が既に高い水準にあることから、今後、市街化や宅地開発の進展により懸念される緑地面積の減少を抑制することを意図したものです。 しかしながら、今後、個別計画である「厚木市緑の基本計画」の改定に向け、取組の再検討と併せて、目標値についても見直します。本市としては今後も、豊かな自然環境と共生し、身近な緑にふれあえるまちの実現に向け、第11次総合計画に施策を位置付けて、取組を進めていきます。	○
73	6 施策 19産業・労働	「19産業・労働」の「市民ができること」に、「あつぎ家庭の日には、家庭で過ごす」を掲げている意味がわからない。市民に浸透しているとは思えないでの、この箇所に記載しなくてもよいのでは。	施策「19産業・労働」では、労働者の労働環境を整える取組により、市民の皆様のワークライフバランスを推進することも含めているため、家族の絆を大切にするために定めた日である、あつぎ家庭の日を記載しているものです。	
74	6 施策 20商業	「20商業」の取組方針に「空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地にぎわいを創出」と記載されているが、こうした取組では、通年よりもスポットでの効果しか見込めないように思う。 また、「利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進」と掲げてるが、「商店街」とは何か。どこに「商店街」を作るつもりなのか。	本厚木駅周辺における空き店舗への新規出店の促進や、魅力的なイベントの開催、中心市街地における既存の商店街に対する支援等により、まち全体の魅力や価値を高め、短期的な効果にとどまらない、恒常的なぎわいの創出を図っていきます。 また、「利便性が高く魅力ある商店街づくり」とは、新たな商店街の整備を指すものではなく、既存の商店街に対する支援等の取組によって利便性や魅力の更なる向上を図ることを表したものです。	
75	6 施策 20商業	「20商業」の成果指標となっている「中心市街地の歩行者数」は、中町第2-2地区で複合施設の整備が進んでいることなどから、「15都市・交通」や、中心市街地に係る施策の成果指標とするべきではないか。	施策「20商業」については、空き店舗の活用やイベントの開催による商業の活性化を目指していますが、今後進捗していく複合施設の建設や庁舎跡地の活用など、中心市街地のまちづくりが商業の活性化にも寄与することを含めていることから、成果指標に中心市街地の歩行者数を設定しています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
76	6 施策 20商業 28魅力発信	市内企業に対して、厚木の観光スポットや開催されているイベントの魅力を発信することで、企業として、文化芸術活動、里山保全活動、清掃活動、観光イベント等に参加してくれるようになることを望む。 市内企業に通勤する方にとっても、厚木市の魅力を知ることで、休日にも家族や友人と厚木のイベントに来てくれることにも繋がると思う。 また、市内の空き店舗も少しずつ減らし、商店街が活性化することを望む。	市内で働く方へ本市の魅力を届けるため、多くの通勤者が利用する本厚木駅と愛甲石田駅に設置しているデジタルサイネージでの放映のほか、市公式LINEやインスタグラム、YouTubeなどのSNSを活用して、本市の魅力やイベントなどの情報を効果的に発信しています。また、小田急線や相鉄線の車内広告も活用し、本市の魅力を幅広く届けています。今後についても、様々な媒体を用いたシティプロモーションを推進していきます。 また、市内の空き店舗対策については本厚木駅周辺の商業施設を中心に、3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施し、商業の活性化及び充実を図っています。今後についても、商業環境に応じた施策を実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
77	6 施策 21農業	「21農業」について、取組方針に「農地を守る」という文言を追加してはどうか。地産地消推進のためには、農地を減らさないことも重要だ。	農地の保全については、長期ビジョン「3 土地利用の方針」に、農地の適正管理と保全を図ることを明記しています。具体的な取組としては、農地の貸し借りに伴う奨励金交付や、農業機械導入の助成、農業用排水路等の農業基盤整備事業などを実施しています。 引き続き、農業の持続的な発展等を図り、将来における食料の安定供給の確保に向けた取組を進めています。	
78	6 施策 22温暖化対策	「再生エネルギー日本一の街・厚木」を大きく掲げる。ソーラーシェアリングを日本一にすることで実現する。	再生可能エネルギーの普及促進については、カーボンニュートラルロードマップにおいて、2030年度までに市内において総発電出力160MWの太陽光発電設備の設置を目指し取り組んでいます。 この設置目標は、建物の屋根、屋上に設置する太陽光発電で達成できるものであり、ソーラーシェアリングを含めた野立て設置よりも優先して建物の屋根、屋上への設置を推進しています。 今後については、頂いた御意見を参考に、2030年度の目標達成状況に応じて、ソーラーシェアリング等の推進について検討していきます。	
79	6 施策 22温暖化対策	「22温暖化対策」について、「2050年カーボンニュートラル」の実現を標榜する厚本市の宣言は先進的なものと受け止めている。引き続き「ソーラーシェアリング」や「太陽光発電」「住宅断熱化」に対する支援、また市民協働の「気候市民会議」推進などに全力を注いでほしい。 こどもや若者が「地球沸騰化」の亢進の中で生きながらえることができるのか、危機感を覚えている。	2050年にカーボンニュートラルを達成することは人間が生活しやすい環境を保持するために必須な目標であると捉えています。引き続き、再生可能エネルギー設備導入や住宅省エネ性能向上への支援などにより、カーボンニュートラル達成に向けた取組を市民協働で進めています。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
80	6 施策 22温暖化対策	「22温暖化対策」の成果指標である「CO2削減割合(2013年度比)」について、本市で実行されるデータはどのように収集するのか。	環境省が毎年度公表している、都道府県、市区町村別のCO2排出量データ集である「自治体排出量カルテ」により、本市におけるCO2排出量を把握し、2013(平成25)年度の排出量と比較した割合を算出します。	
81	6 施策 22温暖化対策 23循環型社会 24自然・生活環境	次のことを提案する。 「22温暖化対策」について、成果指標を「CO2削減割合」に加え、「地域内再エネ導入量」を追加する。「みんなができること」の市民の項目に「住宅の断熱性能を向上する」を、事業者の項目に「すべての事業所等居住空間、住宅供給事業者は供給住宅の断熱性能を上げる」を追加する。 「23循環型社会」について、使い捨てプラスチックが減るような施策及び指標を追加する。 「24自然・生活環境」について、ネイチャーポジティブの具体的評価に直接つながる指標を追加する。また、成果指標を「大気・公共用水域・地下水の環境基準達成率」と、「PFASなど新たに監視すべきヒト及び生態系に影響を及ぼす物質の環境濃度監視」に変更する。	各施策における成果指標の設定については、原則として、本市における実績値が取得でき、かつ、施策の目指す姿の達成状況を最も端的に測ることができる客観的指標及び主観的指標を、1つずつ設定しています。 御提案いただいた各指標については、今後、具体的な事業を位置付けるアクションプランを策定する中で、事業の成果を測る指標として検討させていただきます。 また、「みんなができること」への記載の御提案については、頂いた御意見を参考にさせていただき、周知啓発に努めます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
82	6 施策 22温暖化対策 24自然・生活環境	<p>「22温暖化対策」、「24自然・生活環境」について、他市より一歩二歩進んだ計画にしてほしい。近い将来に、再エネ100%の地域新電力を自治体主導で立ち上げ、自然エネルギー社会実現への貢献と地元の雇用も生み出してほしい。</p> <p>太陽光発電については、メガソーラーの建設ではなく、既存の住宅や公共施設などへの太陽光パネルの設置を進めてほしい。住宅に対しては、蓄電装置も含めた補助金制度を充実してほしい。</p> <p>また、農地でのソーラーシェアリングは、農業の担い手がいてこそもの。農業経営の安定化に向けた取組を進めてほしい。</p> <p>省エネ対策として、窓断熱・壁断熱への改修、省エネ家電の買い替え、電気自動車の購入に対する補助金を充実してほしい。なお、公用車や公共交通は電気自動車に切り替える。</p> <p>市役所本庁舎跡地は、緑が豊かで四季折々の花が楽しめる公園にしてほしい。</p>	<p>本市における地域新電力の検討については、市域内で再生可能エネルギーの地産地消を目的として設立するべきと考えます。今後は、市内企業等との協働により、市内企業の屋根を活用したオフサイトPPAにより別の企業等へ発電した電力を供給する仕組みを検討していきます。</p> <p>太陽光発電装置及び蓄電池への補助制度については、国の重点加速化事業交付金を活用し、令和8年度まで拡充しています。</p> <p>農業経営の安定化に向けては、本市独自の制度である、農地の貸し借りを行った場合の農地流動化奨励金交付や農業機械導入の助成等による、担い手への農地の利用集積と農業効率化や、農業用排水路等の農業基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備などの取組を進めています。</p> <p>住宅の断熱窓への改修については、国の補助金に加え、本市では令和5年度から協調補助を実施しています。また、省エネ家電の買換えに対する補助制度等については、令和6年度に物価高騰対策として緊急的に実施しましたが、今後は国の動向等を注視して実施を判断します。</p> <p>電気自動車の購入に対する補助制度等については、令和4年度から補助金を実施していますが、国の補助金も活用できることから、補助額については適正であると考えています。</p> <p>また、公用車の電動化については、2030年度までに市場で調達できる車種については100%電動化を目標として取り組んでおり、公共交通の電動化に対する補助制度等については、今後の動向等を注視していきます。</p> <p>本庁舎敷地跡地等の活用については、今年3月に策定した基本方針に基づき、新たな交流拠点として多目的アリーナの整備を検討するとともに、厚木中央公園や大手公園との連携による連続性のある憩いの空間を創出していきます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
83	6 施策 23循環型社会	「23循環型社会」の市民ができることに、リフューズ(受け取らない)、リユース、ロット(堆肥化)、の視点を入れてはどうか。	本市では、循環型都市の実現に向けた方針の一つとして、3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の推進による家庭系ごみの減量化・資源化を掲げており、本方針に基づき、「みんなができること」の取組を記載しています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
84	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	<p>「24自然・生活環境」の「施策の目指す姿」にある「豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりある暮らしができる街づくり」方針は大変素晴らしい、積極的に推進してほしい。</p> <p>特に森林・木々・緑の都市の中での役割は「緑の日傘」として、近年注目を集めている。「厚木市緑の基本計画(平成29年～47年)」では、緑地を防災の役割・地球温暖化防止・生物多様性保全・循環型社会への転換などに重要な役割を持つと位置付けている。しかし、同計画における「緑地の確保目標」はあまりにも低すぎるのでないか。</p>	<p>「厚木市緑の基本計画」は、第11次総合計画のまちづくりの目標「環境」に関連した個別計画として位置付けます。御意見にある、当該計画における「緑地の確保目標」の目標値設定については、本市が既に高い緑被率を維持しているという状況を踏まえつつ、市街化や宅地開発の進展が予想される中で、その緑を持続可能な形で保全し、さらに効果的に活用することを重視していく考えです。</p> <p>また、今後は、「量の拡大」だけでなく、「質の向上」に重点を置き、御意見にある、緑地が果たす防災機能、生物多様性、自然環境との共生など多面的な価値を十分に発揮できるよう、長期ビジョンにおいても具体的な記載を追加し、一層推進を図っていきます。</p>	○
85	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	<p>猛暑や豪雨、洪水など気候変動の影響は国内外で報道されており、都市計画の中で、木々を増やして心地よいまちづくりが広がりつつあると聞いている。</p> <p>特に、まちの中での「樹冠被覆率」を高めることが重要と言われているが、厚木市の場合、市域全体と市街地でそれぞれどのぐらいの数値となっているか。</p>	本市では、「樹冠被覆率」を計測しておらず、数値化していません。なお、「厚木市緑の基本計画」では、現状値及び成果を図る値として緑化面積を用いています。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
86	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	「樹冠被覆」は一般的に、炭素蓄積固定効果、大気汚染物質の除去、冷暖房使用量削減、野生生物の多様性効果などがあるといわれている。本市の中心市街地においても、「樹冠被覆率」を高め、都市の樹木を増やす「アーバンフォレスト」を政策に取り入れてほしい。	本市では、「樹冠被覆率」を計測しておらず、数値化していませんが、本市における緑地面積割合の現況は、平成28年度において市全域が70.9%、市街化区域が13.5%です。また、令和17年の緑地の確保目標水準は、市街化区域が14.8%、市全域面積が71.9%です。また、「アーバンフォレスト」については、「厚木市緑の基本計画」改定時に検討します。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
87	6 施策 26文化芸術 27観光	「26文化芸術」か「27観光」のどちらかに「歴史」の文言を追加してほしい。過去の歴史遺産・史跡はたくさんあり、特に観光資源の一つとして、現在と未来に大いにいかせると考える。	本市は、先人のたゆまぬ努力によって、豊かな自然や魅力的な文化が育まれ、今日までの発展を遂げてきました。「自治基本条例」では、長い歴史により培われてきた本市の様々な素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継いでいくことを示しています。 長期ビジョンにおいても、本市の歴史を施策単位に限定するのではなく、文化や魅力の分野に通底する概念と捉え、施策を包括する「まちづくりの目標(政策)」の「スポーツ・文化芸術・魅力」の方向性として、「脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承」を進めていくことを明記しています。	
88	6 施策 27観光	「27観光」について、桜が開花する時期に、一定の時間帯における桜土手の車乗り入れを制限して、歩行者天国にしてほしい。	桜土手の歩行者専用道路については、土手の土地管理者、市道・県道管理者及び警察等の関係機関との協議が必要となりますので、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
89	6 施策 27観光	「27観光」の取組方針にある「インバウンドの誘客を促進」は良いとは思うが、「観光公害」とならないように、想定される対策を立案して取り組む必要があると思う。	インバウンドの取組を進めていく上で、観光公害については大変重要な課題のひとつであると認識しています。頂いた御意見のとおり、対策を検討しながら取組を進めていきます。	
90	6 施策 27観光	新たな厚木の観光スポットとして、アクストメインタワーを展望台として開放したらよいのではないか。本市の中で一番高いスポットで、また様々な地域からもアクセスしやすい場所にある。期間限定で開放してみて、集客状況を確認してみることもいい案だと思う。	厚木アクストメインタワーは、現在、民間事業者が所有及び管理運営を行っています。最上階を展望台として開放するという御意見について、過去にも同様の御意見が寄せられており、その際に、本市から管理会社に問い合わせたところ、観光客を受け入れるための設備がなく、新たに展望機能の設備投資をすることは困難であるとの回答を受けています。 頂いた御意見は今後の取組の参考とし、今後も、本市の魅力を高めていくための取組を進めていきます。	
91	7 行政運営の五つの基本姿勢	託児室わたくもや、ほっとタイムサポーターなどの利用申請を完全にweb管理に移行してほしい。	現在、託児室わたくもや及びほっとタイムサポーターの利用申請については、直接窓口で行っています。特に、ほっとタイムサポーターについては、利用者様に合った最適なサポートを行うため、直接お話を聞きながら申請受付をしているところです。 しかしながら、子育てサービスの向上のため、新たなデジタル技術の活用は最重要課題と認識していますので、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
92	7 行政運営の五つの基本姿勢	「7 行政運営の五つの基本姿勢」こそ「1 将来都市像」の「1丁目1番地」に据えて市民に堂々と表明し、意見を仰ぐべきではないか。「(3)DXの推進」「(5)広域連携の推進」などに新基軸が見受けられる。 なお、「行政運営」は「行財政運営」とすべきと思う。	「行政運営の五つの基本姿勢」は、第11次総合計画の推進に伴う、行財政運営全般において留意るべき視点として位置付けているものです。なお、御意見のとおり、「行政運営」は「行財政運営」に統一するほか、その他の同義語、類義語等についても表記を統一します。	○
93	7 行政運営の五つの基本姿勢 8 進行管理	「7 行政運営の五つの基本姿勢」における各項目の成果はどのように評価するのか。	行政運営の五つの基本姿勢については、行政運営全般において留意する姿勢を掲げるものであることから、評価の対象とはなりません。御質問を踏まえ、評価対象が分かりやすくなるよう、「8 進行管理」の記載を見直します。	○
94	8 進行管理	「8 進行管理」について、各施策の主たる管理部署を明記した方がよい。また、計画全体の管理責任者も記載がないので、明記した方がよい。	進行管理については、企画部門が所管するとともに、各事業担当部や府内外の評価機関による評価を実施する予定です。御意見のとおり、より具体的な内容となるよう、記載を見直します。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
資料編				
95	4 個別計画一覧	<p>「4 個別計画一覧」に「総合計画の推進と併せて、個別計画を推進する」との記載があるが、この一覧だけでも41個の計画があり、既に実行中の計画がほとんどのように、管理運営のマンパワーも相当な人員になっているように思う。</p> <p>更に11次で計画が追加あるいは改訂されるのだと思われるが、マンパワーの充当計画はされているのか。</p>	<p>個別計画の管理運営については、計画に係る事業を主に管轄する部門が、事業推進の一環として行っているものであり、管理運営に特化した事務が発生するわけではありません。</p> <p>個別計画等については、第11次総合計画とも整合を図りながら各個別計画の期間満了まで継続することとし、満了後の改定等の際に、改めて第11次総合計画との整合を図るなど、臨機応変に対応します。</p> <p>また、個別計画は、総合計画を各分野において補完・具体化していくものであり、社会環境の変化等を捉え、適宜、追加を検討していきます。</p>	
その他				
96	その他	国民健康保険料の賦課標準額は総所得から基礎控除額を引いた額だが、身障者控除額も引いた額になるか。	国民健康保険料の賦課標準額は、総所得金額等から基礎控除を引いた金額をいいます。そのため、障害者控除は対象となりません。	
97	その他	「厚木市緑の基本計画」(平成29年～47年)の早急な見直しを求める。また、資料には西暦を使用してほしい。	現行の緑の基本計画については、今後の改定に向けて検討を進めています。年号等の記載方法については、頂いた御意見も参考に、今後の検討事項とします。	

別紙2 「その他意見の概要及び対象外の理由」

No	該当箇所	その他意見の概要	対象外の理由
1	6 施策 01子育て	厚木は子育て支援が充実していると数年前は色々なところから聞いたが、今は東京等もっと子育て支援が充実しているところが増えているので、厚木市もアップデートをしてほしい。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
2	6 施策 01子育て	厚木市産後ケア事業について、次女を厚木市立病院で出産した際に利用したかったのだが、してもいいような雰囲気ではなかったので、できなかった。病院側も“こういう支援もあるけどね”という他人行儀に感じた。 周りでも、そのような支援は知らないという方も多く、もっと周知し、受け入れ体制も改善するべきだと感じた。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
3	6 施策 11防災・減災	「11 防災・減災」の成果指標「マイタイムラインを作成している市民の割合」について、用語説明を加えてはどうか。当初、用語の意味が分らなかつたが、自分で調べて理解し、施策に合つたとても良い指標だと思った。 しかし、まだ一般的な用語にはなっていないと見受けられるので、よりわかりやすくするとよいと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
4	6 施策 19産業・労働	「19 産業・労働」の成果指標「事業所数」について、経済センサス基礎調査で実績を補足するのか。経済センサスは毎年調査・公表されるものではないため、毎年予算を計上して推進する市の施策の進捗を図る指標としては馴染まないと思う。毎年、実績を把握できるような別の指標はないのか。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
5	6 施策 20商業	本厚木駅南口の再開発を希望する。南口郵便局は駅から近いが車が停められないため、路上駐車が多い。大型商業施設ができればいいと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
6	6 施策 20商業	「20 商業」の成果指標「中心市街地の歩行者数」について、「まちづくりの分野」の方が適切なのではないか。本厚木駅周辺では現在、複合施設の整備や本厚木駅北口地区市街地再開発事業に向けた検討が進むなど、中心市街地の活性化が推進されている。 こうした取組を踏まえると、歩行者数を指標とする施策は「商業」ではなく「まちづくりの分野」ではないかと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
7	その他	アミューズメント施設子ども用トイレに、荷物を置く台、便器を消毒するアルコールを設置してほしい。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備

第11次厚木市総合計画 (案)

令和7（2025）年10月

目次

序章	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
(1) 長期ビジョン	2
(2) アクションプラン	2
4 策定の背景	3
(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展	3
(2) こどもまんなか社会の実現	4
(3) 多様な教育ニーズへの対応	5
(4) 女性の活躍促進	6
(5) 多文化共生への取組	7
(6) 財政の状況	8
(7) 自然災害への対応	9
(8) 交通環境の維持・向上	10
(9) 地域特性をいかした経済の活性化	11
(10) デジタル化の更なる進展	12
(11) SDGsへの取組	13
(12) カーボンニュートラルの取組	14
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略	15
1 人口の推移	16
(1) 長期的な推移	16
(2) 直近10年の推移	17
(3) 年齢4区分別の推移	18
2 人口の将来推計	20
(1) 将来人口推計	20
(2) 人口の将来展望	22
3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	24
(1) 計画の趣旨	24
(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係	24
(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化	24
長期ビジョン	25
1 将来都市像	27
2 将來の目標人口	27
3 土地利用の方針	28
4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）	30
(1) 目的	30
(2) 構成	30
(3) 三つの戦略	30
戦略1（住みたいまち）厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	32
戦略2（育てたいまち）こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる	33

戦略3（働きたいまち）地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる	34
5 まちづくりの目標（政策）	35
(1) Ambitious（未来を切り開く）：子育て・教育	35
(2) Together（共に創る、育む）：福祉・健康・コミュニティ	35
(3) Safe（安心と安全）：安心・安全	35
(4) Unique（ほかにはない）：都市整備・産業	35
(5) Green（自然と共に）：環境	35
(6) Inspire（創造と発見）：スポーツ・文化芸術・魅力	35
6 施策	36
01 子育て	38
02 学校教育	39
03 地域福祉	40
04 高齢者福祉	41
05 障がい者福祉	42
06 保健・医療	43
07 社会教育	44
08 市民協働	45
09 生涯学習	46
10 人権・平和	47
11 防災・減災	48
12 消防・救急	49
13 防犯	50
14 交通安全	51
15 都市・交通	52
16 道路	53
17 基盤整備	54
18 公園・緑地	55
19 産業・労働	56
20 商業	57
21 農業	58
22 温暖化対策	59
23 循環型社会	60
24 自然・生活環境	61
25 スポーツ	62
26 文化芸術	63
27 観光	64
28 魅力発信	65
7 行財政運営の五つの基本姿勢	66
(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営	66
(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底	66
(3) DXの推進	66
(4) 多様な主体との連携	67
(5) 広域連携の推進	67
8 進行管理	68

資料編	71
1 会議等の開催経過	72
2 第11次厚木市総合計画策定体制	74
3 厚木市総合計画審議会規則	75
4 厚木市総合計画審議会委員名簿	76
5 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）	77
6 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）	77
7 厚木市総合計画策定委員会設置規程	79
8 厚木市総合計画策定委員会委員名簿	80
9 新たな総合計画策定に向けたオープンハウスの実施概要	82
10 ワークショップの実施概要	82
11 第10次総合計画市民検討会議との意見交換会の実施概要	83
12 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要	84
13 第11次総合計画長期ビジョン素案に対するオープンハウスの実施概要	88
14 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会の実施概要	88
15 第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケートの実施概要	89
16 第11次総合計画長期ビジョン案に対するオープンハウスの実施概要	92
17 個別計画一覧	93
18 市民憲章など	102

序章

はじめに、第11次厚木市総合計画を作成した趣旨、背景や、総合計画の構成、期間等についてお示しします。

1 策定の趣旨

本市は、神奈川県の中央に位置し、相模川の右岸に開けた扇形の地形で、西北部には丹沢山地が連なり、豊かな自然に恵まれています。また、市域の南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通る広域交通の要衝の地になっており、地理的な優位性をいかし、多くの企業や大学が集積しています。

こうした中、令和3(2021)年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきました。

また、人口減少や超高齢社会の進展、大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震¹の発生リスクが高まる等の様々な変化に対応すべく、現状の評価・分析を行うとともに、変化を見据えたまちづくりが求められています。

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、厚木に誇りを持てる魅力的なまちをつくることを目指します。

また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の2層で構成します。

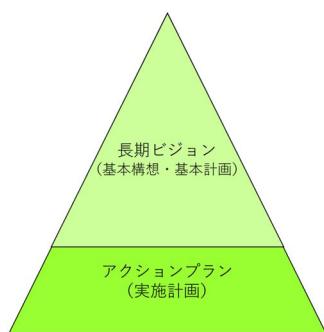
なお、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」は「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」としています。

(1) 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標(政策)と施策の方針、施策体系、重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)を定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

(2) アクションプラン

長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間を第2期計画期間とします。



¹ 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

4 策定の背景

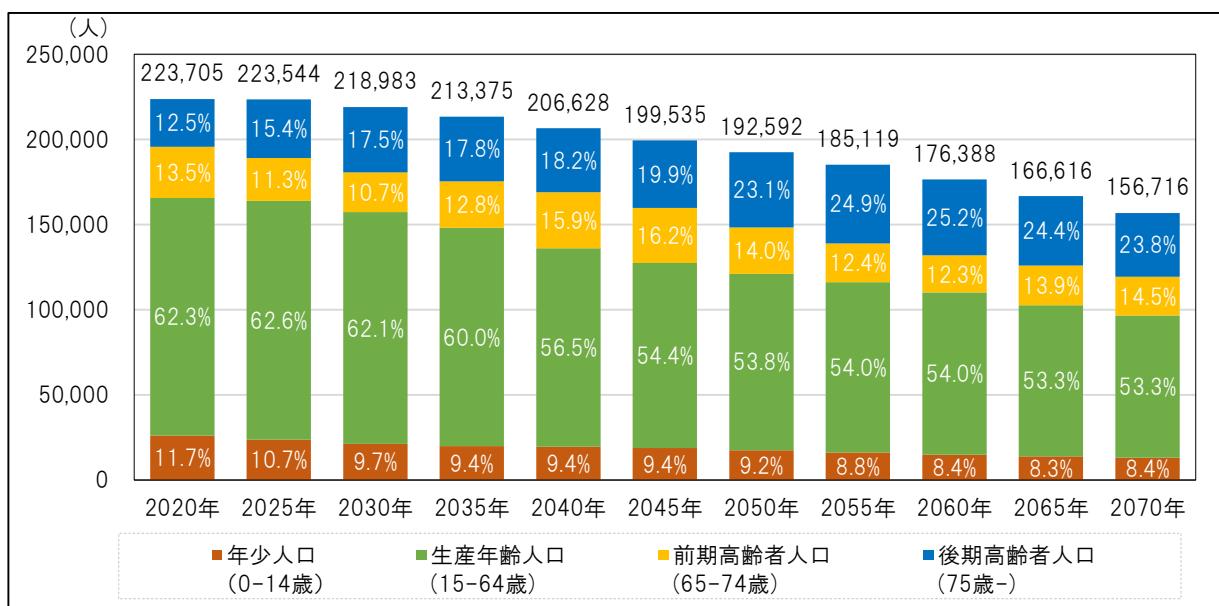
本市を取り巻く社会経済情勢の変化は、行財政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしており、留意すべき事項は、次のとおりです。

(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展

本市の人口は減少傾向が続いている、令和52(2070)年に約15万6千人になると予測されています。また、生産年齢人口(15~64歳)の割合は令和2(2020)年には62.3%でしたが、30年後の令和32(2050)年には53.8%となり、約10ポイント減少する見込みです。一方で、65歳以上の老人人口の割合は令和2(2020)年は26.0%でしたが、令和32(2050)年には37.1%と増加が見込まれます。こうした中で、労働力の減少による地域経済の活力低下や扶助費²・医療費等の社会保障関連経費の増加、地域の社会・経済活動の担い手等の不足が懸念されています。

人口減少を受け止めた上で、持続可能なまちづくりを行うとともに、こどもから高齢者まで誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる「地域包括ケア³社会」の実現が求められます。

今後の人口の見通し（年齢4区分別人口）



出典：厚木市作成

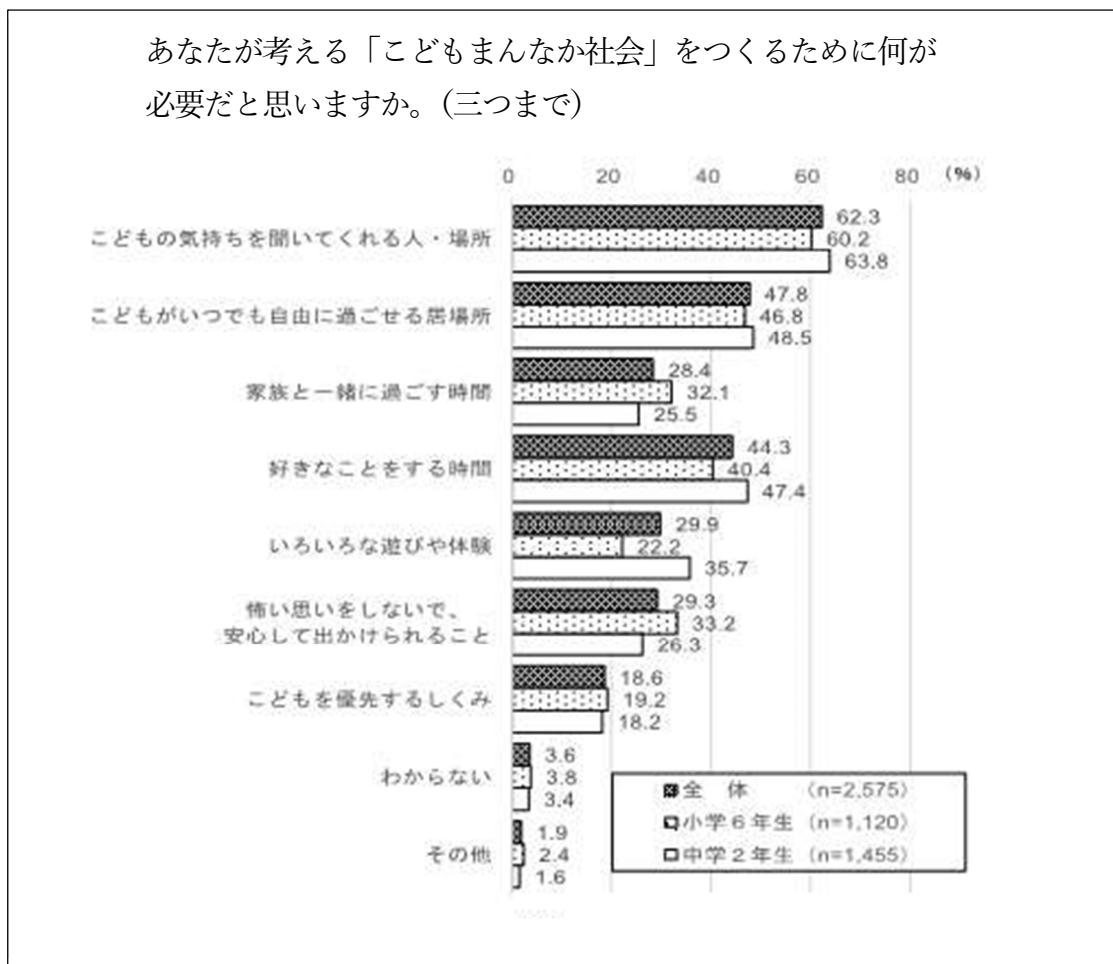
² 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費の性質別歳出の分類。

³ 「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される」という考え方。

(2) こどもまんなか社会の実現

全国的に、急速な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、こども基本法に基づく国の「こども大綱」では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。本市においても、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、本人にとっての最善の利益を第一に考えながら、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めることが求められます。

G I GAスクール端末を活用した小・中学生へのアンケート結果



出典：厚木市「こども・若者の意向調査結果」から作成

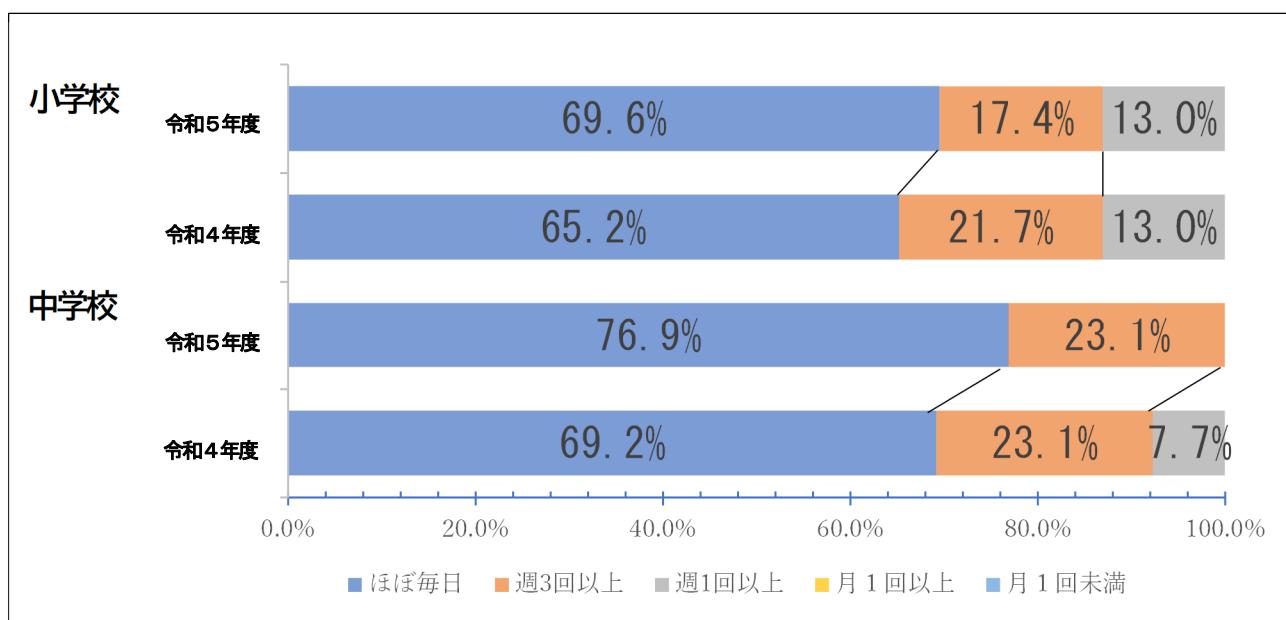
(3) 多様な教育ニーズへの対応

多様なこどもたちが共に生活する小・中学校では、全ての子どもの可能性を引き出すための教育環境の整備が必要とされています。こうした中で、学びの場において、GIGAスクール端末⁴などのICT⁵環境を最大限に活用した「個別最適な学び」⁶と「協働的な学び」⁷を一体的に充実させる授業づくりや、児童・生徒一人一人の個性を「長所・強み」と捉え、不登校や外国籍児童・生徒などを含めた様々な支援機能を活用することで個性を伸ばすインクルーシブ教育⁸システムの充実が求められています。

また、地域コミュニティの活性化や多様なニーズに対応した社会教育の充実に向けて、家庭・地域・社会教育施設の更なる連携強化による多様な学びの場の提供が必要となっています。

さらに、人生100年時代において、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性が高まっており、市内大学・市民団体との連携による講座を始めとする幅広い生涯学習の場の提供など、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することができる環境」の充実が求められています。

ICT機器を活用した授業の実施頻度



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査（学校質問）」から作成

⁴ 児童・生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とするGIGAスクール構想に位置付けられたタブレット端末など。

⁵ 情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称。

⁶ 多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく育成する学び。

⁷ こどもたちの多様な個性を最大限にいかす学び。

⁸ 共生社会の実現に向け、全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つための教育。

(4) 女性の活躍促進

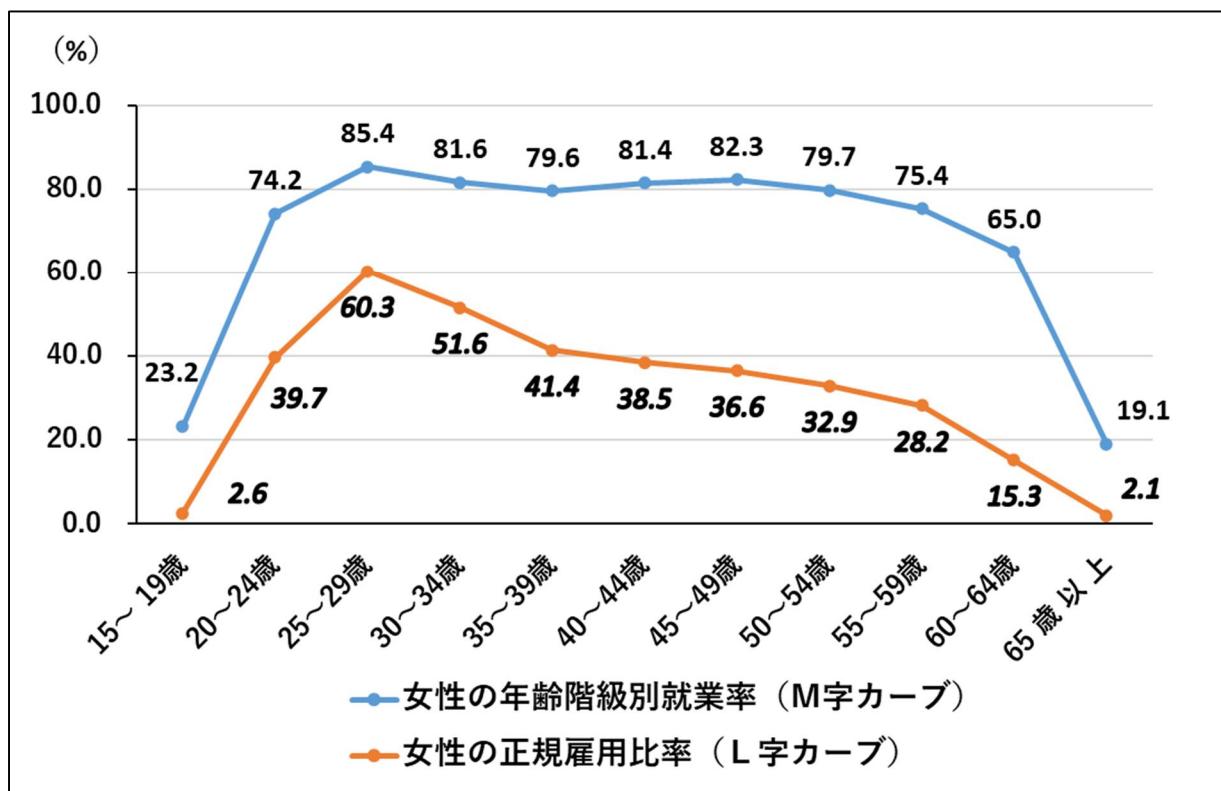
我が国における女性の就業率は増加傾向にある一方で、出産後の正規雇用率が低下する「L字カーブ」が課題となっており、性別に関わりなく全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める必要があります。

また、出産・育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立に向けて、多様で柔軟な働き方の推進、男性の育児休業取得促進などの共育での実現に向けた取組などが求められます。

さらに、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、健康診断の推進や休暇制度等の福利厚生の充実、性差に対する理解の促進やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、自分らしく生きられる家庭・職場・地域等の環境づくりが求められます。

このほか、女性をめぐる課題は生活困窮、配偶者、パートナー等からの暴力被害、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化・複合化しているため、困難な問題を抱える女性のニーズに応じた切れ目のない支援を行うとともに、相談体制の充実や啓発活動等に取り組む必要があります。

女性の就業状況（令和6（2024）年）



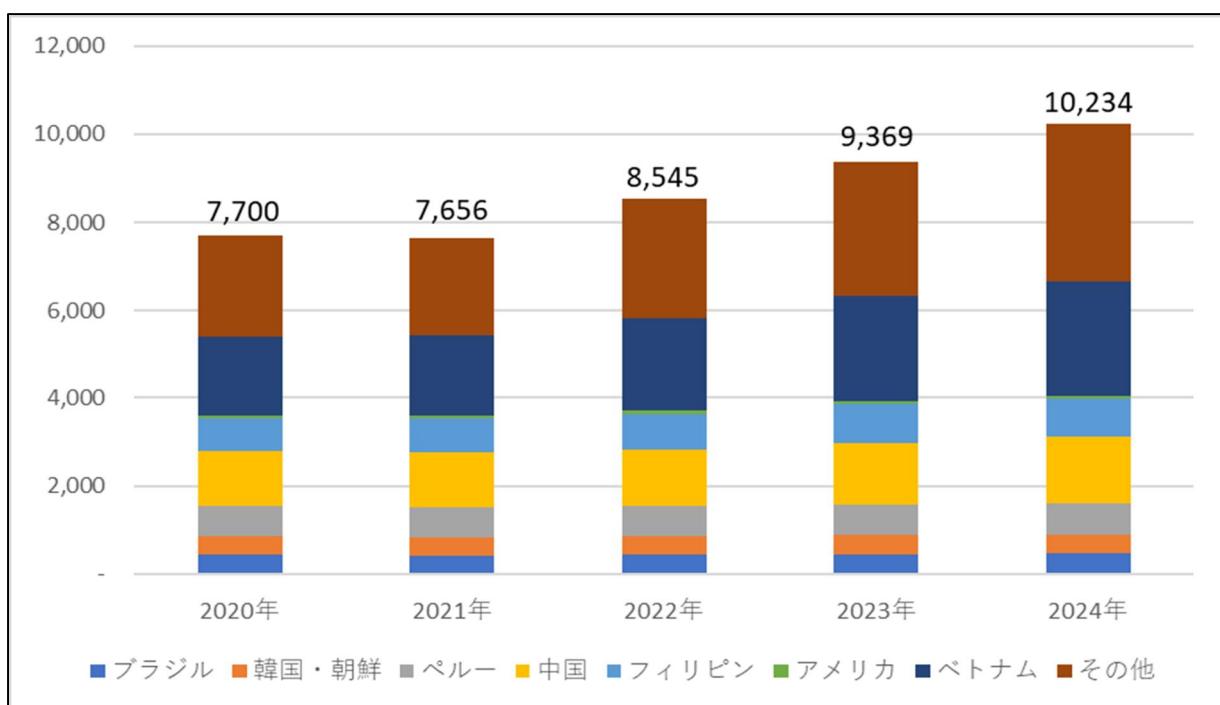
出典：総務省「労働力調査」から作成

(5) 多文化共生への取組

本市在住の外国人住民は、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、令和2(2020)年から令和3(2021)年まではほぼ横ばいでしたが、近年増加傾向にあります。今後、在留資格「特定技能」⁹の対象拡大などを背景として、更に増加することが見込まれます。

外国人住民が快適な地域生活を送れるよう、日本語教育を充実させるなどの支援を行うとともに、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図り、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らすことができる多文化共生のまちづくりが求められます。

外国人住民の推移



出典：厚木市「統計あつぎ」から作成

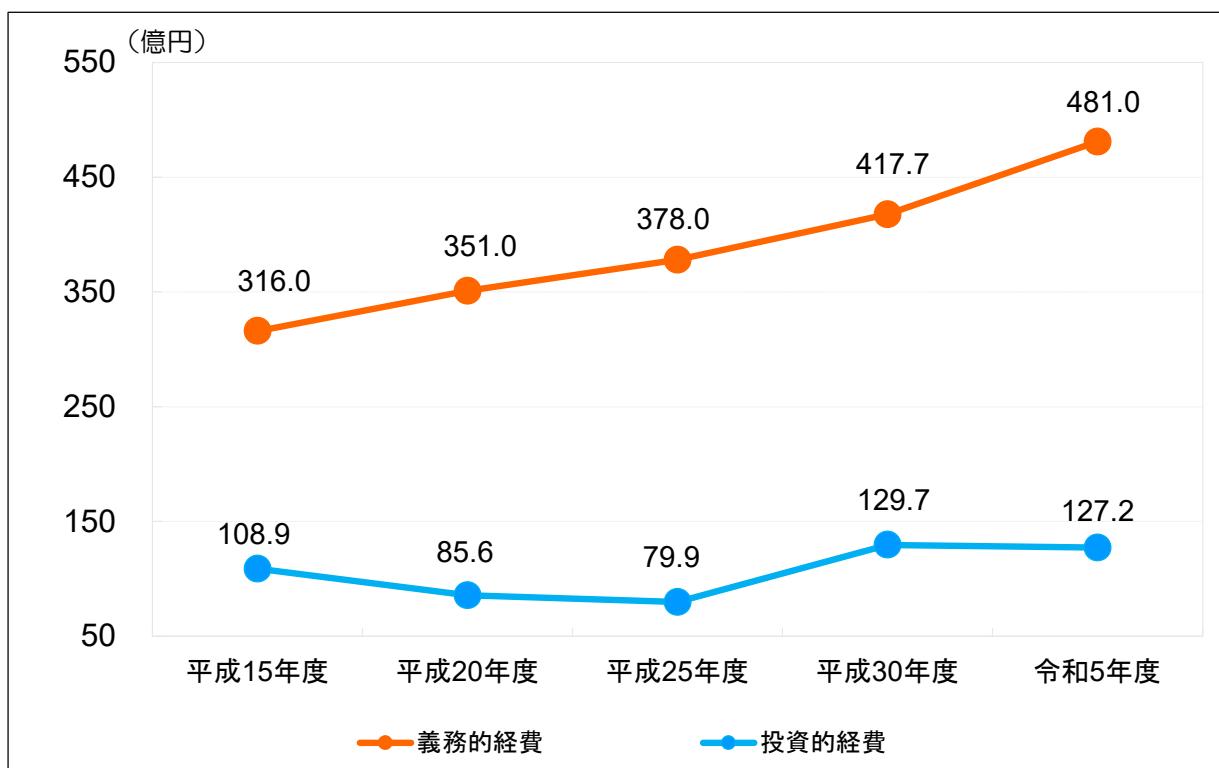
⁹ 国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。

(6) 財政の状況

本市は、昭和39(1964)年度から普通交付税不交付団体¹⁰として自主自立した財政運営を維持していますが、扶助費（社会保障に要する経費）を始めとする義務的経費¹¹が増加傾向にあるほか、経常的な経費の増加が見込まれています。

引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都市基盤整備、適切な公共施設の管理や事業の選択と集中による支出の削減など、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが必要です。

義務的経費と投資的経費の推移



出典：厚木市「あつぎの財政状況2024」

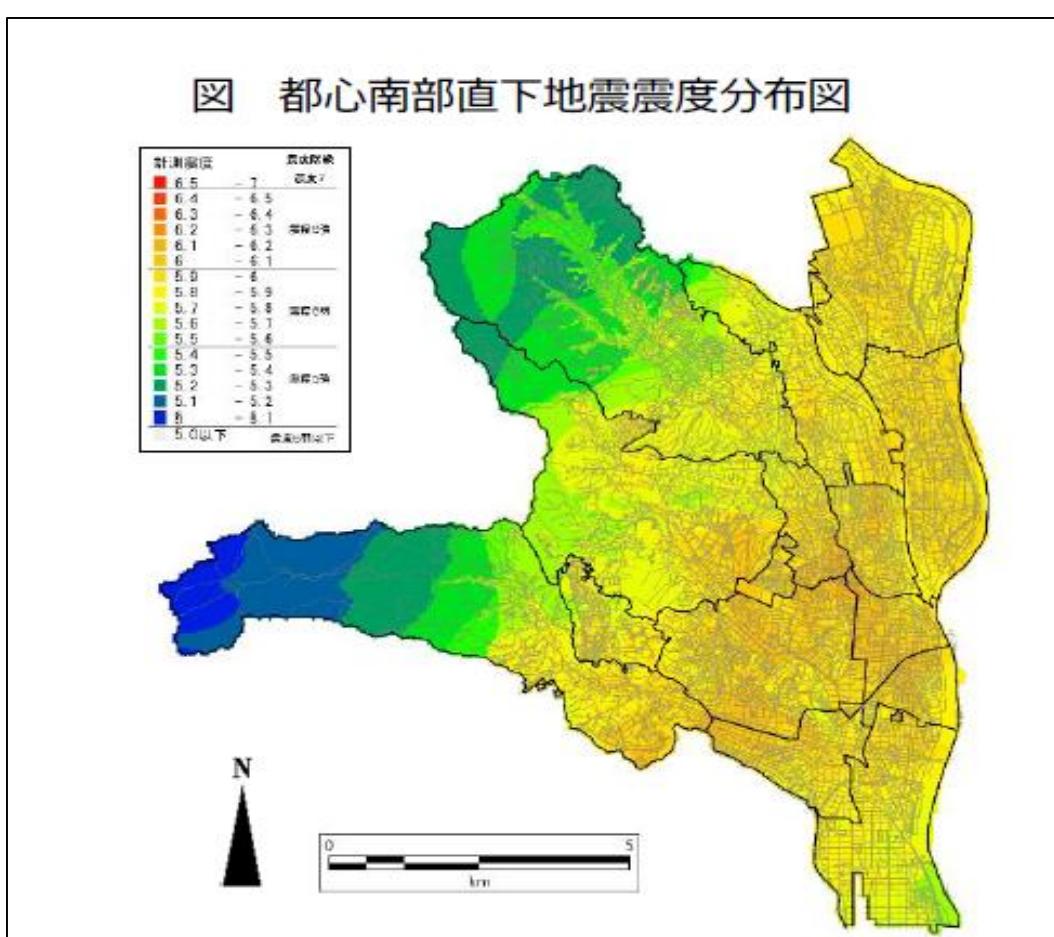
¹⁰ 地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体

¹¹ 地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費。その支出が義務付けられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費。

(7) 自然災害への対応

近年、地球温暖化の影響により、大雨や大型台風等の気象災害が激甚化しています。また、都心南部直下地震の発生リスクが高まっているとともに、南海トラフ巨大地震¹²の30年以内発生確率が引き上げられています。さらに、活火山である富士山や箱根火山等の本市西方諸火山が噴火した場合、本市区においても、降灰、小さな噴石、降灰後土石流の発生等、火山災害による被害が想定されています。自助・共助・公助¹³の連携を強化し、災害から命と暮らしを守るまちづくりがより一層必要となっています。

経年劣化が進む道路・下水道といった都市インフラの効果的な更新によって、老朽化による事故の未然防止や防災・耐震性能の向上を図るとともに、災害からの早期復興に向けた事前準備を充実させるなど、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策の強化・充実を図る必要があります。



出典：厚木市「厚木市国土強靭化地域計画」

¹² 駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

¹³ 自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」。

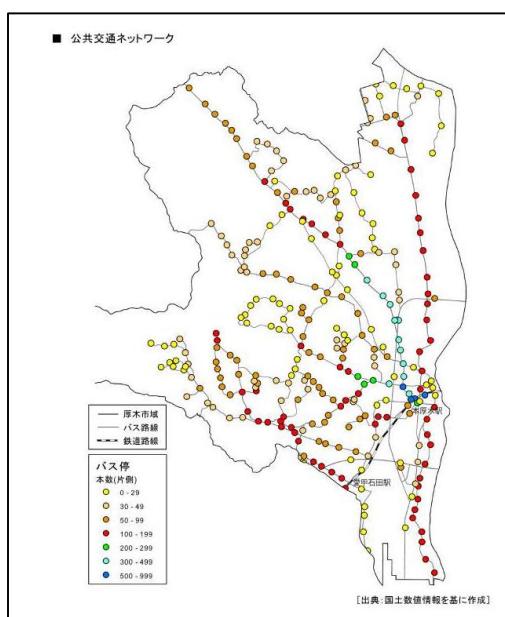
(8) 交通環境の維持・向上

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が横断し、圏央道が縦断する広域交通の要衝の地となっています。さらに、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することにより、市内に7か所のインターチェンジが配置され、経済・文化の発展、観光振興などの面において、一層の効果が期待されています。今後、交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や自然環境への配慮が求められます。

また、市内には、本厚木駅と愛甲石田駅周辺を中心に放射状に幹線道路が伸びており、これらの幹線道路には、郊外や市外に向け多くの路線バスが運行され、市街地の広い範囲をカバーしています。人口減少・超高齢社会が進展する中、路線バスの利便性の維持・向上を図るとともに、公共交通不便地域における日常生活に必要な移動手段の確保に取り組む必要があります。



出典：厚木市作成



出典：国土交通省「国土数値情報」を基に作成

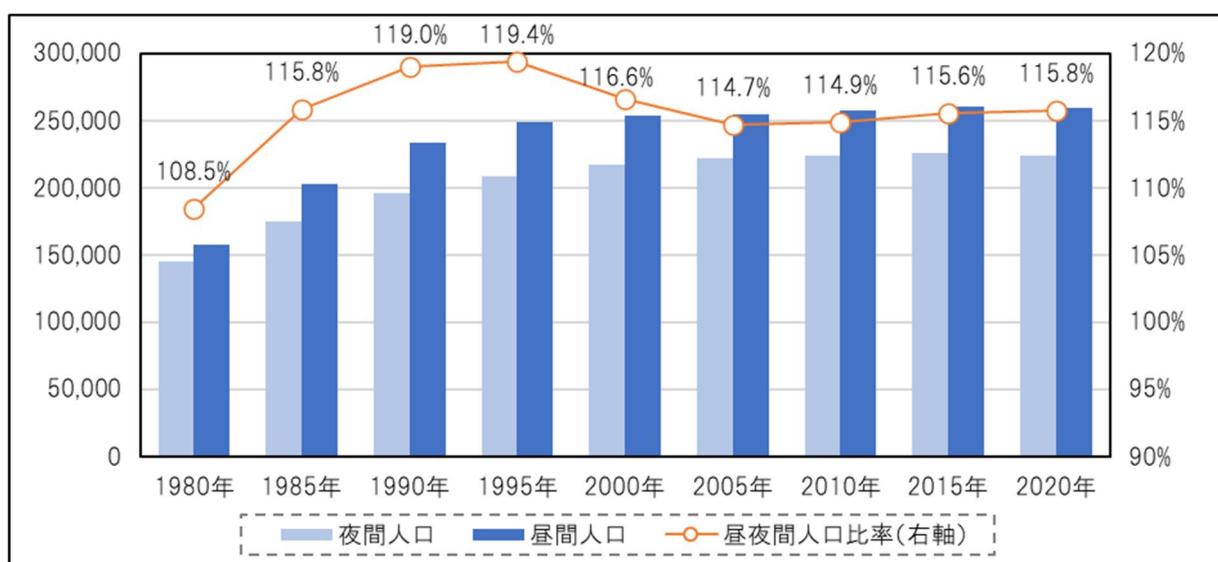
(9) 地域特性をいかした経済の活性化

本市では、多くの企業や大学が集積しているため、昼夜間人口比率¹⁴が全国的に高い水準となっていることや交通の利便性の高さ等から、多くの人が集まりやすい環境となっています。その特性をいかして、持続可能な市内経済の実現を図るため、企業の支援や就職支援等を行い、誰もがやりがいを持って働くことができる環境の整備が求められます。

また、新たな産業用地を創出するとともに、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業の誘致が必要です。

さらに、スポーツ・文化芸術・歴史などの地域資源を最大限活用した高付加価値型¹⁵の産業・事業を創出するとともに、人口減少に伴い、人材や労働力が希少となることを見込んで、地域に密着した産業やサービスを支える人材の育成や確保を推進することが求められます。

厚木市の夜間人口、昼間人口、昼夜間人口比率の推移



年次		夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率(右軸)	流入超過
1980年	S55	145,252	157,592	108.5%	12,340
1985年	S60	175,570	203,334	115.8%	27,764
1990年	H2	196,613	234,055	119.0%	37,442
1995年	H7	208,578	249,056	119.4%	40,478
2000年	H12	217,352	253,488	116.6%	36,136
2005年	H17	221,840	254,496	114.7%	32,656
2010年	H22	224,420	257,772	114.9%	33,352
2015年	H27	225,714	260,884	115.6%	35,170
2020年	R2	223,705	259,057	115.8%	35,352

出典：総務省「国勢調査（各年）」から作成

¹⁴ 夜間人口に対する昼間人口の割合。100%を超過すると、昼間人口の方が多い、他自治体からの通勤・通学者数が他自治体への通勤・通学者数を上回っていることを示している。

¹⁵ 高い機能、新しい機能、使いやすさ、使い心地、デザインの良さなど、利用者にとっての価値を高めること。

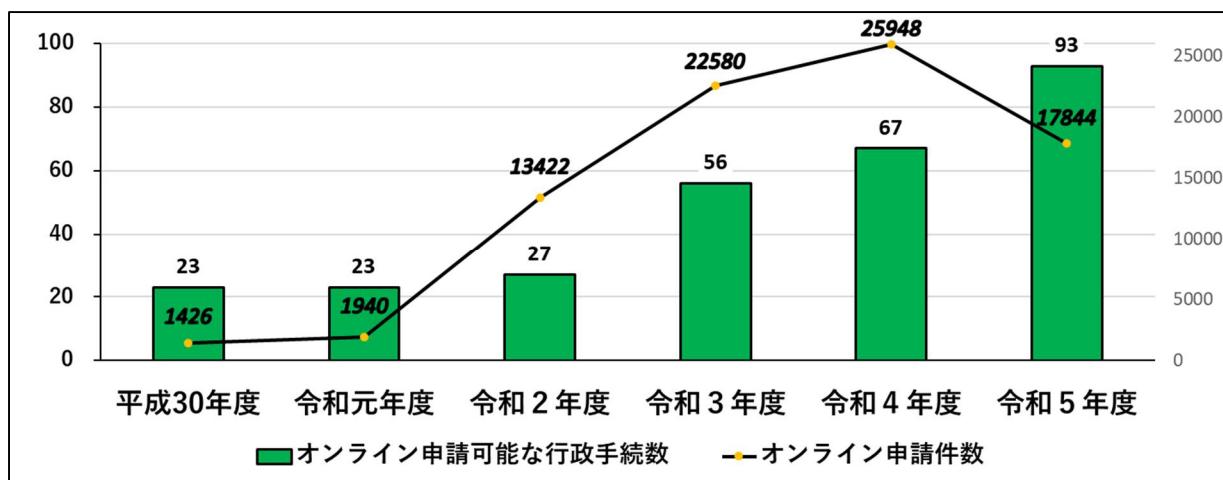
(10) デジタル化の更なる進展

コロナ禍を契機に行政手続のオンライン化が進んだことにより、デジタル化による市民の利便性向上、行政サービスの効率化を図る取組やDX¹⁶推進による地域の課題解決や魅力向上などの取組が必要となります。

また、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現が求められていることから、デジタル機器やデジタルサービスの不慣れな方に対して、機器の操作方法等の支援を行う相談窓口を設置するなど、情報格差に配慮した取組が必要です。

今後、更に少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源が減少する一方で、市民の生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした中、新たなデジタル技術やツールなども活用しながら、行政サービスに係る業務内容やプロセスを再構築していく必要があります。こうした取組により、行政における業務の効率化、市民サービスの向上、持続可能な行政サービスの提供体制の確保を図ることが求められます。

e-kana gawa電子申請システムによるオンライン申請可能な行政手続数、
オンライン申請件数の推移



出典：厚木市作成

※令和4年度から5年度にかけての申請件数の減少については、粗大ごみの収集申込み（令和4年度件数：8,707件）が別システムに移行したことによるもの。

¹⁶ 「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、「デジタルによる変革」を表す。デジタル技術によって、人々の生活をあらゆる面でより方向に変化させること。

(11) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会¹⁷の構築、生物多様性¹⁸や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



出典：国際連合広報センター

¹⁷ 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

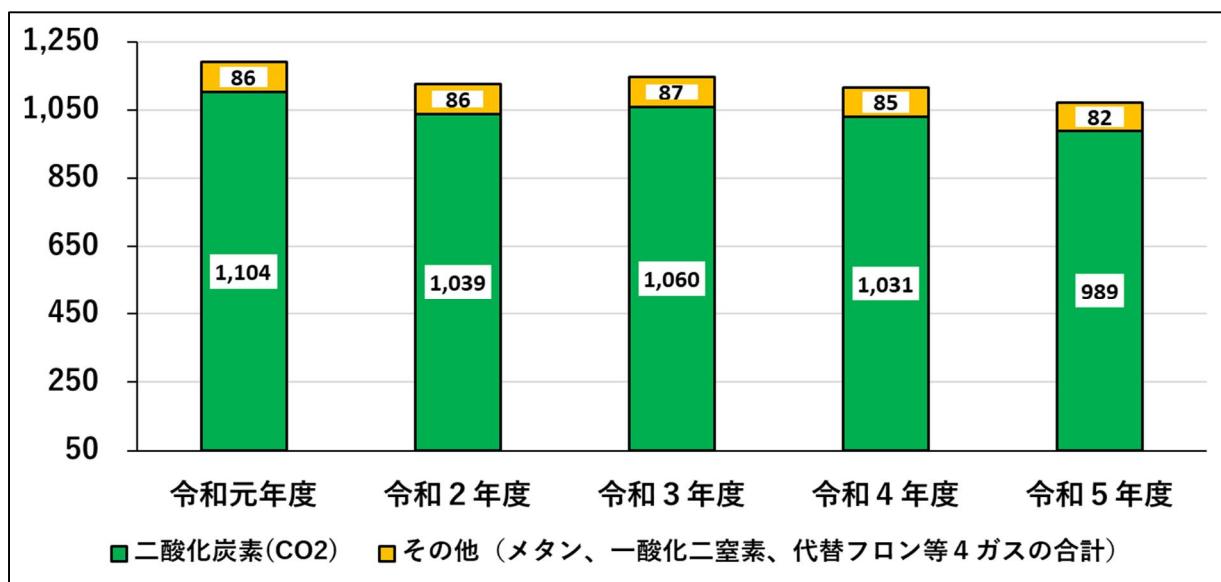
¹⁸ 「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできている。

(12) カーボンニュートラル¹⁹の取組

平成27(2015)年にパリ協定²⁰が採択され、世界共通の長期目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することとされています。これを受け令和2(2020)年10月、国は令和3(2050)年までに温室効果ガス²¹の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和3(2021)年に「ゼロカーボンシティ²²」を表明しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が引き続き取り組む必要があります。

特にエネルギー由来の温室効果ガスの排出を抑制するため、化石燃料²³から再生可能エネルギー²⁴等のクリーンエネルギーを中心に転換し、エネルギー安定供給確保と経済成長・脱炭素の実現（GX）を目指し、再エネ・省エネ・蓄エネを推進する取組が求められます。

全国の温室効果ガス排出量



出典：環境省「温室効果ガス排出量」から作成

¹⁹ 化石燃料などによる温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態。

²⁰ 令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が掲げられている。

²¹ 温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。

²² 2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

²³ 石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

²⁴ 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなどの温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギー。

本市における人口の見通しと まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、本市における人口の現状分析及び将来展望に基づき、まちづくりを進めていく必要があります。本章では、本市における人口の見通し及び人口の将来展望の実現に向けて本市が取り組む施策を位置付けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について記載します。

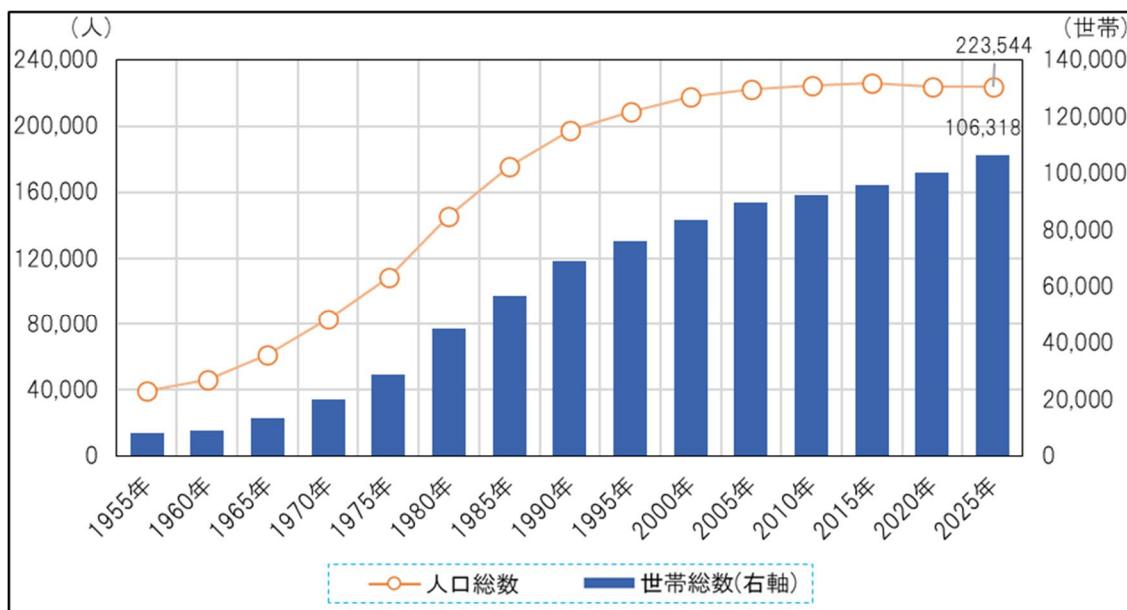
1 人口の推移

(1) 長期的な推移

人口総数は、5年ごとに実施される国勢調査のデータによると、昭和30(1955)年から長らく増加を続けていましたが、令和2(2020)年からは減少傾向に転じており、令和7(2025)年では223,544人となっています。

世帯数は、一貫して増加を続けており、令和7(2025)年では106,318世帯となっています。

人口総数及び世帯数の長期的な推移



年次		人口総数(人) (年齢不詳含む)	世帯数 (世帯)
1955年	S30	39,409	8,127
1960年	S35	46,239	9,029
1965年	S40	61,383	13,521
1970年	S45	82,888	20,202
1975年	S50	108,955	28,809
1980年	S55	145,392	45,197
1985年	S60	175,600	57,021
1990年	H2	197,283	69,187
1995年	H7	208,627	76,287
2000年	H12	217,369	83,525
2005年	H17	222,403	89,740
2010年	H22	224,420	92,476
2015年	H27	225,714	95,824
2020年	R2	223,705	100,360
2025年	R7	223,544	106,318

出典：昭和30(1955)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査(各年)」

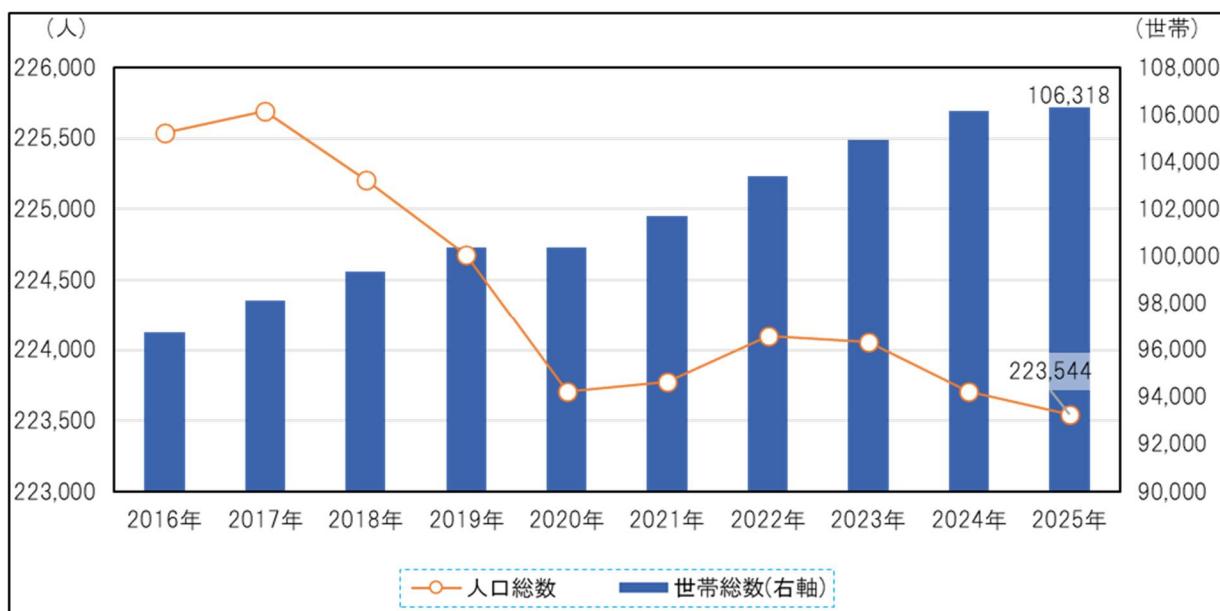
令和7(2025)年：厚木市「統計月報あつぎ(令和7(2025)年1月1日現在)」

(2) 直近10年の推移

本市の人口総数は、平成29（2017）年12月に225,879人と最高値を記録した後、減少傾向に転じています。直近10年の年次別の人団体数を見ると、令和2（2020）年には大きく減少し、その後、令和4（2022）年にかけて一時的に微増したものの、全体としてはこの10年間で人口は減少しています。

直近10年の世帯数は、令和2（2020）年に一旦横ばいになったものの、一貫して増加傾向が続いているです。

人口総数及び世帯数の直近10年の推移



年次	人口総数	世帯総数(右軸)
2016年	225,541	96,767
2017年	225,693	98,145
2018年	225,204	99,336
2019年	224,677	100,377
2020年	223,705	100,360
2021年	223,771	101,734
2022年	224,095	103,411
2023年	224,058	104,921
2024年	223,704	106,153
2025年	223,544	106,318

出典：平成28（2016）年～令和6（2024）年：厚木市「統計あつぎ（令和6年版）」

令和7（2025）年：厚木市「統計月報あつぎ（令和7（2025）年1月1日現在）」

(3) 年齢4区分別の推移

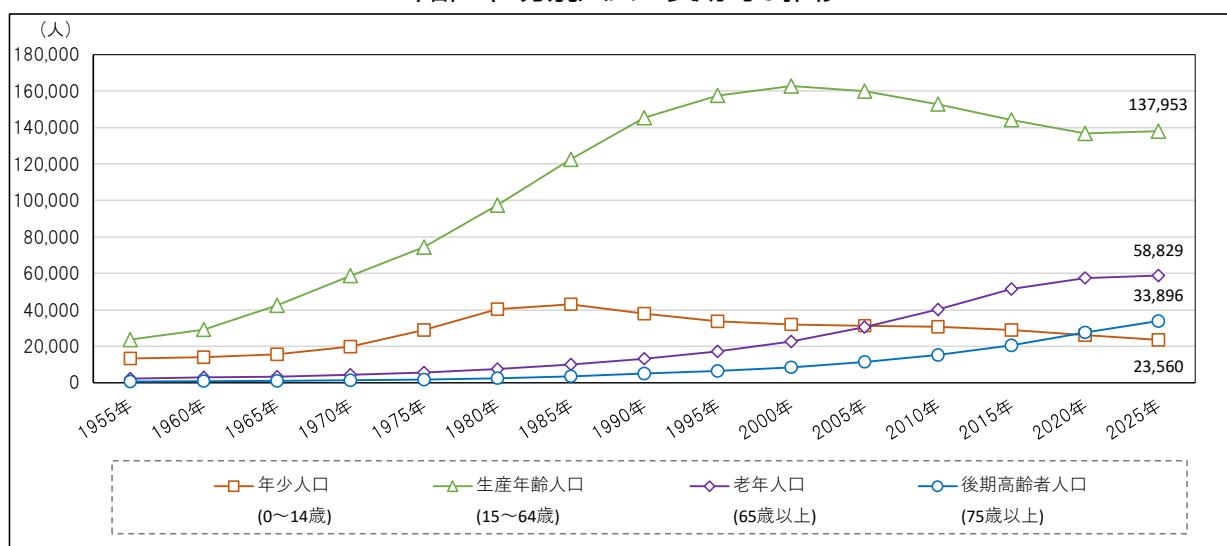
年少人口（0～14歳）は、平成2（1990）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老人人口（65歳～）とほぼ同数となり、令和2（2020）年には後期高齢者人口（75歳～）を下回っています。令和7（2025）年には23,560人となっており、人口総数の10.5%を占めています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17（2005）年以降緩やかに減少しています。令和7（2025）年には137,953人となっており、人口総数の61.7%を占めています。

老人人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には58,829人となっており、人口総数の26.3%を占めています。特に、平成2（1990）年以降は急速に増加しており、平成27（2015）年以降、人口総数に対する老人人口の割合（以下「高齢化率」という。）は21%を超え、超高齢社会に突入しています。

後期高齢者人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には33,896人となっており、人口総数の15.2%を占めています。

年齢4区分別人口の長期的な推移



出典：総務省「国勢調査(昭和30(1955)年～令和2(2020)年)」

神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」(1月1日時点の暫定値)

年齢4区分別人口の長期的な推移

年次		人口総数(年齢不詳含む) (人)	年少人口 (0~14歳) (人)	生産年齢人口 (15~64歳) (人)	老人人口 (65歳以上) (人)	後期高齢者人口 (75歳以上) (人)	年齢不詳 (人)
1955年	S30	39,409	13,424	23,672	2,313	707	0
1960年	S35	46,239	14,094	29,244	2,901	907	0
1965年	S40	61,383	15,640	42,417	3,326	1,036	0
1970年	S45	82,888	19,841	58,697	4,350	1,315	0
1975年	S50	108,955	28,989	74,410	5,551	1,735	5
1980年	S55	145,392	40,303	97,406	7,543	2,501	140
1985年	S60	175,600	43,088	122,450	10,032	3,667	30
1990年	H2	197,283	37,973	145,430	13,210	5,111	670
1995年	H7	208,627	33,743	157,581	17,254	6,484	49
2000年	H12	217,369	32,030	162,648	22,674	8,559	17
2005年	H17	222,403	31,394	159,856	30,590	11,559	563
2010年	H22	224,420	30,734	152,804	40,201	15,268	681
2015年	H27	225,714	28,919	144,236	51,432	20,500	1,127
2020年	R2	223,705	26,156	136,825	57,522	27,605	3,202
2025年	R7	223,544	23,560	137,953	58,829	33,896	3,202

年次		年少人口割合	生産年齢人口割合	老人人口割合	後期高齢者人口割合
1955年	S30	34.1%	60.1%	5.9%	1.8%
1960年	S35	30.5%	63.2%	6.3%	2.0%
1965年	S40	25.5%	69.1%	5.4%	1.7%
1970年	S45	23.9%	70.8%	5.2%	1.6%
1975年	S50	26.6%	68.3%	5.1%	1.6%
1980年	S55	27.7%	67.0%	5.2%	1.7%
1985年	S60	24.5%	69.7%	5.7%	2.1%
1990年	H2	19.2%	73.7%	6.7%	2.6%
1995年	H7	16.2%	75.5%	8.3%	3.1%
2000年	H12	14.7%	74.8%	10.4%	3.9%
2005年	H17	14.1%	71.9%	13.8%	5.2%
2010年	H22	13.7%	68.1%	17.9%	6.8%
2015年	H27	12.8%	63.9%	22.8%	9.1%
2020年	R2	11.7%	61.2%	25.7%	12.3%
2025年	R7	10.5%	61.7%	26.3%	15.2%

※割合については、「人口総数(年齢不詳含む)」に対する各年齢区分の人口の割合を示しています。そのため、「年少人口割合」、「生産年齢人口割合」、及び「老人人口割合」の合計が100%にならない場合があります。

出典：昭和30(1955)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査(各年)」

令和7(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」(1月1日時点の暫定値)

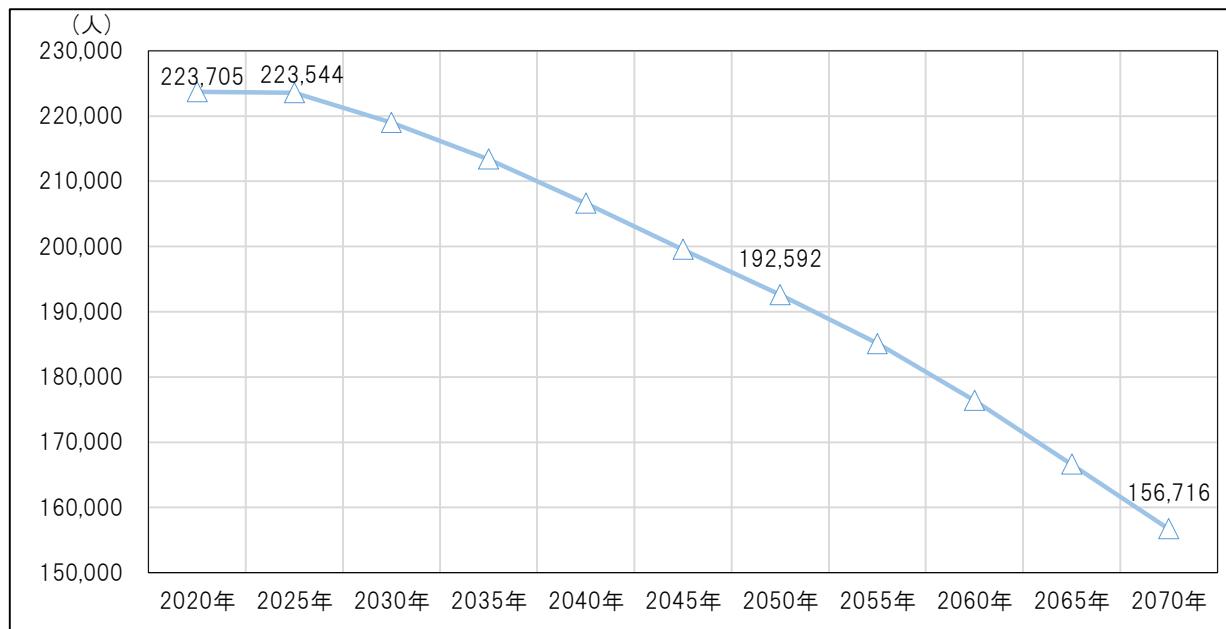
2 人口の将来推計

(1) 将来人口推計

ア 人口総数

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠²⁵」の推計に基づき、本市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）では、令和32(2050)年に192,592人、令和52(2070)年に156,716人となることが見込まれます。

厚木市推計（人口総数）



出典：令和2(2020)年：総務省「国勢調査」

令和7(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」

その他の年：推計値(厚木市推計)

イ 年齢4区分別人口

年少人口の構成割合は、令和2(2020)年の11.7%から令和32(2050)年には9.2%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には8.4%となることが見込まれます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2(2020)年の62.3%から令和32(2050)年には53.8%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には53.3%となることが見込まれます。

²⁵ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」に基づき、令和52(2070)年までの将来人口を推計したもの。この推計は、国勢調査結果に基づき、生残率、移動率、子ども女性比、0-4歳性比それぞれについて将来の仮定値を設定し将来人口を推計するコーホート要因法を採用しています。

生残率……ある年齢の人口が5年後に生き残っている率

移動率……ある年齢の5年間の移動数(転入・転出数)を当該年齢の人口で割った値

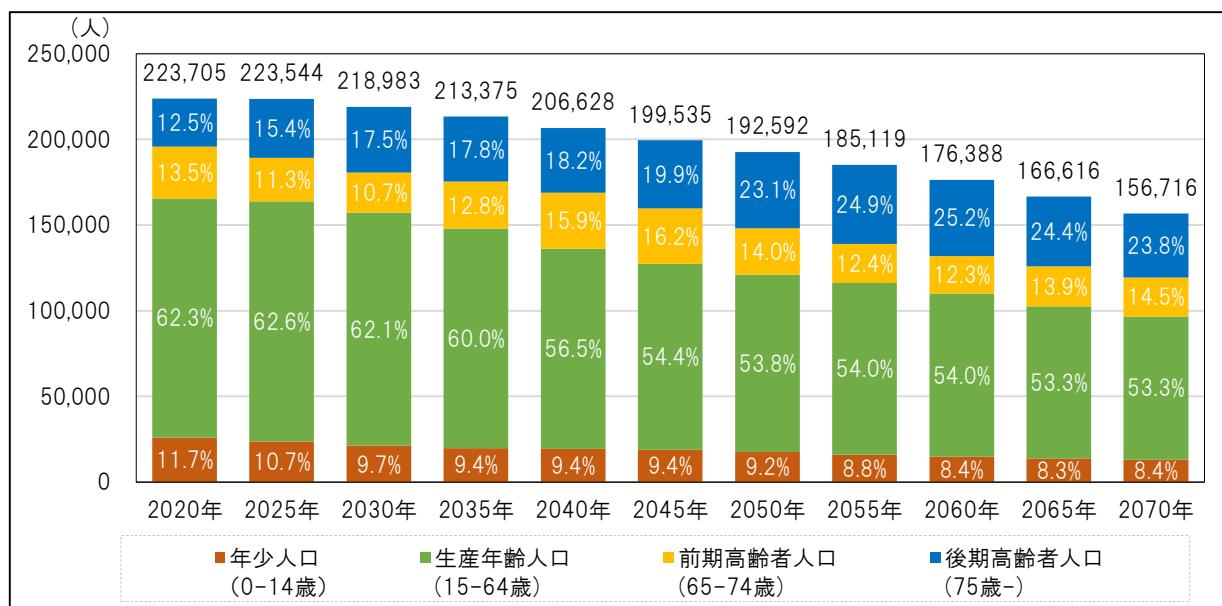
子ども女性比……ある年の0-4歳の人口を、同年の15-49歳女性人口で割った値

0-4歳性比……ある年の0-4歳女性人口100人あたりの0-4歳男性人口

老人人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には37.1%へと上昇することが見込まれています。その後、上昇傾向は弱まり、令和52(2070)年には38.3%となることが見込まれます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和32(2050)年には23.1%へと上昇することが見込まれます。その後、令和42(2060)年には25.2%まで上昇した後、令和52(2070)年には23.8%となることが見込まれます。

厚木市推計（年齢4区分別人口）



年次	厚木市推計 (人)	年少人口 (0-14歳) (人)	生産年齢人口 (15-64歳) (人)	老人人口 (65歳-) (人)	後期高齢者人口 (75歳-) (人)	年少人口割合	生産年齢人口割合	老人人口割合	後期高齢者人口割合	
2020年	R02	223,705	26,176	139,429	58,100	27,905	11.7%	62.3%	26.0%	12.5%
2025年	R07	223,544	23,902	139,953	59,689	34,392	10.7%	62.6%	26.7%	15.4%
2030年	R12	218,983	21,268	135,943	61,772	38,340	9.7%	62.1%	28.2%	17.5%
2035年	R17	213,375	19,956	128,112	65,307	37,935	9.4%	60.0%	30.6%	17.8%
2040年	R22	206,628	19,497	116,689	70,442	37,569	9.4%	56.5%	34.1%	18.2%
2045年	R27	199,535	18,836	108,603	72,096	39,728	9.4%	54.4%	36.1%	19.9%
2050年	R32	192,592	17,625	103,544	71,423	44,420	9.2%	53.8%	37.1%	23.1%
2055年	R37	185,119	16,218	99,919	68,982	46,028	8.8%	54.0%	37.3%	24.9%
2060年	R42	176,388	14,903	95,281	66,204	44,482	8.4%	54.0%	37.5%	25.2%
2065年	R47	166,616	13,880	88,871	63,865	40,642	8.3%	53.3%	38.3%	24.4%
2070年	R52	156,716	13,122	83,599	59,995	37,311	8.4%	53.3%	38.3%	23.8%

※令和7(2025)年の年齢4区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区別人口に加えています。

出典：令和2(2020)年：総務省「国勢調査」

令和7(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和7(2025)年)」

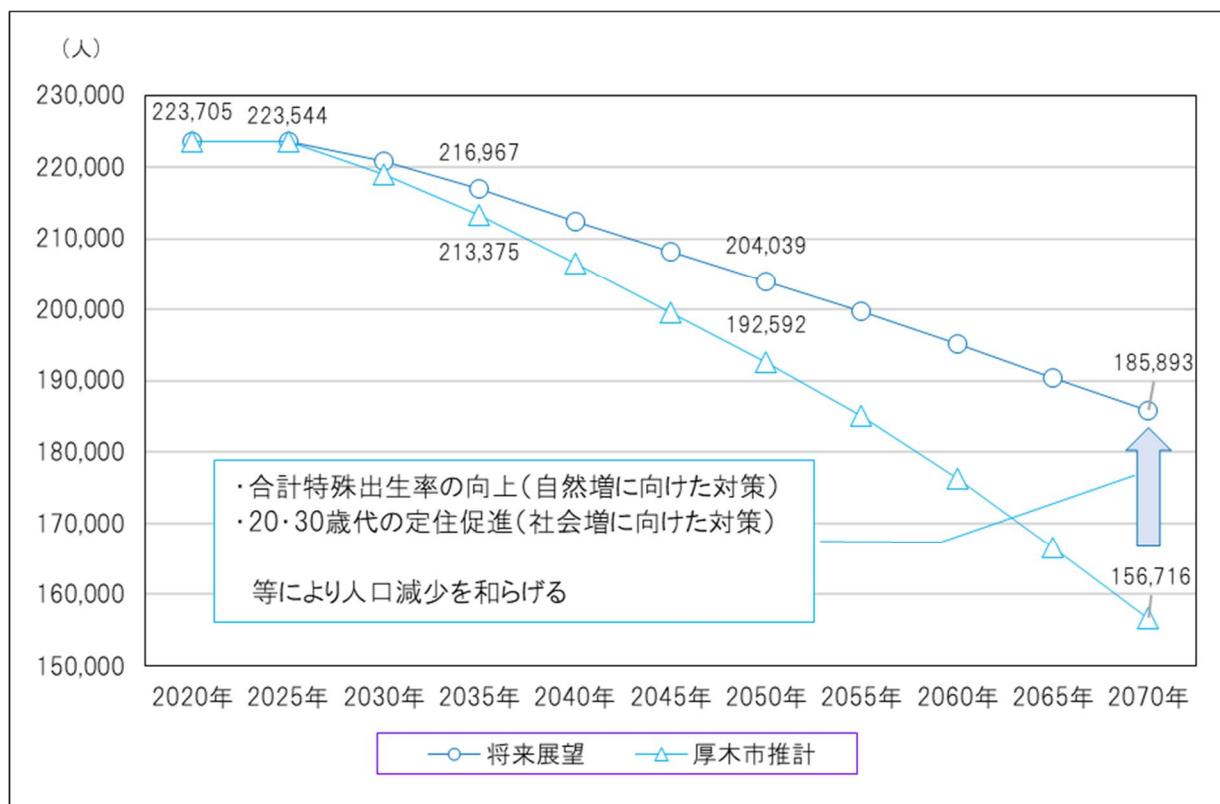
その他の年：推計値(厚木市推計)

(2) 人口の将来展望

ア 人口総数

合計特殊出生率²⁶の上昇や20・30歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和32(2050)年では204,039人、令和52(2070)年では185,893人をそれぞれの年次の目標人口とします。

厚木市推計と将来展望



出典：厚木市人口ビジョン

²⁶ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

イ 年齢4区分別人口

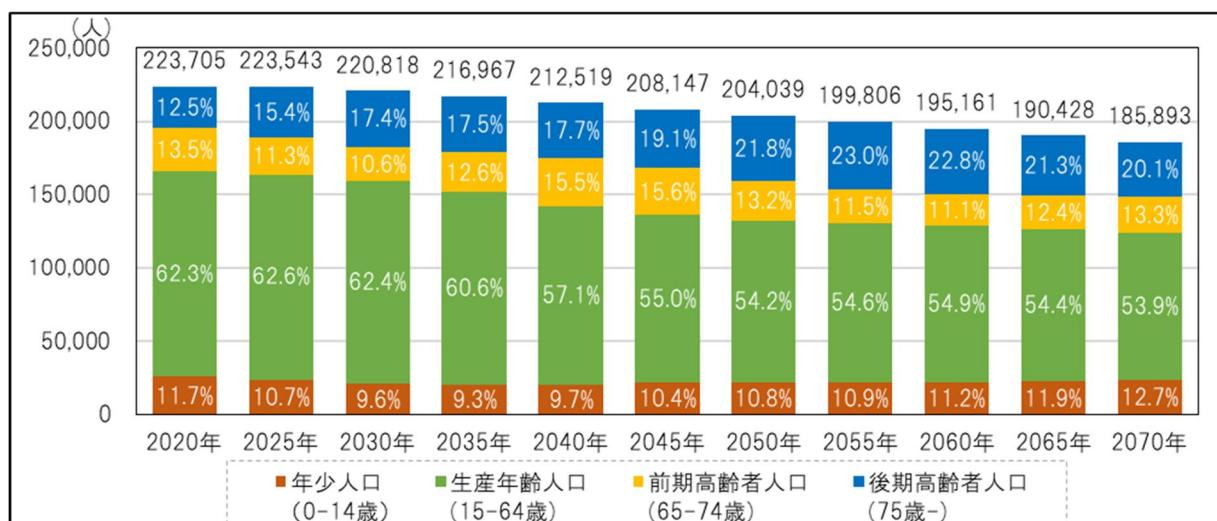
年少人口の構成割合は、令和2(2020)年の11.7%から下降傾向となり、令和22(2040)年以降は上昇に転じることを見込んでいます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2(2020)年の62.3%から令和32(2050)年には54.2%に下降することを見込んでいます。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には53.9%となることを見込んでいます。

老人人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には35.0%まで上昇した後、令和52(2070)年には33.3%へと下降することを見込んでいます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和37(2055)年には23.0%まで上昇することを見込んでいます。その後、令和52(2070)年に20.1%に下降することを見込んでいます。

将来展望（年齢4区分別人口）



年次	推計人口総数(人)	年少人口(0-14歳)(人)	生産年齢人口(15-64歳)(人)	老人人口(65歳-)(人)	後期高齢者人口(75歳-)(人)	年少人口割合	生産年齢人口割合	老人人口割合	後期高齢者人口割合
2020年 R02	223,705	26,176	139,429	58,100	27,905	11.7%	62.3%	26.0%	12.5%
2025年 R07	223,544	23,902	139,953	59,689	34,392	10.7%	62.6%	26.7%	15.4%
2030年 R12	220,818	21,280	137,766	61,772	38,340	9.6%	62.4%	28.0%	17.4%
2035年 R17	216,967	20,229	131,431	65,307	37,935	9.3%	60.6%	30.1%	17.5%
2040年 R22	212,519	20,700	121,377	70,442	37,569	9.7%	57.1%	33.1%	17.7%
2045年 R27	208,146	21,576	114,474	72,096	39,728	10.4%	55.0%	34.6%	19.1%
2050年 R32	204,039	21,960	110,656	71,423	44,420	10.8%	54.2%	35.0%	21.8%
2055年 R37	199,806	21,801	109,023	68,982	46,028	10.9%	54.6%	34.5%	23.0%
2060年 R42	195,161	21,769	107,174	66,218	44,482	11.2%	54.9%	33.9%	22.8%
2065年 R47	190,428	22,598	103,641	64,189	40,642	11.9%	54.4%	33.7%	21.3%
2070年 R52	185,893	23,668	100,251	61,974	37,323	12.7%	53.9%	33.3%	20.1%

出典：厚木市人口ビジョン

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 計画の趣旨

国は、人口減少時代の中、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に対応するため、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の5か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を策定するとともに、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、将来にわたって活力あるまちの維持・発展を目指して取組を進めてきました。

(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係

厚木市総合計画は、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口を設定し、本市が取り組む全ての施策を位置付け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。

一方、総合戦略は、人口ビジョンの現状分析を踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたものです。人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の実現に向けた分野横断的な取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略については、人口減少・超高齢社会への対応を始め、厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有していることから、総合計画と一体化し、計画の推進・進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的・効率的な運用を図っていくこうとするものです。

長期ビジョン

本章では、総合計画を構成する「長期ビジョン」及び「アクションプラン」のうち、「長期ビジョン」についてお示しします。「長期ビジョン」とは、本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）や施策の方針、施策体系、重点プロジェクトを定めるものです。

1 将来都市像

本市の将来都市像（目指すまちの姿）を次のとおり定めます。

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A (^{アンビシャス}Ambitious) . . . 未来を切り開く

T (^{トウゲザー}Together) . . . 共に創る、育む

S (^{セイフ}Safe) . . . 安心と安全

U (^{ユニーク}Unique) . . . ほかにはない

G (^{グリーン}Green) . . . 自然と共に

I (^{インスピア}Inspire) . . . 創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将來の目標人口

全国で人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策に取り組むとともに、人口減少に対する分野横断的な取組を進めることで、令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

人口減少が進む中、今後の土地利用においては、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた拠点づくりや、災害から市民を守るための取組が求められています。

このようなことから、主要な都市機能の配置と連係の在り方を将来都市構造に定め、都市的土地区画整理事業²⁷と自然的土地利用²⁸のバランスを図りながら、次の視点で計画的な土地利用を進めます。

【土地利用の視点】

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク²⁹型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や新たな産業拠点の整備、広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかしながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多面的な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

さらに、緑地については、特別緑地保全地区を指定することで、災害対応機能や生物多様性の確保など、緑地の質の向上、緑地の機能の維持及び増進を図ります。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向け、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

【将来都市構造】

基本的な土地利用の方針を示す「ゾーン」、にぎわいの創出や生活利便性の向上、産業の活性化を図る「拠点」、生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支える「軸」により構成します。

²⁷ 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用

²⁸ 農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用

²⁹ 人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連係して、コンパクトなまちづくりを進めること

将来都市構造図



拠点の整備方針

1 都市中心拠点【本厚木駅周辺】

県央地域の自立をけん引する広域拠点都市として、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ります。また、居心地が良く、歩きたくなる市街地の創出による魅力ある拠点を形成します。

2 都市拠点【愛甲石井駅周辺】

地域住民の生活を支えるとともに、産業・地域交流拠点に接する地域特性をいかした働く人の交流・滞留機能を有する都市拠点を形成します。また、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積と、駅へのアクセス性を高める周辺整備や快適で円滑な乗り換えが可能となる交通結節機能の充実を図ります。

3 産業・地域交流拠点【東部拠点、北寄拠点、森の里拠点、玉川拠点、西部拠点、南部産業拠点】

インターチェンジに接続した立地条件をいかした多様な産業の集積を図り、防災機能を備えた拠点の形成を目指します。また、既存産業の操業環境の向上により、経済活動の活性化を図るとともに、周辺の住環境や自然環境との調和と、地域の特性をいかし、都市や地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

4 地域生活拠点

郊外部などの地域の生活を支える拠点として、日常生活に必要な商業施設、福祉・医療施設などの生活利便施設の維持・誘導を図ります。また、コミュニティ交通等の拠点として周辺地域の生活利便性を高めます。

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(1) 目的

将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、分野横断的に取組を推進する重点プロジェクトを位置付けます。

(2) 構成

重点プロジェクトは、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、まちづくりの新たな局面への対応を図るための三つの戦略と、各戦略に応じた重点テーマや取組により構成します。

また、各戦略には達成度合いを測る数値目標を設定するとともに、重点テーマの進捗を測る重要業績評価指標（KPI）³⁰を設定し、総合計画と一体的に効果検証を行っていきます。

(3) 三つの戦略

将来都市像の実現に向けて、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための取組を戦略的に進めるために、「住みたい」「育てたい」「働きたい」をキーワードとする三つの戦略を掲げ、分野横断的に取組を進めます。

【数値目標における目標値の考え方】

本市の人口は、人口ビジョンにおける推計（厚木市推計）のとおり、国と同様、今後も減少が続していくものと見込まれます。このような中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を講じていく必要があります。

そのため、総合計画の重点プロジェクトにおける、人口に係る数値目標は、人口減少のペースを緩和し、将来的に一定のレベルで歯止めがかかることを目指す、施策の効果を見込んだ将来の人口の推計（将来展望）を踏まえた目標値を設定します。

(1) 厚木市推計

厚木市推計とは、本市の人口がどの程度まで減少するかを示すものです。

(2) 将来展望

将来展望とは、本市が取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計であり、本市が目指すべき目標人口を示すものです。

³⁰ 目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標

【戦略】	【重点テーマ】
戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	①新たな人の流れを生み出すまちづくり ②新たな発見がある魅力的なまちづくり ③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
数値目標 総人口	④つながり支え合う地域づくり
戦略2（育てたいまち） こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる	①出産・子育ての希望がかなう環境づくり
数値目標 0～14歳人口	②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
戦略3（働きたいまち） 地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる	①暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
数値目標 事業所数 従業者数 法人均等割納税義務者数	②人にも企業にも選ばれるまちづくり

戦略1 (住みたいまち)

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

魅力あるまちとは、誰もが訪れたくなり、住みたい、住み続けたいと思えるまちであると考えます。本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、地域がつながり合い、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる魅力あるまちをつくります。

【重点テーマ】

①新たな人の流れを生み出すまちづくり

- ・本厚木駅北口周辺の一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みへの再整備
- ・本庁舎敷地跡地の活用による中心市街地の活性化
- ・心地よい時間を過ごせるエリアを目指した愛甲石田駅周辺の整備
- ・交通利便性の高い広域的な道路網の整備

②新たな発見がある魅力的なまちづくり

- ・スポーツ、文化芸術、歴史など新たな発見や感動を得られる環境づくり
- ・観光や自然環境など地域に根差した資源を活用した取組の推進
- ・広域的な課題の解決を図る取組の推進
- ・SNS³¹などの多様な情報発信ツールを活用した魅力発信体制の確立

③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり

- ・災害による被害を最小限に抑える防災・減災対策の充実
- ・犯罪を起こさせない環境づくりによる安心して暮らせるまちの実現

④つながり支え合う地域づくり

- ・健康で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現
- ・市民と協働による地域課題の解決

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
総人口	223,544人	221,000人	217,000人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【総人口】	令和7（2025）年	令和12（2030）年	令和17（2035）年
将来展望	223,544人	220,818人	216,967人
厚木市推計	223,544人	218,983人	213,375人

³¹ 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス

戦略2 (育てたいまち)

こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

幸せに暮らし続けられるまちとは、こどもたちが自分らしく生活を送れるまちであると考えます。妊娠から出産、子どもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実により、こどもたちが幸せを感じられるまちをつくります。

【重点テーマ】

- ①出産・子育ての希望がかなう環境づくり
 - ・妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実
 - ・子育て世帯の定住促進を図るための支援の充実

- ②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
 - ・こどもたち一人一人に合わせた質の高い教育の提供
 - ・こどもたちの個性を伸ばす環境づくり
 - ・地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0～14歳人口	23,903人	21,500人	20,500人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【0～14歳人口】	令和7（2025）年	令和12（2030）年	令和17（2035）年
将来展望	23,903人	21,280人	20,229人
厚木市推計	23,903人	21,268人	19,956人

戦略3 (働きたいまち)

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

発展するまちとは、地球環境に配慮しつつ、人口減少社会においても経済・産業の活性化による豊かな社会をつくることで、市民一人一人が活力に満ちた生活を送れるまちであると考えます。経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくりにより、将来にわたって持続可能な発展するまちをつくります。

【重点テーマ】

①暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり

- ・新たな産業拠点の創出による企業の誘致
- ・経済基盤を支える中小企業の経営支援
- ・就労の希望を叶える取組の推進
- ・地域の食を支える農業の振興

②人にも企業にも選ばれるまちづくり

- ・市民の快適な移動による地域の活性化
- ・日ごろの移動の足となる地域公共交通の充実
- ・生活を豊かにする魅力ある商業の振興
- ・企業活動を支える交通環境の充実

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	7,235事業所	7,900事業所	8,500事業所
従業者数 (経済センサス - 基礎調査)	152,128人	153,000人	154,000人
法人均等割 納税義務者数	7,910事業所	8,600事業所	9,200事業所

※事業所数について、「経済センサス - 基礎調査」の対象は、民営事業所のうち、農業、林業及び漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、その他の生活関連サービス業や外国公務に属する事業所、また、雇用者のいない個人経営の事業所を除いた事業所です。法人均等割納税義務者は、課税されている全ての事業所です。

5 まちづくりの目標（政策）

将来都市像の実現に向けた六つのまちづくりの目標（政策）を設定し、施策を展開します。

(1) Ambitious (未来を切り開く) : 子育て・教育

こどもたちが新しい時代の創り手として、自分らしく成長できるまちを未来につなげるため、こどもと保護者に寄り添う子育て支援、安心してこどもたちが育つための幼児教育・保育施設が充実した環境の整備、子どもの学びや成長する機会の充実、安心・安全で快適な学びの場の充実、こども一人一人に合わせた質の高い教育などを推進し、こどもたちが未来を切り開く創造力を育む環境をつくります。

(2) Together (共に創る、育む) : 福祉・健康・コミュニティ

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを未来につなげるため、地域での見守り、つながり、支え合う環境づくり、生きがいや就労機会の創出、健康寿命³²の延伸に向けた取組、地域コミュニティ活動や生涯にわたる学びの機会の創出などを推進し、安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

(3) Safe (安心と安全) : 安心・安全

心穏やかに暮らせるまちを未来につなげるため、地震や風水害などの災害に対応するためのインフラ整備、自主防災組織等³³への支援などによる地域防災力の強化、市民の防犯意識向上と地域での見守り活動による犯罪の未然防止、交通安全意識の向上による交通事故の防止などを推進し、安心・安全に暮らせる環境をつくります。

(4) Unique (ほかにはない) : 都市整備・産業

活力にあふれ機能性のある持続可能なまちを未来につなげるため、多様な都市機能の集積や交通結節機能³⁴の充実、広域的な道路ネットワークの優位性の活用、地域の特性に合わせた産業集積や農業振興、市内企業の商工業活動への支援などを推進し、市民の利便性の向上とまちの活性化につながる、ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

(5) Green (自然と共に) : 環境

都市と自然が調和するまちを未来につなげるため、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ごみの適正排出によるごみの減量化・資源化、森林や里地里山、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動などを推進し、豊かな自然と共生する環境をつくります。

(6) Inspire (創造と発見) : スポーツ・文化芸術・魅力

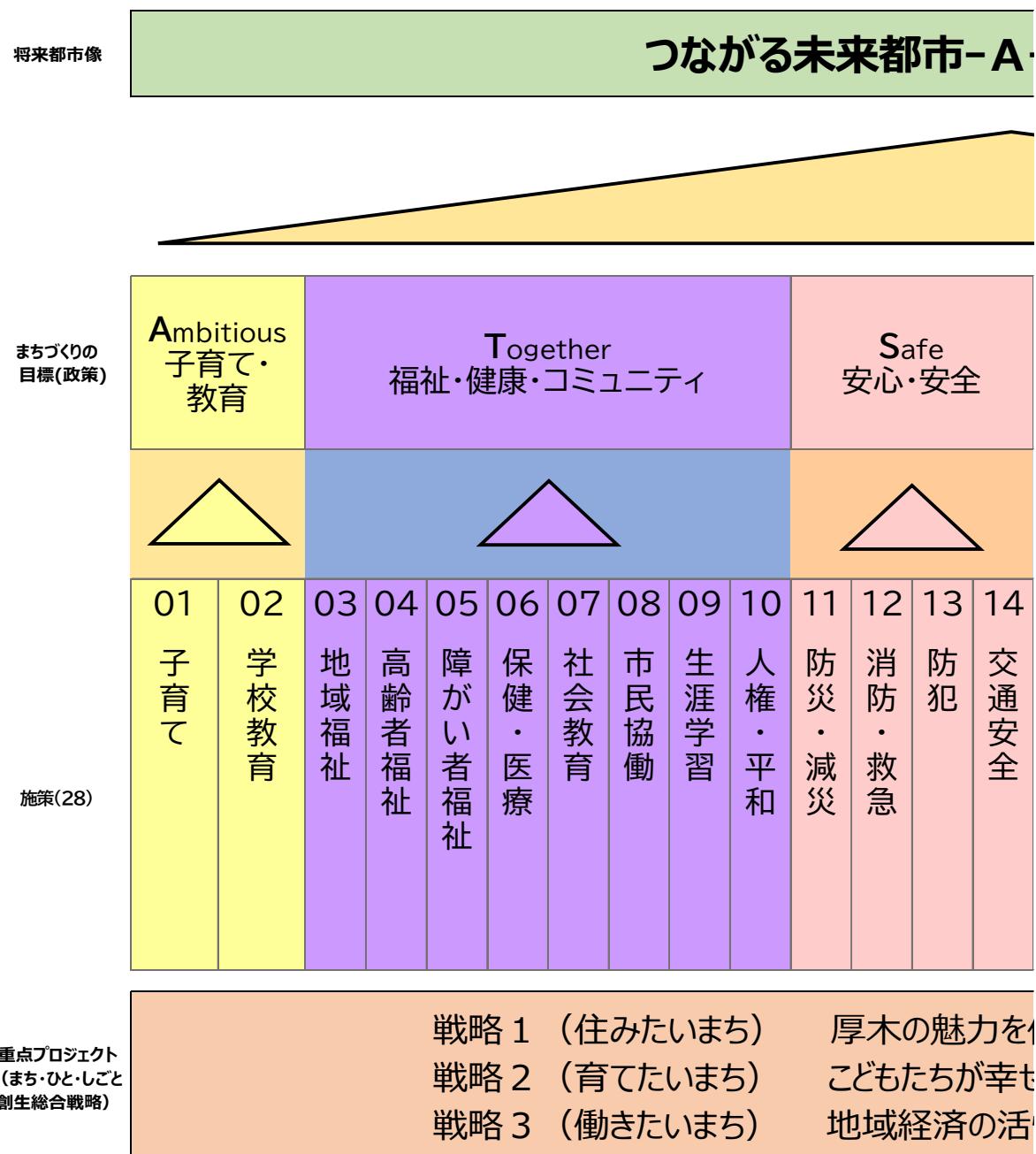
自分らしく心豊かに暮らせるまちを未来につなげるため、脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承、誰もが気軽に芸術やスポーツに触れられる環境の整備、観光資源の磨き上げや発掘、これらの本市の魅力の効果的な発信などを推進し、住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

³² 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

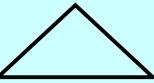
³³ 各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織

³⁴ 異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設（機能）のこと（鉄道駅、バスターミナルなど）。

6 施策



- T - S - U - G - I -

Unique 都市整備・産業							Green 環境			Inspire スポーツ・ 文化芸術・魅力			
													
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
都市・交通	道路	基盤整備	公園・緑地	産業・労働	商業	農業	温暖化対策	循環型社会	自然・生活環境	スポーツ	文化芸術	観光	魅力発信

伸ばし、住みみたい住み続けたいまちをつくる
まちに暮らし続けられるまちをつくる
活性化により、発展し続けるまちをつくる

01 子育て

【施策の目指す姿】

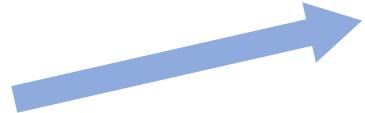
こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。

【取組方針】

こどもたちの健やかで心豊かな成長を図るため、各種健診や相談、遊びや体験の機会と場の創出、居場所づくりなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

また、子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えるため、幼児教育・保育施設の充実や経済的な支援などを実施します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こども及び子育て当事者に対する施策の達成率	72.2%	74.0%	75.5%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っていると思う市民の割合	53.8%	60.4%	67.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て当事者を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。 ・子育て支援事業やイベントに参加するとともに、SNSなどで情報を発信する。 ・青少年の体験・交流活動を支援する。 ・育休・産休の取得を理解し、協力する。 ・子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のワーク・ライフ・バランス³⁵を推進する。 ・こどもまんなか月間³⁶を啓発する。 ・男性の育児休業取得を進める。 ・妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。

³⁵ 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

³⁶ こどもや子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するための期間

02 学校教育

【施策の目指す姿】

こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。

【取組方針】

持続可能な社会の創り手を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、安心・安全で快適な教育環境の整備などに取り組みます。

また、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制を強化し、学校教育を通じて心身の健康や幸福感を高め、ウェルビーイングの向上を図ることができる学びの環境を実現します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
全国学力・学習状況調査 ³⁷ 「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の比較	児童 -0.6 ポイント 生徒 -4.6 ポイント	児童 +1.0 ポイント 生徒 +1.0 ポイント	児童 +2.0 ポイント 生徒 +2.0 ポイント
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもたちが自ら学び成長する力を身に付けられていると思う市民の割合	43.8%	56.9%	70.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の登下校を見守る。 ・授業の補助など学習支援に協力する。 ・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。 ・学校運営協議会³⁸を通じて、学校運営に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。 ・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。

³⁷ 義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童生徒を対象に実施

³⁸ 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営について参画する仕組み

03 地域福祉

【施策の目指す姿】

地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。

【取組方針】

「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係を構築します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	334 団体	400 团体	450 团体
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加していると思う市民の割合	40.3%	45.2%	50.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ゆるやかな見守り活動³⁹を行う。 ・地域の人が集まる居場所づくりを主催する。 ・交流の場に参加する。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。 ・日頃から住民同士の助け合いや支え合いを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動に協力する。 ・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。

³⁹ 「いつもと違う」、「何かがおかしい」と感じることがあったら民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの、地域で行う「さりげない」見守り

04 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。

【取組方針】

高齢者の生きがいを創出する取組を進め、社会参加の機会を提供します。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と認知症に対する取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
要介護 ⁴⁰ ・要支援 ⁴¹ 認定率の上昇幅	± 0 ポイント	- 1 ポイント	- 2 ポイント
※『厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険計画（第9期）』の令和6（2024）年を基準とした要介護認定者率（推計）の抑制をポイントで表したもの。	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしていると思う市民の割合	43.4%	48.7%	54.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支えるボランティア活動に参加する。 ・老いることについて理解を深める講座に参加する。 ・認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の雇用機会を拡大する。 ・従業員等に対して老いることについて理解を深める啓発を行う。 ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

⁴⁰ 身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態。

⁴¹ 要介護状態の軽減、悪化防止に支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態。

05 障がい者福祉

【施策の目指す姿】

障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。

【取組方針】

障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点 ⁴² の登録数	39 事業所	58 事業所	63 事業所
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
障がい者が安心して暮らしていると思う市民の割合	33.5%	43.3%	53.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を支えるボランティア活動に参加する。 ・障がいについて理解を深める講座に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用機会を拡大する。 ・従業員等に対して障がいについて理解を深める啓発を行う。 ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

⁴² 障がいのある方の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ事業所等

06 保健・医療

【施策の目指す姿】

健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。

【取組方針】

あらゆる医療ニーズに対応するため、地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。

また、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、保健・栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康寿命の延伸に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
日常生活に制限がある平均期間の短縮	男 2.4年 女 3.9年	男 2.3年 女 3.8年	男 2.2年 女 3.7年
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしていると思う市民の割合	54.6%	58.3%	62.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する関心と理解を深める。 ・健康診査やがん検診を受け、心身の健康状態に応じた健康づくりに取り組む。 ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つ。 ・バランスの良い食事、十分な休養、適度な運動などを習慣付ける。 ・健康づくりの活動に積極的に参加する。 ・医療機関の適切な利用を心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康診断等の受診の促進や受動喫煙の防止、メンタルヘルス⁴³対策など心身の健康に配慮した職場環境づくりに努める。 ・従業員に対して、健康管理に関する情報を提供する。 ・従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・地域の健康づくりの推進に関する取組に協力する。

⁴³ こころの健康状態

07 社会教育

【施策の目指す姿】

知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。

【取組方針】

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動の向上や地域教育の拠点づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合	39.7%	45.0%	50.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できていると思う市民の割合	27.1%	39.6%	52.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・公民館での事業やイベントに参加する。・家庭教育や子どもの育ちを地域全体で支援するため、地域のこどもたちに关心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。・青少年団体の育成や活動に協力する。・地域学校協働活動⁴⁴に参加して、教育活動に協力する。	<ul style="list-style-type: none">・地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

⁴⁴ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

08 市民協働

【施策の目指す姿】

市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。

【取組方針】

市民協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア相談や公益的な活動等、市民活動団体の活動を支援します。

また、市民からの意見聴取の機会を設け、市民ニーズの的確な把握に努め、市政への反映に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
自治会やボランティア・NPO ⁴⁵ 等の活動に参加している市民の割合	38.1%	44.0%	48.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できていると思う市民の割合	25.1%	44.6%	64.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントなどの市民参加手続に参加する。・地域課題の解決に向けた市民協働の取組を行う。・自治会活動に参加する。・ボランティア・NPO等の活動に参加する。・地域の事業やイベントなどに参加する。	<ul style="list-style-type: none">・地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上を推進する。・地域の事業やイベントなどに協力・参加する。

⁴⁵ 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

09 生涯学習

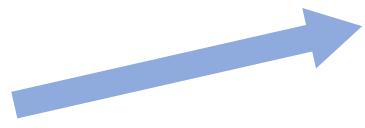
【施策の目指す姿】

生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

様々な学習機会の提供、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備等により、生涯にわたる学びや交流のできる環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
過去1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合	52.6%	62.0%	70.0%
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしていると思う市民の割合	36.3%	47.2%	58.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・あつぎ協働大学⁴⁶や輝き厚木塾⁴⁷など生涯学習活動に参加する。・市立図書館を利用するなど、本に親しむ。	<ul style="list-style-type: none">・サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

⁴⁶ 市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業

⁴⁷ 市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座

10 | 人権・平和

【施策の目指す姿】

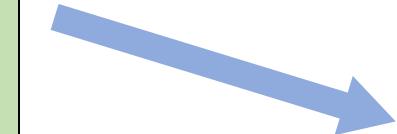
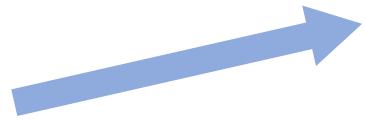
市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

【取組方針】

学校や地域、家庭での人権教育を推進するとともに、啓発活動を充実させ、一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない、明るく暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、平和について理解を深めるための取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
偏見や差別により不快な経験をしたことがある市民の割合	20.5%	19.5%	18.5%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしていると思う市民の割合	54.0%	58.0%	62.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・多様性について理解を深める事業に参加する。 ・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・平和についての事業に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や多様性を尊重した働きやすい職場環境をつくる。 ・従業員等に対して多様性について啓発する。

【施策の目指す姿】

防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

地震や風水害に備えた防災インフラ⁴⁸の整備及び耐震化の普及啓発を進めるとともに、市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行います。

また、自主防災組織等への支援や避難所機機能強化を通じて、地域防災力の強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
マイタイムライン（住民一人ひとりの防災行動計画） ⁴⁹ を作成している市民の割合	3.6%	33.0%	65.0%
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
災害への備えが充実しており、安心して暮らせていると思う市民の割合	49.5%	64.3%	79.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練に参加する。 ・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。 ・ハザードマップ⁵⁰を確認する。 ・日頃から災害時の行動について話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を実施する。 ・災害に備えて、食料などを備蓄する。 ・災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。 ・災害時に、事務所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

⁴⁸ 災害による被害をできるだけ減らすため、洪水や土砂崩れ、津波などを直接的に防ぐ役割を持つ施設

⁴⁹ 台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの。

⁵⁰ 被害軽減や防災対策に資する目的で、浸水想定区域、避難場所・避難経路、防災関係施設の位置等を表示した地図

12 消防・救急

【施策の目指す姿】

火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

災害の複雑・多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守り抜くため、消防力の充実・強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
救急車の現場到着平均所要時間	9.3分	9.3分	9.3分
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
消防・救急体制が整っており、安心して暮らせていると思う市民の割合	67.3%	72.2%	77.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 救命講習会に参加する。 調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。 消火器の設置や点検を行う。 住宅用火災警報器の設置や点検を行う。 救急車の適正な利用を心掛ける。 家庭用電気器具などの電源は適切に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救命講習会に参加する。 防火体制の整備など火災予防に取り組む。 消火器などの消防用設備を適正に維持管理する。

13 防犯

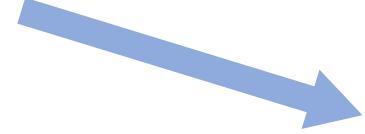
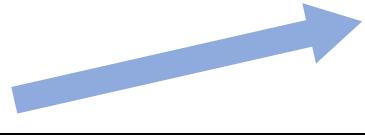
【施策の目指す姿】

犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

街頭犯罪や特殊詐欺⁵¹などによる被害の未然防止及び犯罪の抑制を図るとともに、自主防犯意識の高揚を図るため、防犯パトロールや防犯に関する広報啓発など、市民、事業者及び警察等の関係団体と協働し、総合的な防犯活動に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
刑法犯認知件数 ⁵²	1,385 件	1,200 件	1,000 件
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
防犯の取組が充実しており、安心して暮らせていると思う市民の割合	35.6%	51.8%	68.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動へ参加する。 ・戸締りの徹底や防犯グッズの設置などの対策を日常生活の中で実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動へ参加する。 ・地域と連携した防犯活動に参画する。 ・従業員に対して、特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

⁵¹ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪

⁵² 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

14 交通安全

【施策の目指す姿】

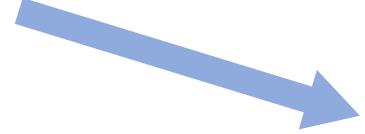
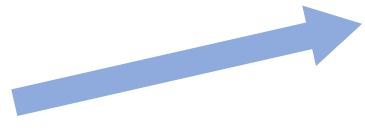
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。

【取組方針】

市内交通事故件数の減少のため、厚木警察署や交通関係団体と協力し、交通安全の啓発活動に取り組みます。

また、放置自転車の対策に取り組み、通行の安全確保を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
交通事故発生件数	618 件	559 件	500 件
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行していると思う市民の割合	30.7%	44.9%	59.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・交通ルールやマナーを守る。・自転車の安全で適正な利用を心掛ける。・交通安全活動に参加する。	<ul style="list-style-type: none">・交通安全の見回り活動を実施する。・従業員等に交通安全について啓発する。・こどもたちの安全な登下校に協力する。・交通安全運動に参加する。

15	都市・交通
----	-------

【施策の目指す姿】

誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。

【取組方針】

都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、生活利便性を高めるとともに、地域の実態に合わせたコミュニティ交通⁵³の導入に向けた取組を進めます。

また、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺においては、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、居心地が良く、歩いて楽しい市街地による魅力ある拠点の形成を目指します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
基幹的公共交通路線の徒歩圏カバー率 ⁵⁴	85.6% (令和5(2023)年度)	85.6%	85.6%
	目標値の 方向		
通勤や買物など日常生活における移動がスムーズにできていると思う市民の割合	58.3% (令和6(2024)年度)	63.7%	69.0%
	目標値の 方向		
日常生活に必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が身近にあると思う市民の割合	78.5% (令和6(2024)年度)	84.3%	90.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を積極的に利用する。 ・空き家の利活用に協力する。 ・まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手段として公共交通の利用を推奨する。 ・まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。

⁵³ 交通空白地域、不便地域の解消を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなど

⁵⁴ 全人口に対する公共交通カバー圏域（1日30本以上のバスが運行するバス停から300m圏と鉄道駅800m圏）に居住する人口の割合

16 道路

【施策の目指す姿】

効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。

【取組方針】

道路の整備による走行性の向上や安全性の確保、防災機能の向上に取り組むとともに、橋りょう等の計画的な維持管理を実践します。

また、市内中心部に向かう交通集中により発生している渋滞の解消を図るため、交通の分散化による渋滞解消に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
1・2級市道及び都市計画道路 ⁵⁵ の整備率	33.8%	48.4%	91.7%
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
安全で円滑な移動ができるていると思う市民の割合	49.4%	55.2%	61.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・道路や橋りょうに関する情報提供や維持管理に協力する。	・道路や橋りょうに関する情報提供や維持管理に協力する。

⁵⁵ 将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路

17	基盤整備
----	------

【施策の目指す姿】

魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。

【取組方針】

地域の個性をいかした土地利用を推進するとともに、計画的な都市基盤を整備するため、広域的な道路ネットワークの優位性をいかした新たな産業用地創出の取組を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
土地区画整理事業施行認可の地区数	0 地区	3 地区	6 地区
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新たな産業拠点が形成されていると思う市民の割合	27.6%	40.3%	53.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・土地区画整理事業に対する理解を深める。	・産業拠点の整備や地域活性化のための土地区画整理事業に対する理解を深め、協力をする。

18 | 公園・緑地

【施策の目指す姿】

公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民一人当たりの公園及び緑地面積	9.40 m ² /人	9.46 m ² /人	9.79 m ² /人
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、豊かに暮らしていると思う市民の割合	57.9%	62.0%	66.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を適正に利用し維持管理に協力する。 ・緑を保全する意識を高める。

19 産業・労働

【施策の目指す姿】

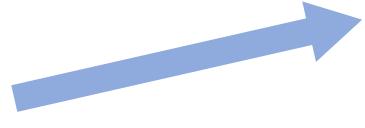
市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。

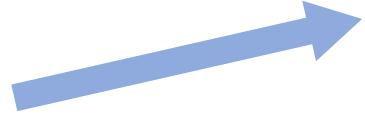
【取組方針】

中小企業支援や創業支援、企業誘致などにより市内企業の活動を力強く支援し、持続可能なまちづくりに資する強い産業を育みます。

また、補助制度や相談事業などの実施を通じて労働者の生活基盤や労働環境を整え、誰もが安心して生き生きと働くまちづくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	7,235 事業所	7,900 事業所	8,500 事業所
目標値の 方向			

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができていると思う市民の割合	28.6%	41.8%	55.0%
目標値の 方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・あつぎ家庭の日⁵⁶には、家庭で過ごす。 ・自己の技術や能力の向上に努める。 ・経験をいかして起業に挑戦する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材を登用する。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場環境を整える。 ・あつぎ家庭の日を周知する。 ・企業間連携を推進する。

⁵⁶ 厚木市こども育成条例において、家族の絆を大切にするために定めた日。毎月第3水曜日。

20	商業
----	----

【施策の目指す姿】

魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。

【取組方針】

空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地のにぎわいを創出します。

また、市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
中心市街地の歩行者数	100,327人 (令和5(2023)年度)	102,336人	104,340人
	目標値の方向		
魅力ある商店街・店舗が充実していると思う市民の割合	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
	26.9%	39.0%	51.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 市内の商店街や店舗で買物をする。 祭りやイベントに参加し、市内店舗を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 祭りやイベントなどの機会を捉え、売上向上を図る。 子育てパスポート A Y U C O⁵⁷ サポーター店舗に登録する。 産学公連携による製品開発・技術開発を推進する。 職業体験への協力やインターーンの受入を行う。

⁵⁷ 子育て世帯が会員登録して、市内の協賛店（サポーター店舗）で買物や飲食の際に A Y U C O カードを提示すると、割引や特典などのサービスを受けられる制度

【施策の目指す姿】

新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。

【取組方針】

将来における食料の安定供給の確保に向け、担い手の育成・確保と多様な農業者による農業経営の安定化及び地産地消を推進するとともに、地域や関係団体と連携し、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内の農家戸数	1,640 戸 (令和2(2020)年度)	1,640 戸	1,640 戸
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できていると思う市民の割合	46.5%	52.3%	58.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験イベントに参加する。 ・地場産品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体などは本市の農畜産物の知名度アップに向けたPRを行う。 ・関係団体などは農業に親しむ機会を提供する。 ・従業員等に対して本市の農畜産物を周知する。

22 | 溫暖化対策

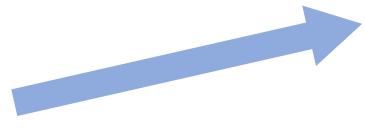
【施策の目指す姿】

再生可能エネルギーの普及及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。

【取組方針】

2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの社会を目指し、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
CO ² 削減割合（2013年度比）	16.0% (令和3(2021)年度)	50.0%	65.0%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしていると思う市民の割合	29.3%	42.7%	56.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座や環境イベントに参加する。 ・節電などの省エネ行動を実践する。 ・再生可能エネルギーを導入する。 ・公共交通を積極的に利用する。 ・エコドライブを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを導入する。 ・事業活動の中で地球温暖化対策を取り入れる。

23 循環型社会

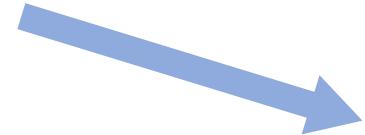
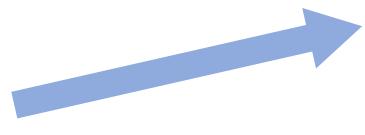
【施策の目指す姿】

ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。

【取組方針】

家庭系ごみ⁵⁸及び事業系ごみ⁵⁹の減量化・資源化を推進するとともに、将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
あつあいクリーンセンター ⁶⁰ における市内のごみ焼却量	177トン/日 (令和5(2023)年度)	171トン/日	165トン/日
	目標値の方向		
ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしていると思う市民の割合	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
	62.6%	67.3%	72.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの減量に取り組むとともに、リサイクルを実践する。 ごみの分別を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの排出抑制と資源化を行う。 食品ロスを削減する。

⁵⁸ 一般家庭の日常生活に伴って生じたもの

⁵⁹ 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの

⁶⁰ 新たなごみ中間処理施設として、令和7年12月から本稼働を開始

24	自然・生活環境
----	---------

【施策の目指す姿】

豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。

【取組方針】

本市の豊かな自然を守り育むため、森林や里地里山の持つ多面的、公益的機能⁶¹の維持に向けた普及啓発や河川等の水質保全に努めるとともに、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動を促進します。

また、環境美化に関する啓発を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
里地里山 ⁶² 保全活動認定の対象面積	6.2ha	6.7ha	6.7ha
	目標値の方向		
BOD(生物化学的酸素要求量) ⁶³ の環境基準点における環境基準達成率	100% (令和5(2023)年度)	100%	100%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
豊かな自然環境が身近にあり、潤いある暮らしをしていると思う市民の割合	65.4%	70.2%	75.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、外来生物⁶⁴の発見・駆除への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や喫煙マナーを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、生物多様性の意味等の普及啓発への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や路上喫煙禁止についての啓発活動を行う。 ・事業所周辺における清掃活動を行う。

⁶¹ 土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、安全で快適な生活を送るために欠かせない環境保全機能

⁶² 自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域

⁶³ 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標

⁶⁴ もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって持ち込まれた生物のこと

25 | スポーツ

【施策の目指す姿】

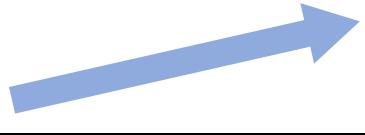
スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。

【取組方針】

誰もが自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。

また、トップアスリート及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
運動やスポーツを週1回以上行っている市民の割合	53.0%	63.0%	68.0%
	目標値の方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
スポーツをする、みる、支えることを通して豊かに暮らしていると思う市民の割合	48.2%	62.6%	77.0%
	目標値の方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動に参加する。 ・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。 ・スポーツチームを観戦・応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントを開催する。 ・スポーツイベントに協力する。

【施策の目指す姿】

文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

文化芸術に触れる機会を提供するとともに、郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合	19.7%	22.0%	24.0%
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されていると思う市民の割合	59.6%	63.8%	68.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に参加する。 ・自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。 ・地域の文化財や郷土芸能に興味を持ち、関連する活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術事業やイベントを開催する。 ・文化芸術事業やイベントに協力する。

27	観光
----	----

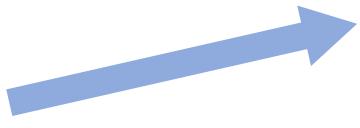
【施策の目指す姿】

多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。

【取組方針】

近隣市町村との連携を通じて広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げや再発掘、インバウンド⁶⁵の誘客を促進し、豊かな自然や交通の利便性をいかした魅力ある観光地づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内の延べ観光客数	2,458,965人	2,530,000人	2,555,000人
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
観光によって地域が活性化していると思う市民の割合	27.4%	48.2%	69.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・観光客などに対して温かいおもてなしの心で接する。 ・観光イベントに参加する。 ・本市の観光スポットなどの魅力を発信する。 ・地域の観光資源の保全に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや観光イベントに協力・参加する。 ・市内での各種学会や会合の開催や誘致を行う。

⁶⁵ 外国人が日本に訪れてくる旅行のこと

28 魅力発信

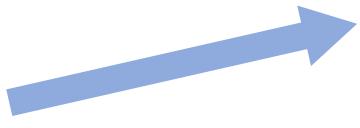
【施策の目指す姿】

本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

【取組方針】

本市の特長や魅力、施策等を市内外に広く周知するため、PRコンテンツの作成や広告事業を推進するとともに、シティプロモーション⁶⁶の推進に向けた事業を実施し、効果的な情報発信に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
SNS 登録者数	83,646 件	125,000 件	150,000 件
	目標値の 方向		
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上していると思う市民の割合	37.0%	48.0%	59.0%
	目標値の 方向		

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・本市の魅力の発見や発信を行う。	・本市の魅力の発見や発信を行う。 ・従業員等に対して本市の魅力を周知する。 ・厚木ブランド商品の開発に取り組む。

⁶⁶ そこに住む地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度イメージの向上を図る取組

7 行財政運営の五つの基本姿勢

今後、人口減少や超高齢化による人口構造の変化が一層進行し、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設やインフラの老朽化など、地域の持続可能性に関わる様々な課題が表面化していくことが想定されます。こうした変化に対応していくためには、将来の人口動態や財政状況を見据えつつ、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容・プロセスの再構築のほか、広域的な視点に立った柔軟な発想を持って、民間企業や地域団体など多様な主体との連携を図るなど、更に近隣自治体との広域的な連携を推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営

社会経済情勢が急速に変化し、先行きが見通しづらい中においては、あらゆる環境の変化に柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。そのため、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容やプロセスの再構築を推進するとともに、感覚や前例主義から脱却し、データや実績に基づく政策立案（EBPM：エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）を推進します。さらに、「やるべきこと」と「やめるべきこと」を明確に判断し、事業の選択と集中を徹底することで、現実に即した柔軟な行財政運営に取り組みます。

(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

人口が増加した昭和40年代から50年代にかけて、集中的に整備してきた公共施設やインフラの老朽化が進んでいることから、今後、施設の膨大な維持管理・更新費用が見込まれます。

そこで、人口減少や少子高齢化により、公共施設に求められるニーズの変化を的確に捉え、公共施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などの取組を総合的かつ計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

新たなまちづくりとのバランスを図りつつ、本市の行政サービスを支える公共施設を将来にわたって持続可能なものにします。

(3) DXの推進

少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源も減少していく一方で、生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした社会環境の変化に対応した行財政運営を行い、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために、新たなデジタル技術の活用による業務効率化を図るなど、DXによる行政改革を推進します。

また、DXを推進する上では、情報格差の解消、情報セキュリティの確保、国や県の策定する計画との整合及び動向の把握、庁内のデジタル人材の育成及び確保などの取組も必要となります。

市民の誰もが幸せや豊かさを実感し、安心して快適に暮らせるよう、DXの推進により、複雑かつ多岐にわたる地域課題の解決や地域全体の魅力向上を図ります。

(4) 多様な主体との連携

行政が直面する多様な課題に的確に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、自治体単独での取組には限界があるため、民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携⁶⁷の取組を推進します。

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、限られた財源を有効に活用し、地域全体の利便性や効率性の向上、さらには広域的な課題の解決を図るために、県央やまなみ協議会⁶⁸や県央相模川サミット⁶⁹などの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

⁶⁷ 行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みをいかした公共サービスの提供などを行うこと

⁶⁸ 県央やまなみ地域の5市町村（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村）に、神奈川県や民間企業、大学等がオブザーバーとして参加し、広域観光圏の確立や地域高規格道路の整備促進など、自治体の枠を超えて、多様な地域課題の解決を図る広域的な協議体

⁶⁹ 相模川流域に位置する6市町村（厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村）と、オブザーバーである神奈川県が連携し、河川の保全活用や災害対策など、共通の地域課題の解決を図る広域的な協議体

8 進行管理

将来都市像の実現のため、重点プロジェクト及び政策に基づく各施策について、PDCAサイクルを活用した進行管理を行います。

(1) 進行管理の対象

進行管理の対象は、重点プロジェクト及び施策並びに具体的な事業とします。

(2) 進行管理の方法

計画（Plan）に基づき、進行管理の対象となる施策等を実施する（Do）とともに、進捗状況や成果を図るための指標及び目標値を設定し、目標値に対する達成状況などにより評価を行います（Check）。評価結果に基づき、施策等の内容の見直しなど、改善方策を検討し（Action）、計画に反映します（Plan）。

(3) 評価体系

評価の対象、評価の指標、評価内容及び時期については、次の体系のとおりです。

評価対象	評価の指標	内容・評価時期
重点プロジェクト 施策全体	長期ビジョン ・数値目標 ・成果指標	長期的な成果を示す指標。 毎年度進捗を確認し、計画の中間年度・最終年度に総合評価を実施。
重点プロジェクト	アクションプラン ・KPI (重要業績評価指標)	目標値との比較により効果検証を実施。 (毎年度)
施策レベル	アクションプラン ・中間アウトカム指標	施策の成果に至る中間的な成果を測定。進捗を評価。(毎年度)
事業レベル	アクションプラン ・アウトプット指標 ・直接アウトカム指標	各取組の実施量や直接的な成果を把握。施策の実現に対する有効性を評価。(毎年度)

(4) 評価サイクル

ア 年度評価（毎年度）

KPI、中間アウトカム指標、アウトプット・直接アウトカム指標による効果検証を実施し、評価結果を翌年度の取組改善に反映します。

イ 中間評価（計画中間年度）※令和12（2030）年度実績

数値目標、成果指標の達成状況を分析し、取組方針や施策体系の妥当性を検証します。

また、次期計画策定を見据えた方向性整理の基礎資料とします。

ウ 最終評価（計画最終年度）※令和17（2035）年度実績

計画期間全体の成果を総括し、長期的な成果・課題を明確化します。なお、次期計画の策定には中間評価結果を主に参照し、最終評価結果は次期計画の検証・改善に反映させます。

(5) 評価の実施主体

施策等の評価として、関連する部門や庁内の評価組織などによる内部評価と、公募市民などにより構成される市の附属機関などによる外部評価を行います。内部評価と外部評価を組み合わせることにより、様々な視点から施策等の効果を把握し、的確に評価を行います。

【PDCAサイクル】



資料編

1 会議等の開催経過

令和6(2024)年6月

- ・令和6年度第1回厚木市総合計画審議会
- ・第11次厚木市総合計画策定方針の策定
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年7月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」①
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年8月

- ・令和6年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和6(2024)年9月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」②
- ・新たな総合計画策定に向けた「未来つなぐワークショップ」

令和6(2024)年10月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」②

令和6(2024)年11月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「中学・高校生によるワークショップ」
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」②

令和6(2024)年12月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」③

令和7(2025)年1月

- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会

令和7(2025)年2月

- ・カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクトとの意見交換会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会

令和7(2025)年3月

- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和6年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年4月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画審議会

令和7(2025)年5月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

- ・第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（素案）の策定
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会②

令和7(2025)年6月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」④
- ・第11次厚木市総合計画策定に係るL I N E アンケート
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン（原案）の策定
- ・厚木市総合計画審議会へ長期ビジョン（原案）を諮問
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和7(2025)年7月

- ・令和7年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画審議会
- ・厚木市総合計画審議会から長期ビジョン（原案）の答申
- ・長期ビジョン（案）の策定
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

令和7(2025)年8月

- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）
- ・令和7年度第3回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

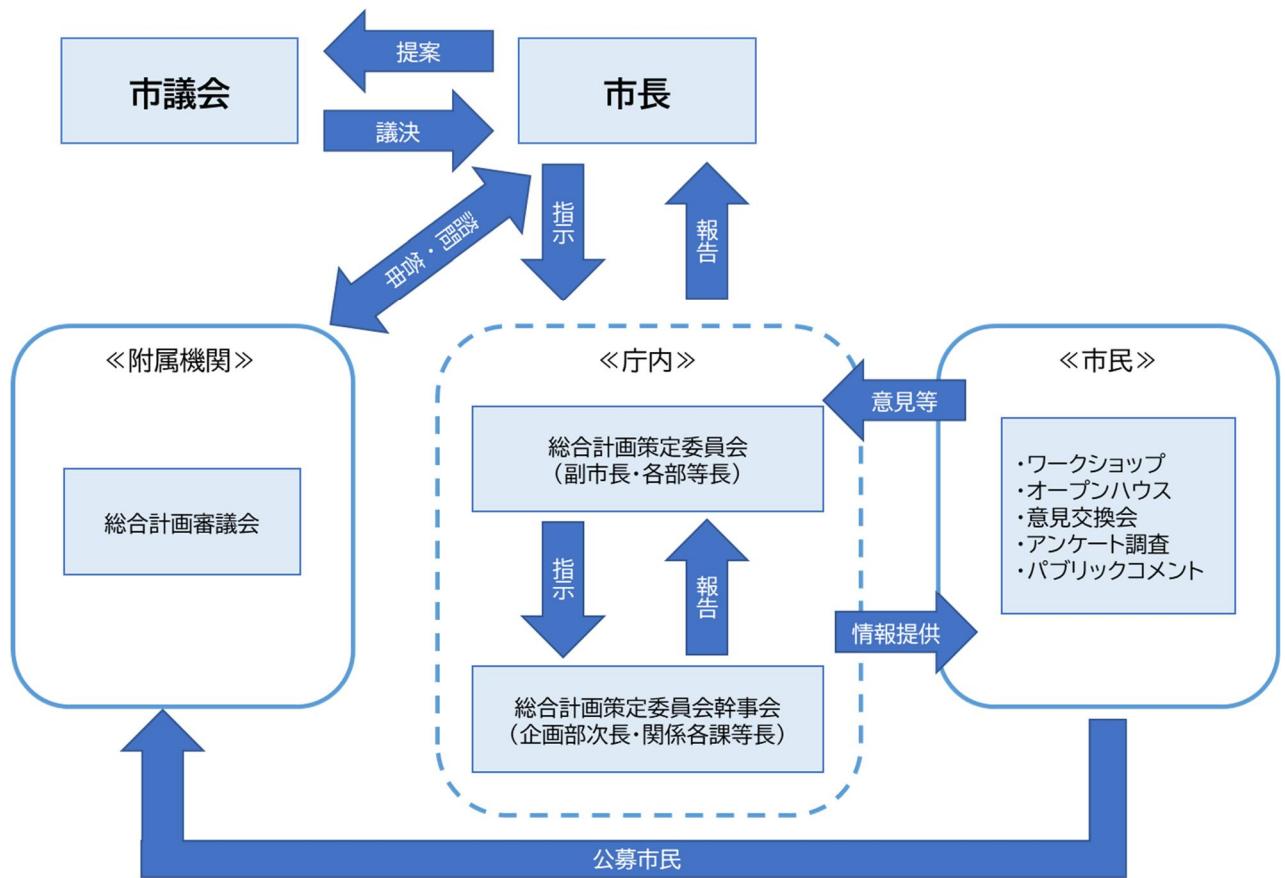
令和7(2025)年9月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対するパブリックコメント（9/1～10/1）
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」④

令和7(2025)年10月

- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第6回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第4回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

2 第11次厚木市総合計画策定体制



3 厚木市総合計画審議会規則

昭和42年6月1日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 厚木市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 厚木市総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以下附則省略

4 厚木市総合計画審議会委員名簿

令和7年10月1日現在

氏名	選出区分	備考
中村 幹夫	学識経験者	会長
伊藤 重文	住民自治組織の代表	職務代理
佐藤 典子	公募による市民	
浜崎 朝香	公募による市民	
宮崎 三男	公募による市民	
大矢 和人	学識経験者	
加賀谷 努	学識経験者	
高野 秀雄	学識経験者	
田中 博	学識経験者	
野元 優子	学識経験者	
宮崎 昌彦	学識経験者	
山口 和樹	学識経験者	
山本 稲子	学識経験者	
和縣 篤典	学識経験者	
水谷 俊輔	関係行政機関の職員	

(敬称略・順不同)

退任委員

氏名	選出区分	備考
高澤 真吾	学識経験者	令和6年9月まで
黒岩 信	関係行政機関の職員	令和6年9月まで
宮原 賢一	学識経験者	令和7年4月まで
大貫 盛雄	学識経験者	令和7年6月まで
三宅 正敬	学識経験者	令和7年7月まで

(敬称略・順不同)

5 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）

令和7年6月25日

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫 様

厚木市長 山 口 貴 裕

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めてく諮問します。

6 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年7月25日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市総合計画審議会
会長 中村幹夫

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年6月25日付けをもって諮問のありました第11次厚木市総合計画長期ビジョンについて、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

厚木市では、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とした第10次厚木市総合計画に基づき、将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」の実現に向けて、まちづくりを進めている。

第10次厚木市総合計画が開始されてから今日までの間、新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきた。さらに、我が国の人口減少や高齢化は当初の想定を超えるペースで進行し、気象災害の激甚化、都心南部直下地震の発生リスクの高まりなど、今後も新たな社会課題が生じるものと考えられる。

第11次厚木市総合計画では、市がこれからも活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちであり続けるために、こうした課題や変化を的確に把握し、新たなまちづくりの方向性を定める必要がある。

第11次厚木市総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の二層により構成される方針が示されており、社会状況等の急速な変化に対して弾力的な運用が可能であるとともに、市民にとっても簡潔で分かりやすいものとなっている。

長期ビジョンは、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」及び「これを具体化するための計画」の一部に相当し、将来都市像として「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」を掲げ、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指すこととしている。

この将来都市像の実現に向けて、第10次厚木市総合計画で進めてきた政策及び施策の体系を、より俯瞰的に見直すとともに、令和7年6月13日に閣議決定された国の「地方創生2.0基本構想」を踏まえて分野横断的な方向性の整理を行っている。こうした検討により新たに構築された政策及び施策の体系並びに重点プロジェクトは、市民、事業者、行政など多様なステークホルダーとの協働の観点に基づく包括的な内容となっており、将来都市像の実現に資する適切なものであると評価できる。

また、策定の過程では、市が積極的に進めている市民参加・市民協働の理念の下、公募市民などによるワークショップ、公共施設などのオープンハウス、意見交換会、市の公式SNSアカウントを活用したアンケート等を通じて幅広い意見の聴取に努め、計画に反映しており、市民と協働して策定を進める姿勢は高く評価できる。

こうした構成と過程を経て策定された第11次厚木市総合計画長期ビジョンの基本的な方向性と内容は、おおむね妥当であると判断できる。

今後の策定の進行においては、次の点に留意するとともに、引き続き、パブリックコメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

なお、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や事業実施の際に、その趣旨をできる限り反映されたい。

また、今後策定するアクションプランについては、長期ビジョンに掲げる目標を達成するため、十分に検討されたい。

1 全体

使用する語句や文章表現、用語の統一などに十分配慮するとともに、専門用語等については注釈や解説を加えるなど、より分かりやすく工夫されたい。

2 序章

策定の背景については、人口減少・超高齢社会などの全国的な課題と併せて、市を取り巻く環境変化や新たな課題等、計画策定の前提となる多角的な現状認識も示されたい。また、子ども・若者、女性、外国籍などの特定の人に係る記載については、多様性を尊重する観点から、表現方法、項目分類などにおいて偏りのないよう記載されたい。

3 本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

- (1) 人口の見通しについては、今後のまちづくりを進めていく上で市民と認識を共有する基礎資料であることから、データの要点を的確に捉えた客観的で分かりやすい表現とされたい。
- (2) 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第11次厚木市総合計画と一体化するに当たり、「地方創生2.0基本構想」等の国が示す方針も鑑み、両者の位置付けを明確にされたい。

4 長期ビジョン

- (1) 重点プロジェクトについては、総合計画の取組の中からより重点的に取り組む分野を位置付けるものであることを明確にされたい。
- (2) 各施策の成果指標については、数値の取得方法、現状値の評価、目標値の設定根拠等の必要な説明を補記し、取組の方向性と成果が分かりやすいように内容を充実されたい。また、指標及び目標値を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うなど改善に努めることで、適切な施策の評価を図られたい。
- (3) 各施策の成果指標のうち、暮らしの変化を実感している市民の割合を指標とするものについては、目標値の設定に当たり達成の可能性及び目標値としての妥当性を踏まえた上で、行政の取組に対する市民の視点も考慮した検討を加えられたい。
- (4) 人口減少・超高齢社会が進展する中でも必要な行政サービスを提供できるように、生成AI、IOT等のデジタル技術の導入によるDXの推進など、新たな取組を積極的に検討されたい。
- (5) 各施策の「みんなができること」について、記載する取組例は、市民及び事業者がイメージしやすく、より市民協働の推進につながるものとなるよう工夫されたい。

7 厚木市総合計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 本市の総合的かつ計画的な基本指針として、厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討するため、厚木市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には企画部を担当する副市長を、副委員長には他の副市長及び教育長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項について、専門的な調査、研究及び検討をさせるため、幹事会を置く。

2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには企画部次長を、サブリーダーには企画部企画政策課長をもって充てる。

(リーダー等の職務)

第7条 リーダーは、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 リーダーは、幹事会で調査し、研究し、検討した事項及び取りまとめた事項について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

以下附則省略

8 厚木市総合計画策定委員会委員名簿
厚木市総合計画策定委員会(設置規程別表第1(第3条関係))

役 職	職 名
委 員 長	副市長
副委員長	副市長
//	教育長
委 員	理事
//	企画部長
//	総務部長
//	財務部長
//	市民福祉部長
//	健康こどもみらい部長
//	市民交流部長
//	産業文化スポーツ部長
//	環境農政部長
//	循環型社会推進担当部長
//	都市みらい部長
//	建築・許認可担当部長
//	市街地整備担当部長
//	都市インフラ整備部長
//	会計管理者
//	消防長
//	病院事業局長
//	議会事務局長
//	教育部長
//	教育指導担当部長
//	選挙管理委員会事務局長
//	監査事務局長
//	農業委員会事務局長
//	環境農政部付け担当部長(厚木愛甲環境施設組合派遣)

厚木市総合計画策定委員会幹事会(設置規程別表第2(第6条関係))

役 職	職 名
リーダー	企画部次長
サブリーダー	企画部企画政策課長
委 員	企画部行政経営課長
//	企画部危機管理課長
//	総務部行政総務課長
//	財務部財政課長
//	市民福祉部次長
//	市民福祉部地域包括ケア推進課長
//	健康こどもみらい部次長
//	健康こどもみらい部こども育成課長
//	健康こどもみらい部こども家庭センター所長
//	健康こどもみらい部健康医療課長
//	市民交流部市民協働街進課長
//	市民交流部くらし交通安全課長
//	市民交流部中央図書館長
//	産業文化スポーツ部次長
//	産業文化スポーツ部産業振興課長
//	産業文化スポーツ部商業観光課長
//	産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課長
//	産業文化スポーツ部文化魅力創造課長
//	環境農政部環境政策課長
//	環境農政部ごみ減量化・資源化担当課長
//	環境農政部農業政策課長
//	都市みらい部都市計画課長
//	都市みらい部市街地整備課長
//	都市インフラ整備部次長兼国県道調整担当課長
//	都市インフラ整備部道路総務課長
//	都市インフラ整備部河川下水道総務課長
//	消防本部次長兼警防課長
//	消防本部消防総務課長
//	市立病院経営管理課長
//	教育部教育総務課長
//	教育部教育指導課長

9 新たな総合計画策定に向けたオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、普段市政に参加する機会が少なかった市民から広く意見を聴取し、市民が考えるまちの将来像を把握するため、オープンハウスを開催しました。

「オープンハウス」とは、市民の皆様が多く集まるイベント会場や公共施設などでパネルを展示し、パネルを基に職員が説明を行ったり、来場者から御意見をお伺いしたりするものです。

イベント名称	会場	実施日	参加人数
厚木北地区盆踊り大会	厚木中央公園	令和6年7月27日（土）	190人
あつぎ SDGs フェスティバル2024	あつぎ市民交流プラザ	令和6年9月23日（月） ※振替休日	398人
ChiKa フェス 2024	本厚木駅前東口地下道	令和6年11月9日（土）	250人
		令和6年11月10日（日）	191人

10 ワークショップの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、市民から意見を聴取するため、次のとおりワークショップを開催しました。

名 称	対象者	実施日	参加人数
あつぎ未来創造プロジェクト	市内在住勤在学の中学生以上	令和6年10月12日（土）	29人 ※延べ79人
		令和6年10月26日（土）	
		令和6年11月2日（土）	
あつぎ女性100人プロジェクト	市内在住勤在学の中学生以上の女性 計97人	令和6年11月23日（土）	34人
		令和6年11月27日（水）	30人
		令和6年12月7日（土）	33人
未来つなぐワークショップ	インターンシップ等実習生	令和6年9月26日（木）	16人
中学・高校生によるワークショップ	市内在住学の中学生、高校生	令和6年11月16日（土）	11人

11 第10次総合計画市民検討会議との意見交換会の実施概要

第10次総合計画の策定に当たって設置した市民検討会議の委員を当時お務めいただいた方から改めて御意見をお伺いするため、意見交換会を実施しました。

名 称	対象者	実施日	対象 人数
厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会	第10次総合計画市民検討会議委員	令和7年1月30日(木)	18人

12 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要

(1) 目的

令和8(2026)年度を始期とする総合計画策定の基礎資料とともに、市民のまちづくりに対する考え方や市民生活に密着した事項について、市民の意識やニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査項目

ア 市民生活における実感度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

(3) 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女5,000人（外国人住民を含む。）

(4) 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

(5) 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

(6) 調査期間

令和7(2025)年5月14日（水）から6月13日（金）まで

(7) 回収結果

2,116人（回収率42.3%）

(8) 調査結果

ア 市民生活における実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう思 う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	そ あ ま り わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子どもが切れ目がない支援によって、自分らしく健やかに育っている	15.2	38.6	33.6	10.2	2.4	53.8	12.6
	子どもたちが自ら学び成長する力を身につけられている	10.8	33.0	41.2	11.8	3.2	43.8	15.0
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ テ イ	地域の人たちが、つながり、支え合い、一人一人を尊重している	7.9	32.4	34.6	20.1	5.0	40.3	25.1
	高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしている	8.0	35.4	34.1	18.3	4.2	43.4	22.5
	障がい者が安心して暮らしている	6.0	27.5	41.3	19.2	6.0	33.5	25.2
	健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしている	12.4	42.2	27.7	13.7	4.0	54.6	17.7
	地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できている	2.8	24.3	43.0	22.3	7.6	27.1	29.9
	市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できている	4.0	21.1	42.7	23.9	8.3	25.1	32.2
	生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしている	6.3	30.0	37.0	20.4	6.3	36.3	26.7
安心 ・ 安 全	人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしている	13.3	40.7	31.0	11.2	3.8	54.0	15.0
	災害への備えが充実しており、安心して暮らしている	7.1	42.4	32.7	14.5	3.3	49.5	17.8
	消防・救急体制が整っており、安心して暮らしている	16.7	50.6	24.2	7.1	1.4	67.3	8.5
	犯罪への備えが充実しており、安心して暮らしている	5.1	30.5	33.5	23.7	7.2	35.6	30.9
都市 整備 ・ 産業	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行している	5.7	25.0	27.9	30.2	11.2	30.7	41.4
	移動や買い物など、生活が便利である	18.3	35.0	19.3	17.6	9.8	53.3	27.4
	安全で円滑な移動ができている	12.5	36.9	26.1	18.3	6.2	49.4	24.5
	新たな産業拠点が形成されている	4.8	22.8	35.4	26.7	10.3	27.6	37.0
	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、豊かに暮らしている	19.1	38.8	22.0	15.3	4.8	57.9	20.1
	市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができている	5.6	23.0	48.0	16.6	6.8	28.6	23.4
	魅力ある商店街・店舗が充実している	5.8	21.1	23.7	31.9	17.5	26.9	49.4
環境	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できている	10.0	36.5	30.1	17.8	5.6	46.5	23.4
	再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしている	5.9	23.4	44.1	19.4	7.2	29.3	26.6
	ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしている	12.9	49.7	26.2	8.6	2.6	62.6	11.2
	美しい自然環境が身近にあり、豊かな暮らしをしている	20.2	45.2	22.6	9.7	2.3	65.4	12.0
文化 芸術 ・ 魅 力	清潔で快適な生活環境が整っている	15.3	45.2	29.1	7.5	2.9	60.5	10.4
	伝統文化、郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されている	14.5	45.1	26.7	11.0	2.7	59.6	13.7
	スポーツをする・みる・支えることを通して、豊かに暮らしている	12.4	35.8	35.9	11.3	4.6	48.2	15.9
	観光によって地域が活性化している	4.4	23.0	30.1	31.0	11.5	27.4	42.5
	市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上している	8.2	28.8	32.5	23.1	7.4	37.0	30.5

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう思 う	や やそ う 思 う	ど ち ら で も な い	そ あ ま 思 わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子育て支援が充実している	20.3	41.3	30.5	6.3	1.6	61.6	7.9
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	11.0	34.5	41.8	9.9	2.8	45.5	12.7
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ テ イ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	6.1	32.4	38.9	17.8	4.8	38.5	22.6
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	6.4	28.9	41.5	18.0	5.2	35.3	23.2
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	6.4	25.8	45.3	17.7	4.8	32.2	22.5
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	10.8	38.5	33.8	13.5	3.4	49.3	16.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	4.7	22.6	44.4	20.7	7.6	27.3	28.3
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	3.3	19.4	47.1	21.6	8.6	22.7	30.2
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	4.0	21.5	46.3	20.9	7.3	25.5	28.2
安心 ・ 安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	3.2	17.2	49.5	22.8	7.3	20.4	30.1
	災害に強いまちづくりが進んでいる	7.0	38.8	32.4	17.0	4.8	45.8	21.8
	消防・救急体制が充実している	17.6	48.4	26.9	5.9	1.2	66.0	7.1
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	6.1	29.5	36.5	21.3	6.6	35.6	27.9
都市 整備 ・ 産業	交通安全の取組が進んでいる	7.3	31.8	34.0	20.0	6.9	39.1	26.9
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	29.1	39.5	13.4	13.1	4.9	68.6	18.0
	円滑な通行ができる道路が整備されている	12.6	36.7	21.5	21.3	7.9	49.3	29.2
	新たな土地利用の計画が進んでいる	7.9	23.9	35.6	24.5	8.1	31.8	32.6
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	15.5	36.1	23.1	19.1	6.2	51.6	25.3
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	5.0	17.7	44.1	24.3	8.9	22.7	33.2
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	3.6	10.6	29.2	40.9	15.7	14.2	56.6
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	9.7	35.1	31.7	18.5	5.0	44.8	23.5
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	4.9	20.7	45.1	23.2	6.1	25.6	29.3
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	13.8	41.2	29.0	12.8	3.2	55.0	16.0
	自然環境の保全と活用が進んでいる	9.0	29.3	43.2	14.4	4.1	38.3	18.5
文化 芸術 ・ツ 魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	15.2	39.5	30.7	11.1	3.5	54.7	14.6
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	5.5	27.6	37.4	22.3	7.2	33.1	29.5
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	7.6	30.8	34.2	21.8	5.6	38.4	27.4
	観光によるまちづくりが進んでいる	4.2	22.9	31.5	30.7	10.7	27.1	41.4
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	5.1	23.5	31.8	30.0	9.6	28.6	39.6

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	重 要 で あ る	や や 重 要 で あ る	ど ち ら で も な い	あ ま り は な い	重 要 で は な い	重 要 視 し て い る	い 重 要 い 視 し て
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教育 育て	子育て支援が充実している	56.2	25.3	14.8	2.1	1.6	81.5	3.7
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	54.7	25.8	16.8	1.9	0.8	80.5	2.7
福祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ テ イ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	39.4	41.1	17.4	1.7	0.4	80.5	2.1
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	38.8	38.6	18.5	2.2	1.9	77.4	4.1
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	43.3	35.4	18.6	2.0	0.7	78.7	2.7
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	57.4	30.6	11.1	0.3	0.6	88.0	0.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	27.5	40.8	27.0	3.2	1.5	68.3	4.7
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	35.8	39.4	22.5	1.7	0.6	75.2	2.3
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	28.8	41.3	26.1	2.5	1.3	70.1	3.8
安心 ・ 安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	33.5	34.6	27.6	2.7	1.6	68.1	4.3
	災害に強いまちづくりが進んでいる	70.2	22.1	6.3	1.1	0.3	92.3	1.4
	消防・救急体制が充実している	72.0	20.5	6.8	0.5	0.2	92.5	0.7
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	71.1	21.1	6.7	0.8	0.3	92.2	1.1
都市 整備 ・ 産業	交通安全の取組が進んでいる	61.6	27.6	9.6	0.9	0.3	89.2	1.2
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	59.7	32.4	6.8	1.0	0.1	92.1	1.1
	円滑な通行ができる道路が整備されている	56.2	34.2	8.6	0.9	0.1	90.4	1.0
	新たな土地利用の計画が進んでいる	23.7	37.6	30.5	5.4	2.8	61.3	8.2
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	34.2	42.0	19.7	3.2	0.9	76.2	4.1
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	40.6	36.2	20.9	1.8	0.5	76.8	2.3
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	31.8	42.9	21.8	2.2	1.3	74.7	3.5
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	35.3	41.4	20.7	2.0	0.6	76.7	2.6
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	36.4	37.9	17.9	4.6	3.2	74.3	7.8
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	46.4	38.8	11.9	2.0	0.9	85.2	2.9
	自然環境の保全と活用が進んでいる	40.8	37.3	20.0	1.5	0.4	78.1	1.9
文化 芸術 ・ツ 魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	37.5	44.7	16.0	0.9	0.9	82.2	1.8
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	24.1	43.0	26.7	4.4	1.8	67.1	6.2
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	22.6	44.1	27.0	5.0	1.3	66.7	6.3
	観光によるまちづくりが進んでいる	25.7	42.5	23.8	5.9	2.1	68.2	8.0
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	30.2	42.5	20.4	5.4	1.5	72.7	6.9

13 第11次総合計画長期ビジョン素案に対するオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向け、普段市政に参加する機会が少なかった市民に対して、長期ビジョン素案に対する意見等を聴取するため、オープンハウスを開催しました。

会場	実施日	参加人数
ぼうさいの丘公園	令和7年5月24日（土）	19人
荻野運動公園 ※スポーツなじみDAYと同時開催	令和7年6月1日（日）	20人
荻野運動公園 ※夕焼け市と同時開催	令和7年6月11日（水）	26人
保健福祉センター	令和7年6月13日（金）	6人

14 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会の実施概要

第11次厚木市総合計画長期ビジョンの策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例に基づき意見交換会を開催しました。

会場	実施日	参加人数
厚木市役所本庁舎 4階大会議室	令和7年5月30日（金）	20人
ぼうさいの丘公園センター施設 講義室AB	令和7年5月31日（土）	6人
荻野運動公園会議室	令和7年6月7日（土）	9人

15 第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケートの実施概要

(1) 目的

令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画長期ビジョンの策定に向け、より多くの市民の皆様の意見等を聴取するため、厚木市公式LINEアカウントの登録者を対象としてアンケート調査を実施する。

(2) 対象

厚木市公式LINEアカウント登録者のうち、メッセージの受信設定が有効である方
※調査の期間中に新規設定した方を含む

(3) 調査期間

令和7年6月17日（火）から6月22日（日）まで

(4) 調査方法

LINEのアンケート機能を使用して市民アンケートを作成し、対象者に配信。

(5) 回答形式

選択式と自由記述式の併用。

(6) 回答数

526件

(7) 設問及び結果

市では、現在、10年後を見据えたまちづくりのために、新しい計画の策定を進めています。そこで、市民の皆様からご意見をお伺いするため、LINEアンケートを実施します。より良いまちづくりのため、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください。

問1 あなたの性別をお答えください。

項目	件数	割合
男性	185	35.2%
女性	331	62.9%
その他	3	0.6%
答えたくない	7	1.3%

問2 あなたの年齢をお答えください。

項目	件数	割合
10代	3	0.6%
20代	23	4.4%
30代	63	12.0%
40代	100	19.0%
50代	138	26.2%
60代	105	20.0%
70代	73	13.9%
80代以上	19	3.6%
答えたくない	2	0.3%

問3 市内への在住・在学・在勤区分をお答えください

項目	件数	割合
在住	468	89.0%
在勤	39	7.4%
在学	1	0.2%
いずれにも該当しない	18	3.4%

この計画では、目指す将来のまちの姿【図1】を定め、その実現に向けて、3つの戦略【図2】を掲げ、取組を位置付けます。戦略1～3に対して必要だと考える取組をお答えください。

【図1】将来都市像（目指す将来のまちの姿）

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-J」

A (Ambitious)…未来を切り拓く	「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-J」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。
T (Together)… 共に創る、育む	先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。
S (Safe)……… 安心と安全	自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。
U (Unique)…… 個性が輝く	
G (Green)……… 自然と共に	
I (Inspire)…… 創造と発見	

【図2】重点プロジェクト

将来都市像及び目標人口を実現するために3つの戦略を掲げ、取組を位置付けます。

■戦略1（住みたいまち）

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

【取組例】 中心市街地等の整備、スポーツ・文化芸術・歴史・観光振興、魅力発信、広域連携、防災・減災対策、防犯対策

■戦略2（育てたいまち）

子ども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる

【取組例】 出産支援、子育て支援、学校教育、若者の住宅取得支援、市民協働、社会教育

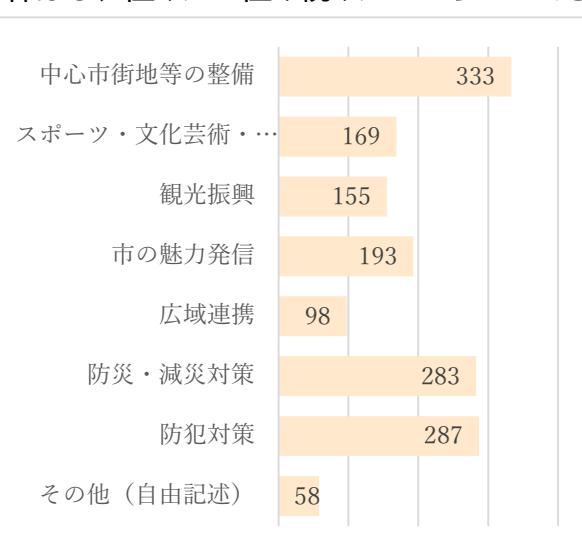
■戦略3（働きたいまち）

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

【取組例】 産業拠点の創出、企業誘致、農業振興、交通混雑対策、商業振興、公共交通不便地域対策、環境対策、生涯学習、就労支援、健康づくり

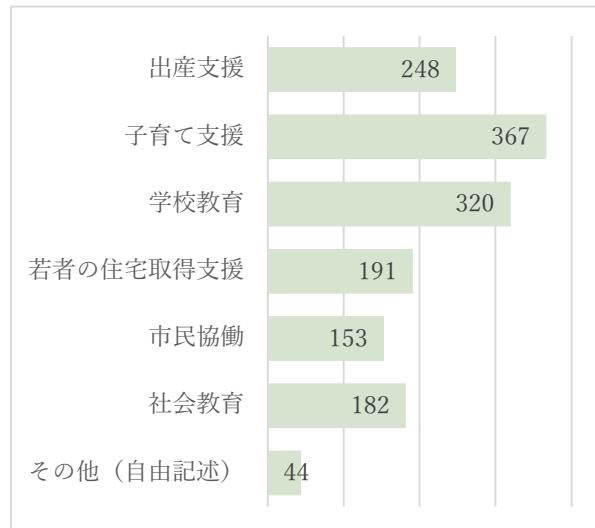
問4 戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

項目	件数
中心市街地等の整備	333
スポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりの取組	169
観光振興	155
市の魅力発信	193
広域連携	98
防災・減災対策	283
防犯対策	287
その他(自由記述)	58



問5 戦略2（育てたいまち）こども・若者一人一人が幸せに暮らし続けられるまちをつくる

項目	件数
出産支援	248
子育て支援	367
学校教育	320
若者の住宅取得支援	191
市民協働	153
社会教育	182
その他(自由記述)	44



問6 戦略3（働きたいまち）地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

項目	件数
産業拠点の創出	243
企業誘致	256
農業振興	197
交通混雑対策	280
商業振興	211
公共交通不便地域対策	264
環境対策	166
生涯学習	118
就労支援	200
健康づくり	157
その他(自由記述)	17



問7 その他、今後のまちづくりに必要だと考える取組について、御意見等がありましたら、御自由に御記入ください。(ない場合は、「特になし」をお選びください。)

16 第11次総合計画長期ビジョン案に対するオープンハウスの実施概要

第11次厚木市総合計画の策定に向けて、普段市政に参加する機会が少なかった市民に対してオープンハウスを開催し、長期ビジョン案の概要についてパネルを用いて説明するとともに、9月1日から10月1日までの期間で実施するパブリックコメントの周知を行いました。

会場	実施日	パネル 説明	パブリック コメント 案内
アミューあつぎ8階 屋内広場s o l a	令和7年9月2日（火）	10人	15人
あつぎ郷土博物館	令和7年9月7日（日）	5人	7人
ふれあいプラザ	令和7年9月13日（土）	3人	50人
あつぎ市民交流プラザ ※あつぎSDGsフェスティバル と同時開催	令和7年9月21日（日）	25人	112人

17 個別計画一覧

本市では、特定の行政課題に対応した様々な計画や指針を策定しています。これら個別の計画等の法令上の位置付けや計画の性格・期間などは様々ですが、総合計画を各分野において補完・具体化していくものと位置付け、総合計画の内容との整合性を確保するとともに、総合計画の推進と併せて、個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Ambitious 子育て・教育	厚木市こども・若者みらい計画	令和7(2025)年度 ～ 令和11(2029)年度	「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げ、急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指す計画です。
	第2次厚木市教育振興基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	これからの中長期を見据えた教育振興に取り組むための基本理念・基本目標・基本方針等を定める計画です。
Together 福祉・健康・コミュニティ	厚木市地域福祉計画（第6期）	令和6(2024)年度 ～ 令和8(2026)年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度 ⁷⁰ の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。

⁷⁰ 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度

	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画に包含した計画としています。
	厚木市障がい者福祉計画（第7期）	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。
	厚木市自殺対策計画（第2期）	令和6(2024)年7月～令和11年(2029)6月	「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。
	第3次健康食育あつぎプラン	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	地域包括ケア社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。
	第4次厚木市男女共同参画計画	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。
	第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。

	第4次厚木市子ども読書活動推進計画	令和6(2024)年度 ～ 令和10(2028)年度	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「第五次神奈川県子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における子どもの読書活動をより一層推進し、「読書大好きあつぎっ子」を育てるための計画です。
Safe 安心・安全	厚木市防災都市づくり計画	令和5(2023)年度 ～ 令和22(2040)年度	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的な施策等を示す計画です。
	厚木市国土強靭化地域計画	令和2(2020)年度 策定 (令和6(2024)年度改定)	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようと最悪な事態に陥ることが避けられるよう、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
	厚木市地域防災計画	平成24(2012)年度 策定 (令和4(2022)年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
	厚木市国民保護計画	平成18(2006)年度 策定 (平成30(2018)年度改定)	武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、武力攻撃や大規模テロなどへの平素からの備えを始め、警報の伝達や避難住民の誘導、避難住民等への救援について定めた計画です。

Unique 都市整備・産業	厚木市災害廃棄物 処理計画	平成30(2018)年度 策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。
	厚木市耐震改修促進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和12(2030)年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
	第2期厚木市消防力整備計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るために、令和3(2021)年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。
	厚木市交通安全推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の特徴的な取組であるセーフコミュニティの理念(事故やけがは偶然の結果でなく予防できる)の下、より具体的な施策を示し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる交通事故のないまちを目指す計画です。
	厚木市都市計画マスターplan	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22(2040)年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。

	あつぎの道づくり 計画	令和3(2021)年度 ～ 令和14(2032)年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。
	厚木市交通マスター ープラン	令和3(2021)年度 ～ 令和22(2040)年度	都市計画マスター・プランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。
	厚木市空家等対策 計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	厚木市住生活基本 計画	令和5(2023)年度 ～ 令和14(2032)年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。
	第二次厚木市住居 表示整備事業計画	平成17(2005)年度 策定	都市基盤整備の一環として、住居表示整備を円滑に進めるための基本となる計画です。
	本厚木駅周辺歩い て楽しいまちづく り推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和22(2040)年度	官民一体となって、「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する歩いて楽しいまち」を実現するため、まちづくりの方針やエリア別の目指すまちの姿などを定めた計画です。

	厚木市移動円滑化 基本構想	平成14(2002)年度 策定	駅及びその周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するための基本の方針をまとめた構想です。同構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会が、それぞれ特定事業計画を策定し、具体的にバリアフリー整備を行います。
	厚木市景観計画	平成21(2009)年度 策定	「景観法」に基づき、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めた計画です。
	第3次厚木市産業 マスターplan	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木農業振興地域 整備計画	昭和49(1974)年度 策定 (平成30(2018)年 度改定)	農業振興地域における農業振興を図るため、「農用地利用計画」や「農業生産基盤の整備開発計画」などを示した計画です。
	厚木市農業経営基 盤の強化の促進に 関する基本的な構 想	平成6(1994)年度 策定 (令和5(2023)年 度改定)	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を支援、育成するための構想です。
	厚木市都市農業振 興計画	平成30(2018)年度 ～ 令和9(2027)年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。

Green 環境	厚木市環境基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。
	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度（令和4(2022)年度改定）	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。
	みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度	生物多様性の保全及び回復に向け、市民等への普及促進を図り、計画的に施策を推進するとともに、市民、事業者及び関係機関の役割を定め、豊かな自然のめぐみを育む社会を実現するための地域戦略です。
	厚木市緑の基本計画	平成29(2017)年度～令和17(2035)年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。

	水辺ふれあい構想	平成19(2007)年度 ～ 令和8(2026)年度	本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺(河川、小川、池、水源など)を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人の触れ合いを、より身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぐ環境と元気なあつぎを目指すための構想です。
Inspire スポーツ・文化芸術・魅力	第2次厚木市スポーツ推進計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	国の「スポーツ基本法」や「スポーツ基本計画」を踏まえ、社会情勢や市民ニーズ、ライフステージなど、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。
	第2次厚木市観光振興計画	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。
行財政運営の五つの基本姿勢	第7次厚木市行政改革大綱	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3(2021)年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。
	厚木市情報化推進計画(2021～2026)	令和3(2021)年度 ～ 令和8(2026)年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行財政運営の実現を目指し、I C Tの効果的な利活用を推進するため、令和3(2021)年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。

	厚木市公共施設最適化基本計画	平成27(2015)年度 ～ 令和36(2054)年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。
--	----------------	-----------------------------------	--

18 市民憲章など

(1) 厚木市民憲章（昭和39(1964)年2月1日制定）

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

(2) 厚木市章（昭和30(1955)年3月22日制定）

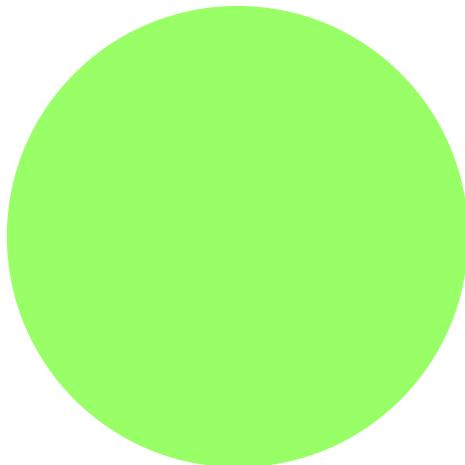
あつきの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴する。



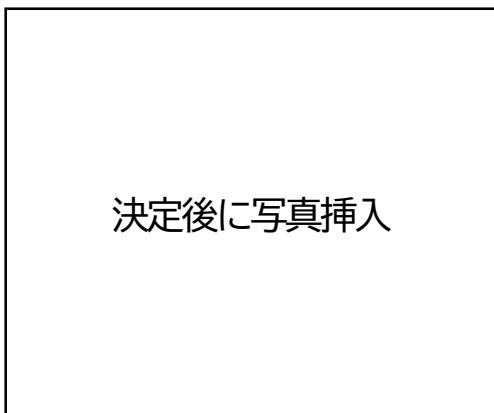
(3) 市の花：さつき・市の木：もみじ（昭和44(1969)年2月1日制定）



(4) 市の色：きみどり（昭和60(1985)年5月25日制定）



(5) 市の鳥：●●●（令和8(2026)年1月●●日制定）



(6) 厚木市家庭のしつけ（昭和44(1969)年2月1日制定）

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆくことが必要です。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんきづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをすることもにそだてましょう。

なかよくすることもにそだてましょう。

(7) 親孝行都市宣言（昭和49(1974)年4月1日告示）

厚木市は、先人の努力により県央の近代都市としてめざましい発展をしているが、住みよい郷土づくりの基底ともなるべき人間性をつちかうために従前より厚木市民憲章や家庭のしつけを制定してきた。

そうした中にあって、さらに慈愛深き家庭のなかに育成される親子の関係の重要性にかんがみ、人間の生命をはぐくみ育ててきたものは親であることを再認識し、子は親に感謝するという心豊かな人間性の涵養を市民運動として展開するために「親孝行都市」を宣言する。

(8) あつき市民ふれあい都市宣言（平成27(2015)年2月1日告示）

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人ととの関係が変化し、市民相互の絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

第11次厚木市総合計画（案）

«概要版»

令和7（2025）年9月

厚木市

序章

1 策定の趣旨（本編2ページ）

本市では現在、令和3(2021)年度を始期とする第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、社会経済情勢は大きく変化し、今後も様々な変化を見据えたまちづくりが求められています。

こうしたことから、今後のまちづくりの方向性を新たに示すため、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け（本編2ページ）

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像を掲げるとともに、その実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示す、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。

3 計画の構成と期間（本編2ページ）

(1) 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための政策や施策の方針、施策体系などを定めるものです。

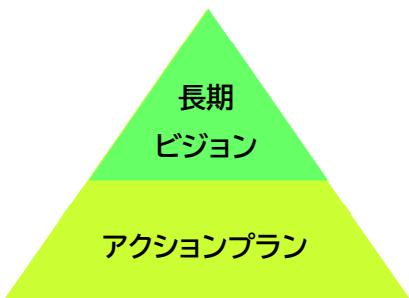
(2) アクションプラン

具体的な事業を年度別に定めるものです。

(3) 計画期間

長期ビジョンは令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

アクションプランは令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間を第2期計画期間とします。



4 策定の背景（本編3～14ページ）

本市を取り巻く社会経済情勢の変化として、人口減少・超高齢社会の進展、こども・若者や女性、外国人住民などへの支援の必要性、新たなデジタル技術の活用やSDGsの達成に向けた取組等が挙げられ、行財政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしています。こうした背景に留意した上で、計画を策定します。

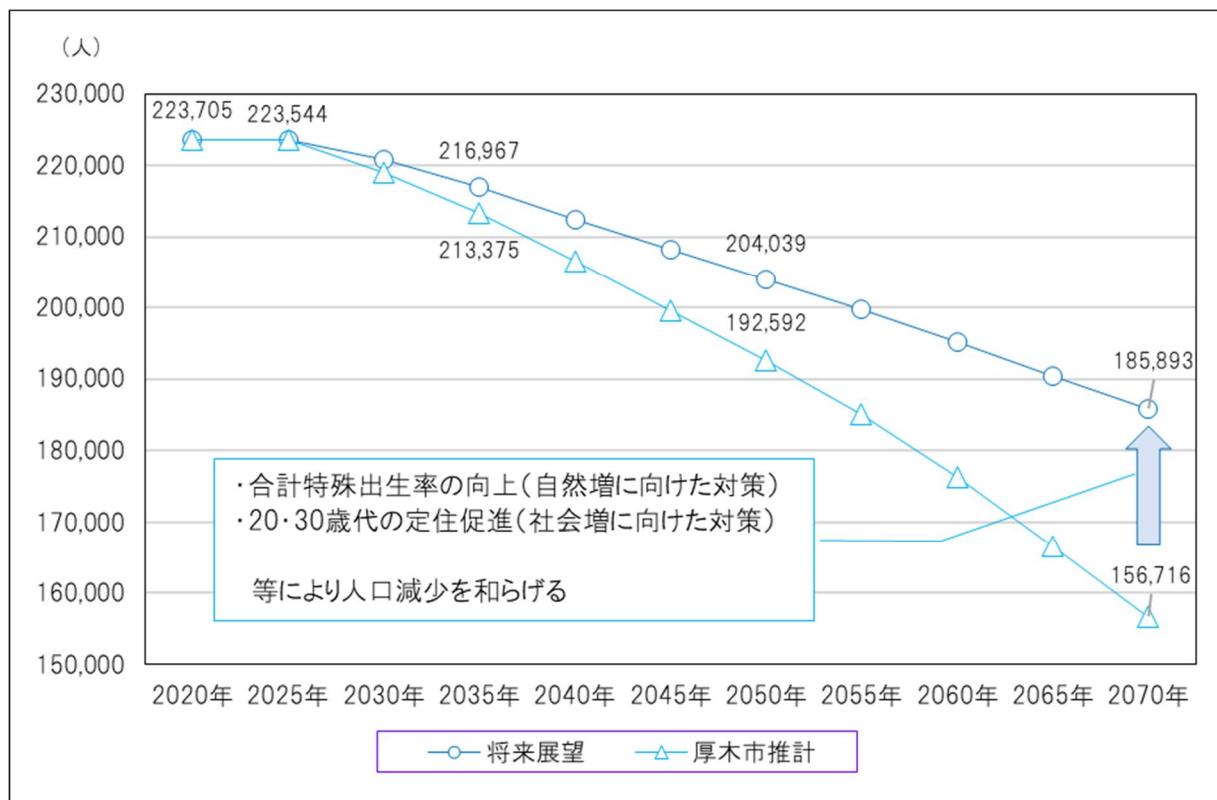
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

1 人口の推移（本編 16~19 ページ）

本市の人口総数は、令和2(2020)年からは減少傾向に転じており、令和7(2025)年では223,544人となっています。

2 人口の将来推計（本編 20~23 ページ）

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」の推計に基づいて本市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）及び、合計特殊出生率の上昇や20・30歳代の転出抑制等への取組による目標人口（将来展望）は、次のとおりです。



出典：厚木市作成

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略（本編 24 ページ）

本市では、「厚木市人口ビジョン」及び「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、人口減少などに向けた取組を進めてきました。

総合計画においても、人口減少に対する施策を位置付けるなど総合戦略と共通する考え方を有していることから、両計画を一体化することで、より効果的・効率的な運用を図ります。

長期ビジョン

1 将来都市像（本編 27 ページ）

本市の将来都市像（目指すまちの姿）を次のとおり定めます。

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A (Ambitious)・・・未来を切り開く

T (Together)・・・共に創る、育む

S (Safe).....安心と安全

U (Unique).....ほかにはない

G (Green).....自然と共に

I (Inspire).....創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将來の目標人口（本編 27 ページ）

全国的に人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策に取り組むことにより、令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針（本編 28・29 ページ）

人口減少が進展する中、都市的・自然的土地利用のバランスを図りながら、次の視点に基づき計画的な土地利用を進めます。

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりや、交通の要衝としての優位性をいかした土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

豊かな自然環境や農地の保全、農地の多面的な機能の活用など、自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

防災・減災対策の推進を図るための、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）（本編 30～34 ページ）

将来都市像や人口の将来展望を実現するため、将来にわたって活力あるまちであります。続ける必要があることから、分野横断的に取組を進める重点プロジェクトを位置付けます。

重点プロジェクトは、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、三つの戦略と各戦略に応じた重点テーマや取組により構成します。

将来都市像の実現に向けて、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための取組を戦略的に進めていきます。

(1) 戦略1（住みたいまち）：厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

- ア 新たな人の流れを生み出すまちづくり
- イ 新たな発見がある魅力的なまちづくり
- ウ 穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
- エ つながり支え合う地域づくり

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
総人口	223,544人	221,000人	217,000人

(2) 戦略2（育てたいまち）：子どもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

- ア 出産・子育ての希望がかなう環境づくり
- イ 子どもたちが自ら学び成長できる環境づくり

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0～14歳人口	23,903人	21,500人	20,500人

(3) 戦略3（働きたいまち）：地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

- ア 暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
- イ 人にも企業にも選ばれるまちづくり

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数	7,235事業所	7,900事業所	8,500事業所
従業者数	152,128人	153,000人	154,000人
法人均等割 納税義務者数	7,910事業所	8,600事業所	9,200事業所

5 まちづくりの目標（政策）（本編 35 ページ）

将来都市像の実現に向けた六つのまちづくりの目標（政策）を設定し、施策を展開します。

(1) Ambitious (未来を切り開く)：子育て・教育

こどもたちが未来を切り開く創造力を育む環境をつくります。

(2) Together (共に創る、育む)：福祉・健康・コミュニティ

安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

(3) Safe (安心と安全)：安心・安全

安心・安全に暮らせる環境をつくります。

(4) Unique (ほかにはない)：都市整備・産業

ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

(5) Green (自然と共に)：環境

豊かな自然と共生する環境をつくります。

(6) Inspire (創造と発見)：スポーツ・文化芸術・魅力

住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

6 施策（本編 36～65 ページ）

政策	施策	施策の目指す姿
教育・子育て	01 子育て	こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。
	02 学校教育	こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。
福祉・健康・コミュニティ	03 地域福祉	地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。
	04 高齢者福祉	高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。
	05 障がい者福祉	障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。
	06 保健・医療	健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。
	07 社会教育	知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。
	08 市民協働	市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。
	09 生涯学習	生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。
	10 人権・平和	市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

政策	施策	施策の目指す姿
安心・安全	11 防災・減災	防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。
	12 消防・救急	火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。
	13 防犯	犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。
	14 交通安全	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。
都市整備・産業	15 都市・交通	誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。
	16 道路	効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。
	17 基盤整備	魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。
	18 公園・緑地	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、市民が豊かに暮らしています。
	19 産業・労働	市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。
	20 商業	魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。
	21 農業	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。
環境	22 温暖化対策	再生可能エネルギーの普及及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。
	23 循環型社会	ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。
	24 自然・生活環境	豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。
文化芸術・スポーツ・魅力	25 スポーツ	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。
	26 文化芸術	文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。
	27 観光	多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。
	28 魅力発信	本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

7 行財政運営の五つの基本姿勢（本編 66・67 ページ）

今後、様々な変化に対応していくためには、次のような視点を踏まえて行財政運営を進めていく必要があります。

(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営

社会経済情勢の急速な変化に対して柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。

(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

公共施設やインフラの老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を捉え、施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などを進め、本市の行政サービスを支える公共施設を持続可能なものにします。

(3) DXの推進

新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容やプロセスの再構築といった、DXによる行政改革を推進します。

(4) 多様な主体との連携

民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携の取組を推進します。

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、県央やまなみ協議会や県央相模川サミットなどの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

8 進行管理（本編 68 ページ）

重点プロジェクト及び施策並びに具体的な事業について、P D C A サイクルを活用した進行管理を行います。

計画（P l a n）に基づき、進行管理の対象となる施策等を実施する（D o）とともに、進捗状況や成果を図るために指標及び目標値を設定し、目標値に対する達成状況などにより評価を行います（C h e c k）。評価結果に基づき、施策等の内容の見直しなど、改善方策を検討し（A c t i o n）、計画に反映します（P l a n）。

